

令和 5 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 5 年 3 月 7 日
- ・ 開 会 令和 5 年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 令和 5 年 3 月 1 4 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

8 番 三 條 幸 夫

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長	
代表	監査委員	農業委員会	会長	
副	町	長	福祉課	長
総合	支所	長	福祉課	参事
会計	管理者	産業課	長	
総務	課	長	産業課	参事
総務	課	参事	建設課	長
総務	課	参事	建設課	参事
総務	課	参事	住民福祉課	長
移住・定住	支援室	長	総務課	主査
住民	課	長		
生涯学習	課	長	生涯学習課	参事
生涯学習	課	参事		
監査委員	事務局	長	選挙管理委員会	事務局長
農業委員会	事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和5年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和5年3月7日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和5年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 令和5年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一 正	教育委員会教育長	関 谷 正 樹
代表監査委員	近 藤 克 郎	農業委員会会長	石 田 正 俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章 夫	福祉課長	宮 田 栄
総合支所長	田 中 信 裕	福祉課参事	佐 薙 清 美
会計管理者	阿 部 雅 浩	産業課長	作 田 勝 弥
総務課長	林 敏 美	産業課参事	中 村 直 樹
総務課参事	佐 川 雅 仁	建設課長	高 島 清 和
総務課参事	稲 川 浩 司	建設課参事	山 本 純 生
総務課参事	小 堀 弘 樹	住民福祉課長	山 本 晃
移住・定住支援室長	秋 葉 暢 康	総務課主査	安 念 真 人
住民課長	星 加 政 志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	菅 野 洋 治	生涯学習課参事	砂 金 英 樹
生涯学習課参事	村 山 修		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井 上 透
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平 田 義 和	事務局主幹	田 中 学
------	---------	-------	-------

以上のとおり報告する。

令和5年3月7日

大空町議会議長 原 本 哲 己

諸 般 の 報 告

《令和4年12月21日～令和5年3月7日》

- | | |
|--------|--|
| 12月21日 | 第13回総務厚生・第13回産業建設文教合同常任委員会
第13回議会広報常任委員会 |
| 1月7日 | 消防出初式 |
| 8日 | 大空町はたちのつどい |
| 12日 | 当別町議会総務文教常任委員会視察来町 |
| 20日 | 第8回議会運営委員会
第14回総務厚生・第14回産業建設文教合同常任委員会
第14回総務厚生常任委員会
第14回産業建設文教常任委員会 |
| 24日 | 北海道知事視察来町 |
| 26日 | 第14回議会広報常任委員会 |
| 2月7日 | 第15回議会広報常任委員会 |
| 16日 | 第16回議会広報常任委員会 |
| 18日 | 議会報告会・町民との意見交流会 |
| 20日 | オホーツク町村議会議長会定期総会・役員会（遠軽町） |
| 21日 | 第3回議員協議会
第15回総務厚生・第15回産業建設文教合同常任委員会
第15回総務厚生常任委員会
第15回産業建設文教常任委員会 |
| 3月1日 | 第9回議会運営委員会 |
| 3日 | 大空町の農業を考える会学習会 |
| 7日 | 令和5年第1回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣言

◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和 5 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣言

◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、10 番、松岡克美議員及び 11 番、齋藤宏司議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

◇議会運営委員会委員長 皆様おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 3 月 1 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 4 人、町長から提出されております案件が 31 件であります。その内訳は、諮問 3 件、同意 2 件、条例制定等の議案が 10 件、令和 4 年度補正予算 8 件、新年度予算 8 件であります。また、議会提出議案の提出も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 3 月 7 日に開会をして、3 月 14 日までの 8 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 3 月 14 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は11名であります。三條議員より欠席する旨届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者並びに報道関係者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたのでご了承願います。議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますのでご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
松川町長。

◇町 長 おはようございます。令和5年第1回大空町議会定例会にあたりまして行政報告を行います。

12月22日から1月15日にかけて、町政懇談会、ふれあいトークを開催いたしました。両地区合わせて10カ所で開催し、214名の町民皆様の参加をいただきました。生活環境の充実、マイナンバーカードの取得、有休施設の利活用などについてご意見ご質問をいただいたところであります。

12月28日、北見市の辻市長とともにLCCピーチアビエーション株式会社に対し要望活動を実施いたしました。昨年12月13日に令和5年度上期ダイヤにおきまして成田線が休止、関西線が7月1日から10月28日までの季節運航になるとの説明があったところであります。そこで急遽成田線休止の撤回、関西線の通期での運行継続について要望いたしましたが、結果当初の説明どおりの運行スケジュールとなったところであります。

年が明けまして、1月8日、大空町はたちの集いを教育文化会館にて挙行い

たしました。令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、従前から用いていた成人式の名称を20歳の集いに改め、これまで同様、二十歳の方を対象に実施し68名に参加いただきました。

1月24日は、東京に出張しB&G全国サミットに出席いたしました。基調講演やパネルディスカッションの他、優良海洋センターの表彰が行われ、大空町では、女満別東藻琴両海洋センターが12年連続特A評価を頂戴したところでもあります。

1月28日は、B&Gモデル事業雪害ボランティア研修会を開催いたしました。令和3年度にB&G財団の支援を受けて配備いただきました除雪機やミニホイールローダを活用して防災マスター、消防団、一般町民など24名にストック車両の救出など実践していただいたところでもあります。また、午後からは冬の大冒険と銘打って雪上レクリエーション体験会を開催し、スノーシュー体験やバナナボート体験試乗会などに38名の参加をいただいたところでもあります。

1月30日は、大空町として初めて企業版ふるさと納税をお納めいただきました株式会社セコマ赤尾代表取締役社長に感謝状等贈呈するため、札幌市に出張いたしました。寄附金の使途や大空高校での取り組みについての説明及び意見交換を行ったところでもあります。

2月1日は、矯正施設所在自治体北海道地域部会にオンラインで参加いたしました。近年の犯罪動向、国が実施している再犯防止施策、矯正施設において実施している具体的な取り組みなどについて情報提供をいただいたところでもあります。

2月4日は、株式会社エアドゥーと連携してポケットモンスターに登場するキャラクターをイルミネーションとして点灯し、地域の方々や観光客を歓迎するコンコンロコン冬のイルミネーション点灯式を道の駅メルヘンの丘めまんべつで開催いたしました。イルミネーションは親子によるワークショップで作成いただいたところでもあります。3月5日までイルミネーションの点灯を行い、多くの方に喜んでいただけたものと思います。

2月7日は、大空町民自治推進委員会を開催いたしました。大空町自治基本条例につきましては、令和2年度に見直しを行いました。その後2年が経過したことから、改めて現在の社会情勢を踏まえた検証について諮問したところでもあります。

2月9日は、札幌市に出張し網走川流域の会及び網走市、美幌町、津別町、大空町の1市3町の合同で、網走市呼人のホテルで発生した重油流出事故の早期解決について北海道知事への要望、要請書を小玉副知事に施行いたしました。

翌日は遠軽町田原生において、オホーツク町村会定期総会に出席いたしました。欠員となっている役員の選出などを行い、私は新たに北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員に選出されたところでもあります。

2月11日は、大空町青少年顕彰式・青少年健全育成交流会が議事堂文化ホールで開催され、出席いたしました。今年度は33個人4団体に対し、各章が授与されました。授賞式終了後、児童生徒の意見発表、女満別小学校金管クラブによる楽器演奏が行われました。

翌日、上川町において、G7札幌気候変動機構エネルギー環境大臣会合実行

委員会主催により開催されましたG7ゼロカーボンミーティングin層雲峡に出席いたしました。元環境大臣の小泉進次郎衆議院議員による基調講演などが行われたところであります。

2月14日は、網走市で開催された斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会市長町長会議に出席いたしました。施設整備の想定スケジュールの確認、焼却処理の対象とする廃棄物をどのようなものとするかなど、協議を行ったところであります。

翌日、札幌市に出張し合併処理浄化槽普及促進協議会役員会に出席いたしました。令和3年度決算認定、令和4年度事業報告、歳入歳出決算見込み、令和5年度事業計画及び歳入歳出予算について審議し、あわせて正副会長の互選を行ったところであります。

2月16日から18日にかけて、奈良県奈良市に出張いたしました。小清水町に販売店舗を構え、また大空町を含む近隣2市3町が包括連携協定を締結している株式会社モンベルの辰野勇会長と、モンベル会員向け優待サービスを提供するフレンドエリア構想について意見交換を行いました。

2ページをお開き願います。2月19日は、美幌町で開催された第101特科大隊廃隊行事に出席いたしました。第101特科大隊は、大空町のみを警備体系とする美幌駐屯地駐留部隊で、令和5年3月15日付けをもって廃隊となります。

2月21日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催しました。令和4年度補正予算、令和5年度予算の審議を行い、いずれもお認めいただいたところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和5年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）

◇議 長 日程第5、令和5年第1回大空町議会定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。

松川町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。松川町長。

◇町 長 令和5年第1回大空町議会定例会にあたり、町議会議員並びに町民皆様に私の町政に対する基本的な考え方と事業の概要、予算について説明を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年4月に大空町長として町政を担わせていただくこととなり、まもなく1年を経過いたします。

令和2年1月16日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されてから既に3年を経過いたしました。3月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねられます。5月8日からは感染症法上の位置付けが2類から5類へ変更となり、いよいよ本格的なウィズコロナの時代へと進んでいくこととなります。

す。

昨年2月24日に突如として開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵略は、長期化の様相を呈し、いまだ和平への兆しは全く見えていません。燃料や物価が高騰し、グローバルな課題が瞬時に日本国内に強い影響を及ぼすということを認識せざるを得ません。

令和2年度に初めて国から交付を受けてきた地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対策、地域経済対策、燃料・肥料・飼料などの物価高騰対策、町民皆様の生活を下支えする取り組みとして活用してまいりました。令和5年度は現在のところ地方創生臨時交付金の交付が予定されていないことから、ウィズコロナ時代に即した独自の取り組みを検討していかなければなりません。

日本国内における令和4年1年間の出生数は、戦後初めて80万人を下回る予測が出され、少子化の加速が顕在化しています。加速する少子化に歯止めをかけなければ、医療や年金といった社会保障制度を維持していくことが困難となります。そして何よりも地域を維持・持続させていくことが困難となります。政府による「異次元の子育て対策」において、安心して産み育てられる環境整備に向けた実効性ある施策の推進が期待されているところです。

未来に向かって持続していくまちであり続けるためには、健康や子育て、福祉、産業、教育など幅広い分野での総合的な取り組みが必要です。町民皆様が安心して暮らし続けられるために、令和5年度予算の編成にあたってまいりました。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、まちづくりに臨む基本的な考え方について申し上げます。

まちづくりは「人づくり」と言われているように、「人」がその土地にいないれば「まち」は存在しえません。町民皆様がまちづくりに関心を持ち、愛着を持っていただけるよう、的確な情報を提供し、機会を確保するとともに、子育てや教育に対しましても環境整備を進めてまいります。

農業におきましては、農業基盤整備事業の計画的な推進に努めると同時に、持続的な発展に向け取り組んでまいります。商工業や観光につきましては、関係団体の取り組みを積極的に支援してまいります。新型コロナによる行動制限で大幅に減少していた航空利用者が戻りつつあります。引き続き、利用者の増加対策に取り組んでまいりたいと存じます。

安心して地域で暮らしていくためには、防災、住宅、医療、福祉などの基本的な環境が整備されていなければなりません。特に医療・福祉は高齢化が進む本町にとって欠かすことのできないものであることから、引き続き必要な支援を行ってまいります。また防災については、防災活動の拠点となる施設整備を進め、安心して暮らし続けられる環境づくりを行ってまいります。

次に、令和5年度事業の概要について、分野ごとに申し述べたいと存じます。総務関係についてであります。

役場庁舎の大規模改修につきましては、外壁や各種設備の更新など工事を本格化します。将来において安定してサービスを提供する行政運営の拠点施設として、機能充実を図ります。

防災につきましては、河川防災ステーションの建設を国と連携して進めます。洪水などの災害発生時には活動の拠点として、平常時にはコミュニティ活動や

研修などに活用できる施設として整備します。

オホーツク総合振興局と管内全市町村が連携し、「オホーツクール」をはじめとしたオホーツク地域の統一イメージの形成と情報発信に努めてまいります。オホーツク地域で暮らし活動する人が一体となって分かりやすい情報発信を行い、オホーツクの認知度の向上だけではなく、実際の来訪につなげてまいります。

生活を支える公共交通につきましては、引き続き関係自治体と連携して維持・確保に努めるとともに利用実態などを踏まえ、運行形態や支援の在り方について検討してまいります。

路線バスにつきましては、網走東藻琴線、女満別空港線の各路線バス事業者に対し、引き続き運行継続の支援を行います。

鉄道につきましては、関係自治体などと連携した維持・確保対策に努めるとともに、運賃助成など利用の促進を図ります。

航空につきましては、今後の需要動向を注視し、周辺の自治体、経済団体、航空会社や空港運営事業者などと共に誘客促進支援や需要喚起に向けた取組を進めてまいります。

LCCピーチ・アビエーションの路線定着に向けたプロモーション活動を地域一体となって進めるとともに、町民の旅行に対する支援を引き続き行います。

また、大空高校の生徒を対象としたふるさと教育チャーター事業や冬季の誘客促進に関するプロジェクトを実施するなど多角的に空港活性化に取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、様々な企業との関係性を拡大し、ビジネスの創出や新しい働き方への対応などあらゆる可能性を探ってまいります。

移住・定住対策につきましては、戦略的なプロモーションを継続します。昨年から取り組んでいる「PROTO OZORA」プロジェクトにおいて、大空高校の生徒から提言のあった政策の社会実装に向けた検討を町民や企業などとも協働しながら進めるほか、町の魅力を効果的に発信するなど関係人口の創出及び拡大に努めてまいります。

移住の相談件数が年々増える中、機会を逃すことのないよう庁内外の関係者が連携を深め、仕事や住まいの総合的な相談支援を行うとともに、定住支援策を充実させてまいります。

町民皆様が自主的、主体的に行う活動を支援する元気づくり応援事業を継続します。芸術文化活動や地場産業の振興、優れた人材の育成など様々な分野での活動を応援し、活気と潤いあふれるまちづくりを推進してまいります。

財政につきましては、原油価格、物価高騰の影響による負担増が見込まれる中、一層の歳出削減に努め健全性を維持する必要があります。国の動向を注視して財源確保に努めるとともに、中長期的な視点で効率的な運営を図り、安定した財政基盤を確立してまいります。

町民皆様と行政が互いに理解と信頼を深め、協働によるまちづくりを推進するため、引き続き行政情報の発信や広聴活動を積極的行います。

情報発信につきましては、広報誌だけではなくホームページや各種SNS、ラジオ、地上デジタルテレビのデータ放送、地域情報アプリ「そらっきーナビ」

など多様な媒体を活用し、行政情報や町民皆様の生活に関する情報を随時発信するほか、緊急・重要情報の迅速かつ確実な発信に努めてまいります。また、地域活性化起業人制度を活用し、民間企業のノウハウや知見を生かしてデジタル媒体の利用拡大に努めてまいります。

広聴活動につきましては、町政懇談会「ふれあいトーク」をはじめとした活動を継続し、将来に向けた地域の在り方などについて町民皆様とコミュニケーションを図り、ニーズを的確に捉え、まちづくりに反映してまいります。

姉妹都市の東京都稲城市及び友好町の熊本県氷川町との交流事業につきましては、産業、教育、スポーツ、文化などの分野における交流を継続し、一層の友好関係を築いてまいります。

網走刑務所住吉作業所利活用事業につきましては、「すみよしふれあい農園」のほ場整備を本年度に完了させ、作物の本格的栽培への移行や加工品の開発・販売、収穫体験などに取り組みます。法務省をはじめとする関係機関と引き続き連携し、町の活性化と再犯防止に資する取組を推進してまいります。

網走市、斜里町、清里町及び小清水町との1市4町による「東オホーツク定住自立圏共生ビジョン」がスタートしています。今後の圏域全体の生活機能や都市機能の活性化に向けて連携して取り組んでまいります。

住民関係についてであります。

自治会は、様々な活動を通して世代を超えた連帯感を深めることができるなど住みよい地域づくりには欠かせない組織です。自治会の運営や活動支援のための交付金制度、また、各自治会への地域担当職員の配置を継続し、町民との協働によるまちづくりを進めてまいります。

町民会館、公民館は、コミュニティ活動の拠点として活用されています。施設の適切な維持・補修に努めるとともに、改修整備については、引き続き地域と協議を進めてまいります。

花いっぱい運動につきましては、町民皆様と共に道道女満別空港線や公共施設周辺を花で彩り、美しい景観や快適な生活環境づくりに努めてまいります。近年、ボランティア団体の会員不足や高齢化などにより、花の植栽や管理の担い手不足が課題となっているため、関係する皆様と共に実施方法を検討してまいります。

交通安全・防犯の推進につきましては、昨年、交通安全防犯推進委員会が女満別地区2か所、東藻琴地区2か所の計4か所に防犯カメラを設置しました。児童や通行者を交通事故や犯罪から守るため、引き続き関係団体などと連携して防犯カメラの設置に取り組んでまいります。

町内での交通事故死ゼロの継続日数は、昨年11月17日に1,063日で途切れましたが、改めて町民皆様や関係機関・団体と共に「交通安全計画」に基づき、交通安全対策を進めてまいります。

防犯対策では、関係機関・団体と連携して不審者警戒巡視や自主防犯パトロール、街頭啓発を実施し、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

地球温暖化やプラスチックごみなどの環境対策につきましては、町民皆様に情報提供や啓発活動を行い、一人一人の意識の高揚を図るとともに、広域的な処理についても検討してまいります。

廃屋対策につきましては、平成26年度から解体撤去工事に要する費用の助成を開始し、これまで101件の解体撤去が行われました。引き続き助成を行ってまいります。

全国的にも大きな社会問題となっている空き家対策につきましては、「空家等対策計画」に基づき、空き家の利活用や除却などの対策を進めてまいります。

エキノコックス症対策として、平成28年度からキツネへの虫卵の寄生を防ぐ駆虫剤の散布を実施し、その効果は過去の結果から実証されています。今後も対策を継続し、安全で安心、かつ、自然と共生するまちづくりを目指すとともに、広域的な取組に向けて近隣自治体に情報を提供してまいります。

塵芥処理につきましては、町民皆様のご理解とご協力により分別の徹底や再資源化による減量化が図られていますが、焼却処理施設、最終処分場及びリサイクルセンターは、施設、設備ともに老朽化が進んでいます。本年は、最終処分場の浸出水処理施設制御盤改修やリサイクルセンターのフォークリフト更新を行います。更なる廃棄物の減量化及び各施設の計画的な修繕と適正な維持・管理に努め、各施設の延命化を図ってまいります。

焼却処理施設につきましては、網走市、美幌町、斜里町及び小清水町との1市4町による広域での施設整備に向けて引き続き協議を進めてまいります。

網走市と斜里町の可燃ごみの一部の受入れを引き続き行うとともに、その他廃棄物の処理についても近隣自治体と広域での処理の可能性を探りながら、様々な形態について検討してまいります。

町営住宅につきましては、計画的な改修と適切な維持・補修に努めてまいります。令和2年度から継続してきました北二すみれ団地の屋根、外壁の改修工事が本年度で完了となります。また、昨年引き続きエアコン対応改修工事を実施し、居住環境の向上に努めてまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、ポータルサイトの見直しや返礼品の拡充、提供事業所の拡大などにより寄附金の増額を図り、魅力的なまちづくりに活用してまいります。

町税などの徴収、収納事務につきましては、債権管理条例に基づき、各種債権の適正管理に努めてまいります。関係課の連携による納付相談、共同徴収など収納率の向上に努めてまいります。

保健・福祉関係についてであります。

地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援します。また、福祉タクシー券及び外出支援タクシー券を発行し、高齢者や障がいのある方の外出を支援してまいります。

子育て支援につきましては、令和7年度から5年間を期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、ニーズ把握のためのアンケート調査を実施します。

子育て世代包括支援センターでは、全ての妊婦や子育て世帯が妊娠期から出産、子育てまで一貫して子どもが健やかに育つことができるよう伴走型相談支援の充実を図ります。併せて、経済的負担を軽減するため、出産・子育て応援給付金を交付します。

認定こども園につきましては、一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育

事業を実施するほか、給食費への助成を行います。

児童センター「めっちゃいるど館」や児童館「のんきっず館」において、放課後児童クラブを実施するとともに、子育て支援センターでは、親子遊びや交流の場を提供してまいります。

0歳から中学生までを対象とする子ども医療費助成は、所得を基準とした受給制限を撤廃し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

障がい者福祉センター「ちあふる」では、グループホーム、生活介護及び就労支援を実施し、自立と社会参加を支援します。また、施設の老朽化に対応するため、施設の外部改修に向けた調査を行います。

障がいがある方からの相談につきましては、相談員が訪問するなど必要な情報の提供や助言、サービス利用調整を行います。また、広域で設置した地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターでは、緊急対応や医療的ケアが必要な方の相談に応じ、切れ目のない支援を提供してまいります。

障がいの診断、訓練、治療のための旅費助成や重度心身障がい者の医療費助成、発達支援センターの運営費負担などの支援を行ってまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らしの高齢者などが安心して暮らすことができるよう緊急通報システムの設置・運用を継続しつつより効率的、効果的な手法を検討してまいります。

一人暮らしや夫婦だけでの生活に不安のある方がお住まいになる生活支援ハウスでは、入居者が安心して生活できるよう見守りや生活支援をきめ細やかにを行います。

医療につきましては、第二次医療圏の地域センター病院である網走厚生病院の脳神経外科と周産期医療の医療体制整備を図るため、近隣自治体と連携した支援を継続してまいります。

町民が安心して暮らしていくためには、町内の医療機能を維持していく必要があります。女満別中央病院の医療環境の整備・充実に必要な支援や東藻琴診療所のワイヤレス超音波画像診断装置の導入など医療環境の充実を図ってまいります。

東藻琴地区において各地域から東藻琴診療所までの通院に利用されている患者輸送車の更新を行います。

高齢化が進展する中、医療、介護の人材確保は困難を極める状況にあることから、事業者が人材を確保・育成するために必要な支援を行ってまいります。

母子保健につきましては、産婦の方を対象とした産後ケア事業の助成回数を増やし、より安心して育児を行えるようにしてまいります。不妊症、不育症の検査や治療に要する費用助成と併せ、妊娠、出産、育児の継続的な支援を行います。

各種疾病予防対策につきましては、加齢や過労などによる免疫力の低下によって起こる带状疱疹の発症及び後遺症を防ぐため、50歳以上の町民皆様に対し、带状疱疹予防接種費用の助成を新たに行います。他の定期予防接種も含め、正確な情報提供と適切かつ安全な実施に努め、感染性疾患の発症、重症化及びまん延を防止してまいります。

町民皆様が元気に活躍していただくためには、若い年齢からの生活習慣病予

防が大切となります。特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨を積極的に進めるとともに、重症化の恐れがある方には、積極的に個別アプローチを行います。

生涯にわたり健康で豊かな生活が実現でき、また、多くの町民が健康づくりに取り組むことができるよう健康教育や健康相談を行ってまいります。子どもの頃から健康に関する知識や理解を深めてもらうよう教育機関などと連携した取組も進めてまいります。

後期高齢者の健康診査に心電図や眼底検査などを追加して実施し、生活習慣病の発症や重症化の予防、心身機能低下の防止を図ります。

生活習慣病の重症化は、認知機能の低下へとつながる恐れがあることから、栄養バランスを考えた食生活や運動習慣の定着など幅広い年代の方の健康意識の高揚に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道全体で運営されており、被保険者が保険税により支える仕組みとなっています。

町では、被保険者の健康の保持増進、疾病予防及び生活の質の向上を目的に「データヘルス計画」を策定し、保健事業を実施しております。現計画の計画期間が本年度をもって終了することから次期計画を策定してまいります。

介護保険事業につきましては、令和6年度からの「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に必要な介護保険標準化システムへの移行を進めてまいります。

また、介護サービスの運営基盤を強化するため、介護老人福祉施設及び通常規模型デイサービス利用者の要介護度を評価し、その評価に基づき事業者に補助する制度を創設します。要介護度の維持及び改善による健康寿命の延伸と介護に従事されている方の意欲向上に期待をするところであります。

基幹病院の女満別中央病院や在宅支援診療所である東藻琴診療所、近隣医療機関、介護保険法に基づくサービス事業者、社会福祉協議会などと連携を図り、切れ目のない医療と介護の連携体制を構築し、総合的に高齢者を支える地域を目指してまいります。

産業の振興についてであります。

農林水産業は、地域経済の活性化とまちづくりを支える産業であり、商工業や観光事業などに関わりを持たせながら、地域産業の振興に努めてまいります。

主食用米の生産を抑え、水田を畑として有効活用することを目的に生産者に支払われる「水田活用の直接支払交付金」につきましては、水田から畑作地に転換する農家への支援策が拡充されたことに伴い、対象となる農業者に対して説明をさせていただいたところです。今後も関係機関・団体と連携を図り、国の動向などを注視して情報の収集と提供に努めてまいります。

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進展する中、農業労働力が減少している状況にあります。地域農業の活性化を図るため、意欲ある優れた後継者や担い手が実践的な技術、知識及び経営力を習得するための研修を支援してまいります。

後継者育成のほか担い手不足に対応するため、第三者継承による新規就農者の参入や受け入れについて、オホーツク新規就農者対策会議をはじめとする関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

病害虫対策につきましては、ジャガイモシストセンチュウ類の土壌検診及び低減効果の高い対抗植物であるトマト野生種の導入支援を行ってまいります。

安全・安心な農産物の生産に欠かすことのできないクリーン農業及び農業の基本となる土づくりを推進するため、緑肥作物の導入や地力向上のための土壌診断に対して支援を行います。さらに、近年、SDG s に貢献するものとして推進されている有機農業や減肥料、減農薬などの環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する支援を行ってまいります。

農家戸数の減少や高齢化に伴い、農業・農村が有する多面的機能に支障が生じないよう地域の共同活動に対する支援を行います。農地、水路、農道などの地域資源の適切な保全管理を図るため、中山間地域等直接支払事業や農業農村多面的機能支払交付金事業を実施してまいります。

農業委員会につきましては、農業者の公的代表機関として関係法令に基づき、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止を中心に農地の権利移動や農地転用の許認可など農地に関する事務に取り組んでいただいております。

本年7月をもって、現在の農業委員の任期が満了することから、新たな委員の選任とともに、新体制がスタートすることになります。

今後も農業委員会による農地行政が適切に執行されるとともに、農業委員の活動がこれまで以上に活発になるよう支援してまいります。

地域農業の経営が安定的に持続するよう担い手育成センターが中心となり、担い手の育成・確保と後継者のパートナー対策を関係機関・団体と連携し、推進してまいります。

国営事業につきましては、網走川中央地区国営かんがい排水事業により、網走川土地改良区管理の西幹線用水路の整備に向けて取り組んでまいります。

新規着手地区として、網走川豊住地区国営かんがい排水事業による排水機場と排水路整備の工事实施に向けた調査設計に取り組んでまいります。

道営農業農村整備事業につきましては、女満別本郷2地区農地整備事業、女満別東部高台2地区水利施設等保全高度化事業、女満別南部地区水利施設等保全高度化事業、女満別豊住地区農地整備事業、東藻琴山麓第2地区草地畜産基盤整備事業を実施し、農業生産基盤と営農環境の整備を行ってまいります。

新規調査地区として、東藻琴北地区水利施設等保全高度化事業、女満別南部2地区水利施設等保全高度化事業の事業申請に向けた計画策定に取り組んでまいります。

団体営事業につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業により、国営畑地かんがい施設導水管路及び送水管路の空気弁の更新、古梅ダム管理棟の防犯カメラ及び火災報知機の設置と通信システムの光回線化、道営畑地かんがい管路施設更新、本郷排水機場の常時排水電動機ポンプの分解整備、豊住地区排水路の横断ボックスの補修、農地耕作条件改善事業により農業用排水管路の更新を行い、安定した用水の供給及び排水機能の保全を図ってまいります。

国営事業で造成された古梅ダムと畑地かんがい導水管、本郷排水機場を基幹水利施設管理事業により、豊住排水機場と豊住地域用排水路を水利施設管理強化事業により管理いたします。

施設機能が最大限に発揮できるよう適正な管理を行い、生産性の向上による農業経営の安定化に努めてまいります。

国営事業により整備された、普通河川女満別川とチグサ藻琴川の河川内に堆積した土砂の撤去や繁茂した樹木の伐採を緊急浚渫推進事業により実施します。河川の流下能力を回復し、豪雨などのリスクの低減化に努めてまいります。

酪農、畜産につきましては、飼養戸数の減少や後継者不足など生産基盤の強化が求められる中、規模拡大による作業の効率化及び省力化を図るため、施設整備、機械導入などの畜産クラスター事業に取り組みます。また、良質かつ安定的な生乳生産を維持するため、酪農ヘルパー利用組合や乳牛検定組合への支援を行い、酪農家の労働負担軽減を図ってまいります。

和牛の生産振興として、オホーツク網走農業協同組合が取り組むゲノム検査やゲノム評価の高い繁殖雌牛の更新事業を支援してまいります。

住吉牧野につきましては、肉牛飼養戸数の減少により牧野の利用が年々減少していたことから、町営牧野運営検討委員会で検討した結果、預託事業を終了することとしました。今後は、牧野の利活用について検討してまいります。

国内で発生が確認されている豚熱や町内においても患畜が発生している牛ヨーネ病、これまでにないペースで発生している高病原性鳥インフルエンザなどの対策につきましては、家畜伝染病防疫対策協議会を中心に関係機関・団体と連携し、感染防止に向けて最新情報の収集や生産者への速やかな伝達に努めてまいります。

林業につきましては、「森林整備計画」に基づいた適正な管理と計画的な森づくりを推進するため、豊かな森づくり推進事業や緑豊かな森づくり事業により森林整備を支援してまいります。

町有林につきましては、植林から伐採まで計画的に実施し、適切な管理を行ってまいります。

地域材の利用促進につきましては、町内の森林から産出された木材を活用して住宅や店舗を新築、増改築した方に対する支援を行い、定住の促進と地域材の需要拡大を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、近年、ヒグマの出没や目撃が増加しており、農業被害や人的被害の防止を図るため、試験的にほ場に電気柵を設置し、被害の軽減効果の検証を行います。

また、農業者向けに電気柵に関する講習会を開催し、普及啓発を図るとともに、農業者が設置した電気柵に対する補助を農業協同組合と連携して実施してまいります。

有害鳥獣駆除につきましては、「鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣被害対策実施隊を中心に進めてまいります。

有害鳥獣の駆除従事者の確保と負担軽減を図るため、狩猟免許取得やエゾシカ駆除の処理に要する費用を支援してまいります。

水産振興につきましては、網走湖の水産資源確保のため西網走漁業協同組合が行う網走湖の有用資源・水質環境調査事業やシジミ種苗生産事業を引き続き支援してまいります。

商工関係についてであります。

新型コロナウイルス感染症や物価の高騰は、地域経済に大きな影響を及ぼしました。地域経済を活性化させるため、商工会や関係機関・団体などと連携し、各種施策を展開してまいります。

中小企業の経営安定化と事業投資の誘発を図るため、中小企業が融資を受けた資金に対する利子や保証料の一部を支援してまいります。

経済活性化対策につきましては、商工会が取り組むプレミアム商品券事業やおおぞら歌謡ショーの実施を支援し、町内消費の拡大を図ってまいります。

ポイントカード事業につきましては、転入者や出生者、ボランティア事業などの参加者にポイントを発行し、地元商店街における消費活動と地域における経済の循環を促進してまいります。

地域経済の活性化に加え、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町内に住み続けていただく住環境を確保するため、住宅リフォームに要する費用の支援を行います。

また、商店街の空洞化対策として、新たに起業するために必要な費用の一部を支援してまいります。

観光関係についてであります。

令和4年度上半期におけるオホーツク管内の観光入込客数は、528万700人で前年同期と比べ163万3,000人増加の対前年比144.8%、大空町の観光入込客数は75万7,800人で前年同期と比べ19万8,000人増加の対前年比135.4%となっています。上半期は宿泊助成事業や新型コロナウイルス感染症対策による行動制限の緩和などから増加となりましたが、コロナ禍前の令和元年上半期の大空町の観光入込客数94万5,000人と比較すると80%程度にとどまっております。

本年、アドベンチャートラベルワールドサミットが北海道で開催されます。体験型観光が注目される中、観光協会をはじめ関係機関・団体と連携し、町内の観光資源の活用や広域での取り組みにより観光振興を図ってまいります。

北見市、網走市、小清水町及び美幌町との2市3町で構成する「サイクルアドベンチャーオホーツク推進協議会」に参画し、サイクリングによる観光や網走湖、藻琴山といった地域資源を活用したアウトドア観光など体験型観光の充実に向けて取り組むとともに、オホーツクの自然豊かな景観や食の魅力を多様な広告媒体を活用して発信し、誘客を促進してまいります。

朝日ヶ丘公園につきましては、網走湖や藻琴山、知床連山まで360度の大パノラマが眺望でき、夏から秋にかけてはひまわりが多くの方を楽しませてくれる絶景スポットです。誘客拡大に向けた取組を進めてまいります。

大空町の春の観光を代表する東藻琴芝桜公園は、新型コロナウイルス感染症の影響により芝桜開花期間中の来園者数が激減し、大変厳しい経営状況となっています。本年から入園料などを改定するとともに指定管理者に対して融資を行い、経営の安定を図ってまいります。

昨年に引き続き町民皆様のご協力をいただきながら苗の植え替えや植栽環境の改善を実施し、芝桜の活性化に努めてまいります。

また、施設の大規模改修を含めた芝桜公園の今後の方向性や在り方に関する基本構想を策定してまいります。

去年は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントがありました。各イベントが開催されるよう運営や支援を行い、町民皆様の交流の場づくりや町の魅力発信に努めてまいります。

建設関係についてであります。

橋梁補修事業につきましては、令和4年度に見直しを行った「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょう点検を適切に実施するとともに、豊郷橋の補修工事を実施します。

道路、橋りょう、河川の維持管理及び除排雪につきましては、道路利用者の安全確保を優先に維持管理に努めてまいります。

除雪機械につきましては、老朽化している除雪トラックの計画的な更新を進め、除排雪体制の維持を図ってまいります。

簡易水道事業につきましては、「水道アセットマネジメント計画」の策定を行います。計画的な施設の維持・更新を行い、安全で安定した給水の確保に努めてまいります。

河川整備事業に併せた水道管路の布設替えのほか、電気設備などの機器更新を行い、施設の機能維持を図ってまいります。

下水道事業につきましては、道路整備事業に併せた下水道管路の布設替えのほか、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、マンホールポンプ所の電気設備の更新を行い、機能維持を図ってまいります。

合併処理浄化槽につきましては、単独浄化槽からの転換費用や設置費の一部助成を実施し、下水道区域外の良い生活環境の確保と公共用水域の環境保全のため、普及促進に努めてまいります。

令和6年度から簡易水道事業、下水道事業、個別排水処理事業の特別会計が、公営企業会計へ移行されることから、本年は、地方公営企業会計システムの導入を行います。

今後もより一層の経費節減に取り組むとともに、給排水事業経営審議会のご意見をいただきながら、使用料の見直しを含めた収入の確保に努めてまいります。

学校教育関係についてであります。

新学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革の課題への対応に努めてまいります。

学校のICT教育の推進につきましては、児童生徒一人1台端末の活用を一層推進し、教育の質の確保や学びの充実に取り組んでまいります。

学校教育環境につきましては、児童・生徒が集中して学習できる環境づくりのため、校内エアコン取付工事に着手します。

高等教育を受ける方への支援につきましては、引き続き無利子の奨学金貸付けや利子助成を行い、高等教育を受ける機会の確保を図ります。また、人材の確保や定住促進のため、奨学金返済額の一部を支援してまいります。

大空高校が開校し、3年目を迎えます。昨年より建設に着手しておりました大空高等学校交流拠点施設が完成しました。この施設は寄宿舎だけではなく、高校を核とした地域の交流拠点として整備したものであり、広く町民の皆様にご利用いただきたいと考えております。

また、本年度は、コミュニティスクールとして地域と学校の連携を深めるとともに、意欲のある生徒を応援するため、留学に必要な交通費や滞在に係る費用を支援してまいります。

高校の設置者として、町の将来を担う人材を育成するため、これからも魅力ある高校づくりに取り組んでまいります。

学校給食につきましては、価格高騰の影響により給食単価の改定を行います。児童生徒の心身の成長と健康を支えるうえで必要な栄養バランスのとれた給食の提供に努めるとともに、子育て世代の負担軽減と食育を推進するため、無償化を継続してまいります。

社会教育関係についてであります。

持続可能な社会づくりを進めるために町民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことや生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取り組みが必要となります。

計画期間最終年となる「社会教育中期計画」の基本目標「自らまなびつなげる ひろがる」を基軸に、生涯各期における事業に取り組むとともに、次期「第2次社会教育中期計画」を策定してまいります。

芸術文化活動につきましては、町民文化祭・総合型芸能文化倶楽部の開催や青少年育成協会が実施する芸術鑑賞事業など町民が芸術や文化に触れる機会を提供してまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、専門家で組織する検討委員会において、保全対策の方向性を協議してまいります。

スポーツ活動につきましては、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるよう機会の提供と環境整備に努めてまいります。

合宿誘致事業につきましては、各実行委員会と連携を図り、文化団体やスポーツ団体などの誘致に努めてまいります。

生涯学習環境の整備につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設利用者へのサービス向上に努めてまいります。

また、女満別研修会館に代わる施設の基本設計につきましては、町民の皆様のご意見を伺いながら実施してまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果令和5年度の予算は、一般会計、9,221,508千円。国民健康保険事業特別会計、1,126,164千円。後期高齢者医療特別会計、126,980千円。介護保険事業勘定特別会計、736,681千円。介護サービス事業勘定特別会計、6,462千円。簡易水道事業特別会計、344,421千円。下水道事業特別会計、396,040千円。個別排水処理事業特別会計、33,127千円。合計、11,991,383千円といたしました。

私の町政に臨む基本的な考え方、事業の概要と各会計の予算について述べさせていただきました。

私が当時の女満別町に採用になった平成4年は、現在のように一人に1台のパソコンが貸与されるという時代ではありませんでした。各階に1台のワードプロセッサ（ワープロ）が設置され、限られた台数のワープロを交代で使用し、公文書の作成を行っていました。それから30年以上経過し、現代は1人

に1台のパソコンが貸与され、インターネットの普及など、パソコンがなければ仕事ができない時代になってしまいました。ICT技術が進展し、人口減少化の中であって、私たち人間が行ってきた様々な業務をAIが補完していく時代になってきます。今後将来の行政運営に際し、町民皆様へのサービスの維持・向上のため、AI技術を活用していくことは不可欠です。しかしながら、AIは過去の膨大なデータからそれらを繋ぎ合わせて「最適解」を導いているものであって、「正解」はどこからか探してくるものではなく創るものであると考えます。それを可能とするのはAIではなく「人」であります。町民皆様の信頼と負託に応えられる職員を育成してまいります。

今の世の中は、非常に速いスピードで絶えず変化しています。時代の変化に即応し、スピード感を持って町民皆様、議員の皆様との対話を重ねながら、町政の執行に当たってまいりたいと存じます。町民皆様と議員各位にご理解とご支援をお願い申し上げます。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで、町政執行方針の説明は終わりました。
ここで10分間休憩します。

(休息 11時03分)

(再開 11時13分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 令和5年度大空町教育行政執行方針

◇議 長 日程第6、令和5年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。
関谷教育長から教育行政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。関谷教育長。

◇教育長 令和5年第1回大空町議会定例会の開会にあたり、令和5年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日の社会は、人口減少、少子高齢化の進行や産業構造の変化、グローバル化や高度情報化などの進展、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の価値観や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験では予測が難しい時代となっております。

このように多様に変化が生じる時代にあっては、起こりうる諸問題に柔軟に対応し、先見性をもって創造性豊かに困難に立ち向かえることのできる強い人材の育成が求められており、教育の果たす役割は、これまで以上に重要となっております。

また、「人生100年時代」といわれる中、町民一人一人が豊かな人生を送ることができるようするため、多様な学習機会の提供を確保する必要がある、こ

うしたことから、学校教育及び生涯学習の果たす役割は、今後ますます重要となってきました。

教育委員会といたしましては、現在の「第2次大空町教育推進計画」が本年度、最終年度を迎えることから、その検証・評価等を踏まえ、次期計画の策定を行うとともに、多様に変化していく教育環境や諸課題に対応すべく、町長が主宰する総合教育会議との連携のもと、第2次大空町総合計画や総合戦略などに基づいた各種教育施策に積極的に取り組んでまいります。

学校教育関係について申し上げます。

学校教育に対する環境は、日々、大きく変化しております。新学習指導要領の着実な実施やICTの効果的な活用、学校における働き方改革の推進など、直面する諸課題に対応した取り組みが必要です。

義務教育の目的・目標を達成する観点から、校種間で児童生徒が進学する際の引き継ぎや学校間の連携を深める乗り入れ授業、授業公開、研究協議など教育環境の向上と持続的な確保を目指した小中一貫教育の導入に向けて協議を進めてまいります。

また、教育の振興・充実をはかってまいりました、大空町の小中高等学校の教職員及び認定こども園の職員で構成された大空町学校教育研究会につきましては、小学校、中学校、高等学校、認定こども園での連携をさらに深めるため、研究体制について協議を進めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力テスト」の分析結果に基づき、学校毎に学力・学習改善プランを策定し、学力向上に向けた指導方法等の工夫改善を行い、基礎的・基本的な知識や学習内容が身に付くよう取り組みを進めてまいります。

また、児童生徒一人一人の習熟の程度に応じたきめ細やかな指導や学びの連続性を確保するため、チーム・ティーチングや習熟度別指導のほか、小・中学校の連携などに取り組んでまいります。

また、新たに学校教育の専門職である指導主事を教育委員会に配置し、学力向上対策をはじめとして、学校教育に関わる様々な課題解決に向け、学校、教職員へのきめ細かな指導を行うことなどにより、学校教育全体の質の向上をはかってまいります。

学校のICT教育の推進につきましては、児童生徒の個に応じた学びや協働的な学びを実現するため一人1台端末の活用を一層推進し、引き続きドリル教材等の教育用ソフトを活用するとともに、タブレット端末を家庭へ持ち帰ることで、端末ドリル教材の活用を行い、児童生徒の学習習慣の定着をはかってまいります。

また、教職員のICT活用指導力の向上等に向けた研修の充実をはかってまいります。引き続き国が実施する、デジタル教科書等の活用に関する調査・研究事業に取り組んでまいります。

児童生徒をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、情報モラル教育の一層の充実をはかるとともに、保護者への理解を促進するための情報提供や危険性を学ぶ機会づくりに努めてまいります。

学校教育施設整備につきましては、児童生徒への保健衛生環境の向上をはか

るため、小・中学校内にエアコンを整備してまいります。

特別支援教育を受ける児童生徒が増加する傾向にあります。引き続き教育相談員を配置し、学校・関係機関との連携強化や児童生徒の個々の状況に応じた一貫した指導の充実に努めてまいります。

また、通級による指導の充実にに向けた取り組みを推進するため、補助教諭を引き続き配置し、きめ細かな教育指導の充実はかかってまいります。

キャリア教育につきましては、子どもたちが夢や希望をもって将来を設計し、自己の進路や生き方の選択ができるよう、発達段階に応じて必要となる能力の育成に努めてまいります。

また、各学校段階において「キャリア・パスポート」を活用し、子どもたちが学ぶことと働くことの意義を学習や学校生活等の見通しを立て、振り返りをすることができる学習活動を推進してまいります。

道德教育の目的は、よりよく生きるための道德性を養う「考え、議論する道德」の実現にあります。

子どもたちが生命を大切に作る心、思いやりのある心、美しいものに感動する心、ふるさとを愛する心などを育むとともに、いじめを生まない土壌づくりとよりよい人間関係の醸成をはかるため、教育活動全体を通して道德教育の充実に努めてまいります。

国際理解教育の充実ににつきましては、外国語指導助手2名体制を継続し、小学校・中学校・高等学校の児童生徒が生きた英語に触れる機会を確保しながら、語学教育の充実はかかってまいります。

読書活動の推進につきましては、引き続き学校図書館司書を巡回配置し、図書館との連携による児童生徒の読書活動の充実はかります。学校では朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、読書活動の充実に取り組んでおり、家庭での読書「家読」を推進し、望ましい読書習慣を形成してまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析を踏まえた、体育・保健体育の授業の改善に取り組んでまいります。

また、継続して運動を積み重ねていくことが重要であることから、縄跳び運動や体育の授業の充実、家庭における運動の奨励により、子どもたちの体力増進に努めてまいります。

いじめへの対応につきましては、「大空町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止の取り組みを推進するとともに、各関係機関と連携し、いつでも相談できる体制を構築するほか、全校調査を定期的に実施するなど、早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実はかかってまいります。

また、インターネットの危険性についての指導についてもあわせて実施してまいります。

不登校等につきましては、児童生徒、個々に応じた適切な対応が求められます。学校、家庭、教育委員会、その他関係機関が連携しながら、各学校において保健室登校や時間差登校、戸別訪問など、児童生徒や家庭の状況に応じた親身な対応を行ってまいります。

健康教育・家庭教育支援の充実ににつきましては、学校・家庭・地域と連携し

「早寝・早起き・朝ごはん」や「ノーゲームデー」など、家庭における生活習慣づくりと家庭学習の定着に向けた取り組みを進めてまいります。

また、子育てに関わる相談支援や情報提供を行ってまいります。

学校と地域の連携・協働の推進につきましては、地域の豊かな資源を活用した特色ある学習を推進するため、引き続き地域コーディネーターを配置します。

また、ファームスクールや社会見学など、本物体験学習の提供に努めてまいります。

コミュニティ・スクールの充実をはかり、地域の教育力を生かした学校づくりを推進してまいります。

児童生徒の通学路の安全確保については、「大空町通学路安全推進会議」による合同点検や、学校においても子どもたちの目による危険個所の把握を行い、通学路の安全確保に努めてまいります。

スクールバスについては、遠距離通学の児童生徒が安心して登下校ができるよう通学環境の充実をはかってまいります。

公立中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる「地域移行」については、地域の実情に応じた子どもたちの活動ができるよう、国の動きを注視し、近隣町との広域連携による取り組みも視野に入れながら進めてまいります。

学校運営の改善につきましては、教職員の時間外勤務縮減に向け、勤務時間の的確な把握や勤務時間外の電話対応の業務改善をはかり働き方改革を推進してまいります。

また、小・中学校に「学習指導員」と「教員業務支援員」を引き続き配置し、教職員の負担軽減と学校教育活動の支援を行ってまいります。

教職員の資質・能力の向上につきましては、教職員の研修機会の拡充や学校教育研究会活動の充実をはかるとともに、校内研修、授業交流、教職員間交流の充実をはかってまいります。

高等教育を受ける方への支援につきましては、引き続き無利子の奨学金貸付けを行い、教育を受ける機会の確保につなげてまいります。

大空高等学校が開校し、今年は3年目を迎えます。

開校初年度は29名の新入生を迎え入れ、昨年は40名の生徒が入学しました。また、町内や道外からの入学者も徐々に増えております。

昨年から建設に着手しておりました、大空高等学校交流拠点施設が、4月1日から供用を開始します。この施設は、生徒の寄宿舍と地域住民の交流の機能を併せもつ、高校を核とした地域振興の拠点として整備したもので、高校生と関わりを深めるため、広く町民の皆様にご利用いただきたいと思います。

また、将来のグローバル探求リーダーの育成を目的に、意欲ある生徒を応援するため、留学に必要な交通費や滞在に係る費用の一部を補助してまいります。

大空高校は、新年度から、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会を設置します。地域学校協働活動を通じて、町や自治会、地域企業や保護者が支援する仕組みをつくるとともに、地域と学校をつなぐネットワークを構築するため、専属のコーディネーターを配置してまいります。

学校づくりと地域づくりを融合させ、未来を創る人を育てることを目標とし、

引き続き多くの生徒に入学してもらえる魅力ある高校づくりに取り組んでまいります。

学校給食につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設内における衛生管理の徹底に努めるとともに、今日の物価価格の高騰により、食材価格も大きく影響を受けている現状から、4年ぶりに給食費単価の改定を行い、児童生徒の心身の成長と健康を支える上で必要なバランスのとれた給食の提供に一層努めてまいります。

また、子育て世代の負担軽減と食育を推進するため、引き続き給食費の無償化に取り組んでまいります。

地元で採れた新鮮な食材を活用した「ふるさと給食」及び学校と連携したアレルギー対応を行い、安全・安心でおいしい給食を提供してまいります。

社会教育関係について申し上げます。

全ての町民が潤いと生きがいを感じるまちづくりを進めるため、学ぶ喜びと自ら学び続けようとする意欲を養うことができ、その成果を生かせる環境を整えることが必要です。

「大空町社会教育中期計画」の基本目標「自らまなび つながる ひろがる」を基軸として、町民の学習ニーズに応じて、地域の教育資源の活用や学習機会と情報提供の充実をはかるとともに、社会教育団体と連携した町民自らが企画・運営に積極的に関わる事業支援など、町民が地域への関心を高め自主的に学ぶ環境の整備や機会の創出に努めてまいります。

本計画については、計画最終年であり、町民の活動・学習に関するアンケート調査を実施し、次期「第2次大空町社会教育中期計画」を策定してまいります。

一昨年に引き続き、昨年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、感染防止対策を講じながらではあるものの、3年ぶりに実施に至った事業も多くありました。感染法上では、5類に引き下げられることとなりましたが、「ウイズコロナ」を意識しながら事業展開をはかってまいります。

家庭教育支援につきましては、乳幼児をもつ親を対象に「家庭教育支援講座」を開催するなど、子どもとともに成長するための学びの機会を提供してまいります。

また、「家庭教育ナビゲーター養成講座」を引き続き実施し、子育てに悩む親などに対し、気軽に相談や学習に応じることができる人材の育成に努めてまいります。

少年教育につきましては、積極性や社会性を育み、地域のリーダーとして活躍するためのスキルを養う研修として、「わくわく科学フェスティバル」を子ども会育成連絡協議会と協働して取り組んでまいります。

姉妹都市稲城市との児童交流事業及び友好町氷川町との生徒交流事業につきましては、子どもたちが見聞を広め自らの地域を再確認するよい機会となります。関係市町や実行委員会と連携をはかりながら取り組んでまいります。

青年教育につきましては、各青年団体が気軽に集える活動場所としての「青年館」の利用促進や青年活動への支援を行ってまいります。

また、様々な業種や違った立場にある町内の各青年団体が、相互に交流し、

連携を深め、活性化するための取り組みを支援してまいります。

成人教育につきましては、生涯学習奨励員を中心として学習活動の状況や学習ニーズの把握を行い、興味関心の高い学習講座や地域課題、生活課題に対応した成人向け講座を実施してまいります。

また、町の歴史・文化・観光などに関する知識をより深めてもらうため、引き続き「大空町検定」事業に取り組んでまいります。

高齢者教育につきましては、知識・教養の習得や仲間づくり、積極的な社会参加を促すことなどを目的として、「ことぶき大学」は年間を通し開校いたします。

また、高齢者の学びの場の充実をはかるため、学習内容の工夫や学習活動の活性化に取り組んでまいります。

町民皆さんが必要な情報を得たり、教養を深めたり、気軽に活字文化に親しむことができるよう、図書館資料の整備充実と利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

乳幼児から本に親しみ、言葉と心を育むための「ブックスタート事業」を実施してまいります。

移動図書館車による巡回サービスの実施のほか、定期的に学校等への配本を行い、読書習慣を育成するための環境づくりに努めてまいります。

芸術・文化活動につきましては、大空町文化団体協議会をはじめ、各種文化団体・サークル等への活動支援を行うとともに、大空町青少年育成協会と連携し、質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めてまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、専門家で組織する「女満別湿生植物群落保全対策検討委員会」の中で、引き続き協議を進め保全対策に努めてまいります。

町民の皆さんが、生涯にわたってスポーツに取り組み、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、各年代や要望に応じた運動やスポーツ機会の提供と環境整備に努めてまいります。

「もこと山ふきおろしマラソン大会」は、昨年度の大会をもって最後となった「ジェットラインさわやかマラソン大会」の最大の特徴でありますファミリーマラソンの要素を組み入れるなど、これまで以上に魅力あるマラソン大会となるよう工夫してまいります。

また、自治会相互のスポーツ交流をはかるため「町民ソフトボール大会」を開催いたします。

スポーツ協会やスポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブやウインタースポーツ実行委員会などの自主的な活動に対して、引き続き支援してまいります。

また、全道大会や全国大会へ出場する際の費用の負担軽減や指導者の資格取得経費の一部について、継続して支援してまいります。

合宿誘致事業につきましては、教育・文化交流の向上と地域活性化をはかるため、合宿誘致を進める各実行委員会への支援とともに誘致団体と連携した取り組みを進めてまいります。

生涯学習環境の整備につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、

指定管理者と連携し、施設利用者へのサービス向上に努めてまいります。

「学校施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の維持管理や設備、備品などの整備に努めながら、施設のさらなる利便性向上と長寿命化をはかってまいります。

今年度は、老朽化が著しい女満別研修会館に代わる施設の基本設計を実施し、機能や建設位置など基本的な方向性を町民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいります。

以上、令和5年度の教育行政執行にあたっての主要な方針について申し上げます。

大空町教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちの心豊かなたくましい成長と町民皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造を目指し、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体との連携をはかりながら、本町教育の一層の充実・発展に全力で取り組んでまいりますので、町民皆様と議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで、教育行政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第7 一般質問

◇議 長 日程第7、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。冒頭に松川町長の町政執行方針の基にありました様に私も早1年が来ようとしております。日々勉強中でございますけれども、町長言いました、まちづくりに私もお手伝いさせていただきたいと思いますが、何回も同じことを質問するかもしれませんので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和5年第1回定例会に通告をしております項目ごとについてご質問をさせていただきます。

第1番目は、旧大空町女満別幼稚園地の利活用についてご質問させていただきます。

まず初めに、旧女満別町幼稚園は、昭和45年4月1日開園され、令和2年10月1日に認定子ども園女満別への移管に伴い、その長い50年の歴史を閉じ閉園となりました。その後施設は解体されまして、施設跡地は整地されております。幼稚園跡地は国からの借地のため、国に返還されましたが、現在の管理状況についてお伺いをいたします。

次に、幼稚園跡地の国からの払い下げを含めて、今後の利活用について現時点でどのようなお考えがあるか伺います。

最後に、現有状況では、除草管理など周辺住民からも早期の計画を望む声もありまして、国からの買い取り、移住、定住希望者などへの宅地分譲地として利活用されてはとの意見もありますけれども、町長の考えを伺います。

次に、大きな第2番目でございますが、斜網地区広域ごみ処理基本計画についてご質問いたします。

まず初めに、1市4町網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町の広域ご

み処理に関する計画案の概要が先日出されましたが、この広域化に関する経緯と協定内容についてお伺いをいたします。

次にこの計画案では、持続可能なごみ処理の推進を掲げておりますけれども、推進内容について具体的にお伺いをいたします。

最後になりますが、広域焼却処理施設の建設候補地と現段階における今後のスケジュールについてお伺いいたします。

以上大きな部門で第1回目の質問とさせていただきますのでよろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員からの一般質問にお答えさせていただきます。

質問の大項目の一つ、旧女満別幼稚園跡地の利活用についてであります。

旧女満別幼稚園舎は昭和48年に建設されて令和2年10月1日に大空町認定こども園めまんべつが開園したことに伴い、女満別幼稚園閉園後に施設を解体整地し、国へ返却いたしました。

国への返却に至った経緯でございますが、底地はもともと国、財務省北海道財務局が所有する土地で大空町の所有地ではないことから、当然使用が終わったら、園舎を解体し、国に返却する考えでおったところでございます。しかし、旧幼稚園女満別幼稚園の周辺というのが住宅地でありますことから、町が土地を取得できるのであれば宅地として活用する方がよいのではないかと、そのように考えまして、令和2年度に北海道財務局北見出張所と売却のための協議をいたしました。その際、土地の3分の1を公共用に使いその部分を取得するのであれば残り3分の2の土地は無償貸与する。実質的に土地売買代金の3分の1での金額で購入できるという趣旨の説明を受けたところであります。しかしながら、購入できるのは公共施設を建てるか、公園化する場合という条件付きなものでありまして、残り3分の2の土地につきましては住宅と住宅地として活用する、販売することを目的として国から町に売却はできないということでありました。

町といたしましては、旧女満別幼稚園跡地において宅地以外での利活用方策を持っていないことから、園舎を解体撤去更地にして令和3年11月30日付けで北海道財務局へ返却したところであります。

以上の経過から、旧女満別幼稚園跡地は北海道財務局の管理下にある国有財産であり、場所が住宅街に位置していますので、北海道財務局に対しましては、除草、草刈りを含める土地の適正管理を要請するなど、引き続き北海道財務局とは連絡を密にしていきたいと思います。

次に、今後の利活用についてであります。これも今申し述べましたとおり目的が移住、定住者向けであるか、それ以外であるかにかかわらず、町が国から直接土地の払い下げを受け、宅地化することは国有財産の管理上認められておりませんので、現段階においては利活用の考えを持っていないところであります。当然、町が自らその当該地において宅地分譲を行うという考え方を持っていないということでございます。私といたしましては、町が直接宅地開発す

るのではなく、民間企業に土地を取得していただき、利活用していただくという方策もあるのではないかと考えまして、本年2月20日、北海道財務局北見出張所長に対しまして、早急に土地の公売を実施していただきたいと要請したところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、大項目の二つ目、斜網地区広域ごみ処理基本計画についてであります。

廃棄物処理法に基づき、網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町の1市4町の広域ごみ処理に関する計画案がまとまり、現在、2月24日から3月21日までの期間でパブリックコメントを実施しているところであります。本計画では、廃棄物処理の現状と課題を洗い出し、関連するごみの量を設定して、施設の規模や運転型式、収集運搬計画など整備に向けた方向性を定めた計画となっております。広域化に関する経過につきましては、後ほど担当課長から説明させます。ごみ処理に関する広域化について協議を行い、施設整備に必要な実証、問題、課題を解決するため令和4年7月11日に斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会を設立し、基本的な協定事項を定めた覚書を交わしたところであります。覚書の内容は、廃棄物の広域化協議について相互に連携協力すること。協議会が実施する事業に対応する費用の負担方法等について定めたものであります。

次に、持続可能なごみ処理の推進についてでございますが、ごみの発生、抑制、再利用と再生利用の推進として3アール、リデュース、リユース、リサイクルにプラス不用なものは買わない断るリフューズを含めた4アール運動を基本理念とし、住民、事業者、行政の協働によるごみの減量化及び再資源化の推進を図り、次世代につながる美しい自然環境と、安心して安全な町づくりを目指すこととしております。ごみの排出抑制を進めていくことは、廃棄物行政を運営していく上で、基本的な方針でありますので、排出された廃棄物について地域特性を考慮し、国の廃棄物処理基本方針における基本的な方向、廃棄物のエネルギー資源としての有効利用を推進していく考えであります。廃棄物の焼却熱利用だけではなく、昨今の世界規模で進められている脱炭素、ゼロカーボン施策を考慮して、生ごみ等によるバイオガス発電施設の整備について検討を行っていかうとするものであります。

最後に、広域焼却処理施設の建設候補地につきましては、推進協議会において、大空町を第1候補地として要請されたことから、現在の焼却処理施設に近い、しらかば台スキー場奥の町有地を候補地として、住民説明会、広報紙、ホームページ等で示させていただいております。候補地の選定につきましては、1市4町の最終処分場の使用期限が迫っており、最終処分場の更新には中間処理でのごみの減容化が必須であること、当町の一般廃棄物焼却処理施設が稼働開始から37年が経過し、更新が必要となっていると。当該地はある程度切り開かれており、造成費用や整備期間が短縮できる、抑制できること。

また、他の1市3町からの位置がほぼ中央に位置している。アクセス面などから候補地として選定させていただいたところであります。施設の整備に伴い、廃棄物輸送経路では、安全を確保するために周辺地域の要望等を聞きながら整備の内容を検討してまいります。

また、他の1市3町からは、大空町候補地として要請していることから、廃

棄物処理施設整備に付随する施設等の整備について構成、市、町で負担することをご理解をいただいているところでございます。

なお、今後のスケジュールにつきましても、担当課長から説明させます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 それでは私のほうから広域化に関する経緯と、現段階におけます今後のスケジュールについて説明を申し上げます。

広域化に関する経緯でございますが、本町で現在稼働中の一般廃棄物焼却処理施設につきましては、昭和59年の稼働開始から37年が経過し、平均的な使用年数であります30年を超えている現状にあります。施設の更新を検討するにあたり、少しでも町の財政負担を軽減するためには国の交付金の活用が必須となります。交付金を受けるためには、他の自治体と連携し広域での整備検討が要件とされていることから、令和2年8月より斜網地域の網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、津別町、大空町の1市6町で協議を行ってきたところでございます。協議を行う中で、多くの市町で最終処分場の使用期限が令和8年頃に満了となることから、新たな最終処分場を整備しなければならない状況にありました。

また、最終処分場を新たに整備する場合、中間処理により減量を図り、できるだけコンパクトな処分場にすることとされております。北海道で策定しております北海道ごみ処理の広域化計画では、オホーツク管内は数地区にブロック化されており、当町は斜網ブロックとしまして1市5町網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、大空町で構成されているところでございます。令和2年12月に担当者会議を開催し、ごみ処理の現状と課題について協議を行い、会議の中で斜網ブロックにおいて中間処理施設の整備が必要であるとの認識が共有されたことからその後も継続して協議、検討を重ねた結果、令和3年12月に各市町長、町長会議を開催し津別町、清里町を除く網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町の1市4町において中間処理施設を含め廃棄物処理の広域化の検討を進めることについて確認されたところでございます。

先ほどもご説明しましたが、各市町の最終処分場の残余量が逼迫していることから、最終処分場の整備を進めるためには、中間処理方法を決定する必要があります。その方法が決まらなければ、最終処分場の各規模も設定できないこともあり、中間処理施設の整備の方向性を早期に決定しなければならないことから、1市4町で唯一焼却処理施設を有しており、焼却に関する知識を有している大空町で整備することがスムーズに協議を進められることではないかと思うことから、ほかの市町等から正式に要請され、当町を施設整備の第1候補地として協議、検討を進めることとなったところでございます。

現段階における今後のスケジュールでございますが、処理する廃棄物の内容、処理方法を検討、協議を行い施設規模の概要を定める基本計画基本構想を、令和5年度早期に策定し、国への事業申請に必要な地域循環型社会形成推進地域計画を令和5年12月頃に環境省に提出する流れとなっております。その後、

環境省で施設整備に向けた計画が承認されますと令和6年度に施設整備地周辺への影響を調査する生活環境影響調査、環境アセスメントを実施、告示、縦覧を経まして、令和6年度から令和7年度にかけて施設の整備計画、実施計画。令和7年度から令和9年度で施設の建築工事を行い、令和10年度から供用開始というスケジュールということで考えているところでございます。

各市町の最終処分場の整備状況なども考慮し、令和10年度からの供用開始を目指しておりますか、先ほど説明しましたとおり脱炭素、ゼロカーボン施策の推進や事業規模の大きい施設整備となりますので、短い時間ながら地域に貢献できるような施設整備を目指し、町民皆様に施設ができてよかったと言ってもらえるよう、地域の方々の要望をしっかりと聞き、よりよい施設整備に向けて検討してまいりたいと思っているところでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。ありがとうございます。まずは、幼稚園の跡地の関係でございますけども、これ、いつから国の土地というのは、いつ頃から国の土地だったのかなとふと思ったものですから、もともとは軍の用地だったのか、戦後そうなったのか分からないのですけれども、そういった部分の土地の部分というのが町内にどれだけあるのかなと思ったりなどしました。

それはそれとして、実際に今は財務省の土地でありますので、その利活用は今町長からお答えあったとおりになすすべがないんだというようなことでございます。ただ、先ほどおっしゃいました、その3分の1と3分の2の部分なのですけども、そうすると民間活用する場合でもこれ、財務省は一般競争入札といえますか、そういった部分で告示して売買をするというような、そういう行為があると思うのですね。それは、今後国の方は考えていらっしゃるのか、それちょっとお聞きしたいのですけども。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず、女満別幼稚園の土地がいつから国の土地だったかということでもありますけども、私も昔のことはよくわからないところではありますけれども、恐らく建設当時から国の土地であったというものでありまして、私が知っている範囲では女満別小学校の一部土地も国の土地があったというふうに記憶してございます。昔の中の書いた図面というのでしょうか、当時女満別小学校の今の住宅地あたり、あそこが軍の兵舎が立ってあった、そういった絵を見たことがあるのですけども、国の土地であったというところがですね、女満別幼稚園の土地であるということでもあります。

私は2月20日に北見財務局長の方に公売のお願いをしたところであります。財務局は町から財務局に返還したあと、1度も公売行為というものを行っておりませんでしたので、改めて早急に公売を実施していただいて、民間の方で、

宅地造成にかかわらず、自分の事業のために使いたいであるとか、そういった方がいらっしゃるのであれば有効に活用いただくということが大切で重要であると考えまして、そこについては早急をお願いしたところであります。ただ公売に関しましては、最低制限価格が恐らく国の方で設けられて、その価格を超える入札があった場合に、売り払いがされるということになるかと思っておりますけれども、そこに対する使用制限というのはないと、そのように私は判断をしております。

いずれにいたしましても、やはり周辺住宅地に囲まれたりしておりますので、適宜の除草、そして、きちっと公売をして、土地が有効に活用されるということを考えていきたいと思っておりますので、機会あるごとに北見財務局に対しましては、お願いしてまいりたいと、情報交換を密にしていきたいとその様に考えております。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6 番。ありがとうございます。あその土地は非常に病院が有ったり、それから買い物しやすい本当に条件的には非常にいいところだなと、だれが見てもいいと思うところで、あそこ約 5, 500 平米ちょっと位あるということで、まあだいたい 100 坪の、100 坪は大きいと思うのですけれども、その分譲で 13 戸から 15 戸位建てられるのではないかなと目測をしました。ただ、中で道路をつけ、上下水道の完全工事をしますと非常に民間だけでは、ちょっとその土地を売買また購入して、またその宅地造成をしてお客様に売り払いをして、建築を建物建てるということならば結構な負担が出てくるといふふうに思われまして、何とか先程言っていた入札行為については、町も参加できるのかどうかということは、この一般競争入札ですから、当然町が参加できないのでしょうか、民間だけということになるのでしょうか。もし可能であれば、そういった部分の方法を模索していただければと思いますので、その辺ちょっと考えをもう一度お願い申し上げます。

◇議 長 松川町長

◇町 長 一般論かもしれませんが、国における購買、売り払い等に行政が参画できないかという、きつと決してそうではなくて、行政もその購買には参加できるのではないかなとそのように思います。ただ、町民であったり、民間の方と行政が競争してその入札に参加するのかということを考えたときに、私はそこには参加すべきではないのではないかなと考えているところであります。岩原議員おっしゃったように、民間の方がその土地を公売で取得して、自ら造成するとなると道路であったり、上下水道布設となった場合にそういった公共施設の整備であったり、それにより分譲できる宅地の区画数も狭くなったりだとか、やはりリスクというかそういった負担の重さというのはあるのかなと思っております。そこにつきましては、これまでも町も一個人が宅地を分譲していたときに、道路を町のほうで整備したり、上下水道を引いた

りだとか、そういったところの協力はこれまでもしてきたのではないかなと思っておりますので、もし、そこを購買されて民間の方が宅地として売するために購入したということになった場合には、そういった公共施設の部分、道路だとの部分で協力できないかどうかというところは検討していくことが可能で必要かなとそういう考えております。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 ありがとうございます。ぜひそういった部分で、また、先ほど町長もおっしゃいましたとおり何か案があればお示しいただいて、私たちも出来ることなら協力させていただきたいと思いますのでよろしくどうぞお願い申し上げます。幼稚園の跡地についての質問についてはこれで終わらせていただきます。

◇議 長 今の1項目が終わりましたので、岩原議員の一般質問中ですが、ここで、昼食のため休憩にしたいと思います。再開は午後1時とします。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩全に引き続き会議を開きます。

日程第7、岩原繁議員の一般質問を続けます。6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。ありがとうございます。午前中に引き続き質問をさせていただきます。

1回目の答えの中で広域ごみ処理の基本計画案につきましては、経緯については、それぞれのいま関わる1市4町がそれぞれ抱えている今後の大きな課題を一緒になって持ち寄って整理をして、そして、どういうふうにしたらいいかという事が多分スタートだと思うのですけれども、その中でも最終処分場の問題はいろいろとあるのしょうけれども、我が町においても中間処理施設の焼却炉建設について大空町にお願いをしたいと、いう事で決まったようには聞いているんですけども、私、今お話を伺っていて3月4日の北海道新聞の朝刊で網走市が最終処分場の延命化の方針というのが公表されてね、そこで2028年にこの広域連携の焼却処理施設が始まれば、自分の所の最終処分場の5分の1程度に収まるだろという云々という記事が出されていまして。私思うのは、今経緯は分かったのですが、協定書って言うのはいつぐらいでどのような形で結ばれていくのか、先ほども町長が今年の7月に覚書というものを交わされていますが、その新しく協定というものが結ばれていくのかどうかをちょっと聞きたいんですけども、よろしくお願いいたします。

◇町 長 先ほども申し上げましたように、今の協定は1市4町で中間処理で

あります焼却処理施設を建設に向けて連携していきましようということでございまして、これが具体化になって来たときに、改めて協定を締結1市4町で協定を締結するのか、またどちらかに委託をして実施していくか、そういった方策も含めて、これからの検討になるのかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。そもそも私の認識ではごみというのが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で制定されたものだとして、この中の内容ですけれども、廃棄物の処理に関するその目的、内容定義がありまして仕方が国、北海道、市町村においても、まず当然責任があり適正な処理をしなければならないとだから、各自治体においては責任を持って自分の町のごみは自分で処理をするのだと言うふうに進められているのが従来だったと思っています。今はその埋め立て方式にもよりますけれども、その場所ですとか能力で非常に格差がありますから、自分の町では処理できないものも含めてこんなものも、時代もちも民間の処理業者に頼むっていうとコストもかかりますので、これは、町のごみは町の中で減するってあったのですけれども、ここで市町村間の協定を結んで、この1市4町の中で枠組みを決めてやっていこうということを私はこれは本当に十分理解しているつもりですし、反対するものでもなんでもないのです。例えばなんかこう表に出てくる中で、どういった町民の方にそれは、どうしてなのだろうという方もいらっしゃると思いますので、実際ごみというのはこういうことの位置づけなのだよと、今現状的にはうちの町もそうで、ほかの町村も大変厳しい現状にあるので、こういった広域連携をとって進めていくと、この国の方策、まあ考え方で確かに今、世界で1番ごみ焼却炉の多い国というのは日本が1番ダントツだと、なんでもかんでも燃やす方針で今までできたのですけれども、ところが、その焼却炉施設がどこでも耐用年数っていうのがきているので、国はそういった意味では広域化を図って作っていくのだというそういうものだと理解します。なるべくそういった部分では私はそういった意味で、何か表に見える様な形の中でお知らせをいただければなというふうに実は思っております。ですから、そういう位置付けの基で、今回こう言った部分で、我が町は1市4町の枠組みに入りながら、自分たちの町のごみをきちんと今後町民に負担掛けなく、安心してそういったものでやっていくというふうになっていくと思いますので、そういう意味では、まず1番目の広域化に関する経緯と協定内容というものの、これをまたわかればお知らせいただきたいと、協定についてはお知らせいただきたいと思っております。

今の続きなのですが、2番目で持続可能な部分で町長から本当に新しい方策の部分で出てまいりました。その部分では、やはりその国のカーボンニュートラルの宣言で、2050年までに地球温暖化ガスの排出をゼロとする施策ですので、そうしなければいけないという事になっておりまして、1番やっぱり疑問に思ったのが心配されることはその焼却されるごみをどういう燃料で燃やしてくのだと、いうことになれば、これは化石燃料だめですので、当然メタ

ン発酵ないし何かの代替エネルギーで焼却していかなきゃならないと思うのですね。そういう方向で先ほどそういうふうに言われたと思うのですが、先ほど生ごみをとということですけれども、一般的にはその生ごみばかりではなく、有機質、有機物ですかそういった物を広く集めていかないと、多分こういったもので出てくるトン数の中では、そこまでの熱発行率が上がるのかどうかがちよっとよく理解できないのですが、その辺ちよっともしわかれれば教えていただきたいのですが。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず、最初の一つ目の質問であります旧女満別幼稚園跡地につきましては、これから購買が掛かってくると思いますので、その状況について注視してまいりたいとその様に考えております。ごみの関係でございますけれども、ごみ処理施設、焼却処理施設を1市4町でやるように至った経緯がちょっとなかなか町民にわかりづらいじゃないかということでございます。多分何度か広報では行っているのですが、岩原議員おっしゃるとおり、町内で出てくるごみというのはやはり町内で完結させるというのが本来であるかなと思いますけれども、今、国では中間処理施設、焼却処理施設のような中間処理施設についてはできるだけ広域で処理を行いなさいということで、それを条件に交付金であるとか、というところにもなっておりますので、その部分につきましては改めて町民の皆様にも適宜お知らせをしていまいりたいと、そのように考えております。今後、生ごみについてバイオマスができるかどうかというところは、実際にどれぐらいの生ごみの量が集まって、どれぐらいのバイオマスの部分で発電効果というのか、そういったものができるのか、それらも含めて今後検討していくということでございますので、私ども考えていたのは当然生ごみで出るメタンガスの部分、そして焼却によりエネルギー交換できる熱の部分、それを恐らく使えるとして、使い道としては施設内の電気であったりそういった熱源には使えるかなと思っておりますけれども、それを焼却の時の熱、今は化石燃料を使っておりますけれども、今後も若干のやはり燃焼させる部分には化石燃料の灯油というのは、恐らく計画の中でも出てくるのではないかなと考えておりますので、そういったさまざまな、当然、持続可能な社会を目指すためにはカーボンゼロ、カーボンニュートラルというのを1番に考えていかなければならない課題だと思いますので、そういったところも整理しながら、1市4町で検討してまいりたいと考えております。

◇議 長 6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 6番。はい、ありがとうございます。私思うのですが、やはり今のこれからはごみ焼却施設イコール、エネルギー生産拠点だとそのごみが今まではだめな物だったのですが、それがごみをそうではなくて新たに資源として出てくる世の中になってくるというふうにならざるを得ないことがございますけれども、まさにそういった意味ではいろんな方策があると思うのですが、

1番そこを言っているメタン発酵の量が1番妥当なのかなと私は今までは思うのですが、ただ今後いろいろと検討した中で、ぜひそういった部分で無駄の無い様な部分で取り組みをしていただければと思います。

その3番目なのですが、建設候補地の部分です。今後のスケジュールについては先ほど担当課長からお話を伺いましたので、建設候補地につきまして、今も確かに候補地選定についてはそういう形の中動いている。条件的な部分も確かに1市4町の中の中心地、条件的に一番いいと、というふうに思っています。私は、提案なのですが、その中でこういった今後未来的な、ごみ処理施設というのは焼却施設というのが、今私も調べてはいるのですが、なかなかその具体的なことまでわかってはいないのですが、いわゆるその町中にごみ処理焼却施設をつくって、それを町の核とする部分あるいはその附帯する社会施設、教育施設ですかそれと附帯していくというような、そういった部分で活用しているところもあると聞いております。ただ、私は懸念するのは自然災害ですとかいろんな部分だったときに、あるいは、そのごみの搬入経路でこういった物が搬入されるかによっては、当然地域住民の生命や色々な不安を与えかねないから、それは町の中というのは本当にいかななものかと一部では思うのですが、ただ、これから予定されている大きな建設資金をつくって、それから今後その運営するコストがどの位なのかを考えれば、先ほど言いましたようにごみ焼却イコール、エネルギー生産拠点でなるべくそういった部分の庁舎内の公共施設の電気とか、そういったものを代替エネルギーの部分で活用しながらやって行くという方法もあるんじゃないかなというふうに思っていました。いろんなその危険分子があるのでそれは難しいと思うのですが、その分一候補地でなく、要するに燃やすものをこれから選定していくということは必ず焼却炉施設建設に当たっての環境アセスメント評価をこれからまた新たに作らなきゃいけないと思うのです。今まで近いからここでアセスは簡単でいいのだっていう論法ではないのですね。これからどんなものを1市4町から集まって、ごみをどう焼却していくかによって必ずそういったその分が出てくると思いますので、一つにはそういうところで、考えを持っていただきたいと思いますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 岩原議員からごみはイコール資源であると。そして、この焼却処理施設がエネルギーを生み出す生産拠点なり得るというお話をいただきまして、生産拠点になれるかどうかあれですが、ごみがイコール資源であるというのは私もそのように感じております。当然燃やすごみ、生ごみを含め有効にエネルギーとして活用していくことができるものは、検討していかなければならないと思いますし、大空町ではリサイクルの取り組みもこれまで以上に進めていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

また、候補地の関係でございしますが、確かに都市部においては町中に焼却処理施設が建設されているともございます。近郊では標茶町などは市街地のすぐ近くに建設されているというところも事実であります。

先ほども説明いたしましたけども、1市4町の最終処分場の使用期限、それが迫っているということで新たな最終処分場整備するためには国の施策として中間処理施設を設け、ごみの減量化を図っていかなければならないということが必須の条件となっております。令和10年度の焼却処理施設の供用開始を目標にスケジュールを立てているところでありまして、当町単独での焼却処理施設整備が可能であるならば、岩原議員が言われるように、市街地を候補地として時間をかけて町民合意を取りながら、検討していくというところは当然可能であるかなと思われまじけれども、市街地の候補地として検討してくというのは、なかなか現状においては厳しくて1市4町による広域の施設整備でありますので、今回、東藻琴地区の町有地に施設整備の候補地として選定させていただきましたので、ご理解いただければなと思っております。

また、市街地整備に当たっては、特に女満別地区におきましては都市計画区域に指定されているということもあって、例えば研修会館、ゲートボールセンターの土地につきましては、第2種住居地域という用途がかかっている、なかなかごみ焼却処理施設を設置するということは、都市計画の決定であるとか、さまざまな煩雑な手続というものが必要になってくるところであります。町中にそういった施設が出来て、災害時そこでのエネルギーを有効に町民に還元できるということは大変すばらしい考え方だなとは思いますが、なかなかその焼却処理施設で生み出されるエネルギーというものが町民の皆さんに還元できるほどのエネルギーが供給できるかということもなかなかちょっと今の段階では、はかり知れないところでございますので、今はとりあえず令和10年度供用開始に向けたスケジュールで1市4町が協力しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければとそうように思います。

◇議 長 6番、岩原繁議員

◇岩原議員 はい、6番。色々ありがとうございました。私はこれについては町長と私は同じだと思います。

これから進める中においては、当然今後そういった考えも当然必要と思えますし、より良いものを作っていくということが最善だと思いますので、特に自然災害ですとかそういうことに関しましては、これはもう本当に町民の生命を守らなければならないという部分で行きましたら、よく検討しなければならないと思いますので、理解したいとは思いますが、またそういった部分ではいろんな話で計画を、例えば町の町民の意見を是非聞いていただければと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。質問終わります。

◇町 長 これから整備を予定しております焼却処理施設につきましては、大規模災害時には避難所であったり、あるいはそちらに行っておふろに入っていたりだとか、そういったことも出来る様な施設整備というのを検討していかなければやらないのかなと考えております。いずれといたしましても決して迷惑施設というものではなくて、エネルギーを生み出し、雇用を生み出すそういった優良施設であるということを町民の皆様にお知らせしながら進

めてまいりたいと考えております。今後ともご指導ご助言をお願いします。

◇議 長 これにて、岩原繁議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。

次に、1番大泉知功議員の一般質問を許します。

◇大泉議員 はい、1番。令和5年第1回大空町議会定例会一般質問の通告により質問させていただきます。

大項目1、外国人技能実習生確保のための環境整備について、総務省が発表した2022年住民基本台帳人口移動報告において、大空町は37人の転入超過との新聞報道がありました。オホーツク管内全体では転出超過となった市町村が多数の中、本町の結果は移住・定住支援室が中心となって積極的に取り組んでいる移住・起業等の人口減対策が成果として表れたものと思います。移住・定住支援室に報告内容についてお聞きしたところ、超過37人中16人は外国人の増加であり、そのほとんどが外国人技能実習生とのことでした。国内全体の労働力人口の減少により、医療福祉・介護・農業・建設現場など様々な業種において労働力不足が喫緊の課題となっており、本町においても外国人技能実習生が貴重な人材としてまさに活躍されていると思いますが、コロナ禍が落ち着きつつある今日、外国人技能実習生を求める事業所の需要が高まってくるのでは考えます。

本町における外国人技能実習生の実態と環境整備について伺います。（1）外国人技能実習生の現状について。（2）外国人技能実習生の受け入れに係る課題と環境整備について。（3）外国人技能実習生向け語学等の支援・サポートについて。

大項目2、外国人観光客（インバウンド）に対する多言語案内について国内外で非常に長い期間、コロナ禍が続き、日常生活や様々な経済活動へ大きな影響等を受けましたが、昨年10月の水際対策の大幅な緩和以降、来日されるインバウンド数はコロナ禍前の水準に向けて回復傾向にあるとの報道で、道内、オホーツク地域を訪れるインバウンドが多く見られるようになりました。道内各空港から、韓国や台湾などへのチャーター便が就航し、国際線の運航が約3年振りに再開されるなど、今後一層のインバウンドの増加が見込まれますが、レンタカーによる交通事故等が増加するのではないかと心配するところです。家族旅行中に不慣れな冬道での交通事故により2名事故死との過日の報道もありました。様々な国々から来訪されますが、交通標識をはじめ観光地の案内板等の多くは日本語表記が中心となっており、インバウンドの皆さんもよくわからないと感じているのではないのでしょうか。

また、JR女満別駅を利用したインバウンドの方々から、行き先を尋ねられて困ったという話をお聞きしました。

以上のことから、次の点についてお伺いいたします。（1）インバウンドが運転するレンタカーの事故防止や標識等に係る本町の取り組みについて。

（2）インバウンドの回復傾向を踏まえ、観光地への案内等の表示物につい

て、多言語化に取り組んでみてはどうか。（３）ＪＲ女満別駅の時刻表、周辺アクセス案内等が日本語表示のみで、少なくとも英語のパンフレット等は備えて置いてはどうか。という質問です。

以上１回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大泉議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

外国人技能実習生確保のための環境整備についてご答弁申し上げます。

１点目の外国人技能実習生の本町の現状についてであります。東藻琴地区では酪農業の労働力不足対策のため早くから外国人技能実習生を受け入れております。ＪＡオホーツク網走が管理団体となり、平成１８年以降現在まで酪農業の農業法人３戸で延べ２６名の受け入れを行っています。いずれも中国からの実習生で、本年３月１日現在農業法人１戸で３名の方が実習されております。今後、特定技能実習としてベトナムからの受け入れも予定されているとのことです。

また、東藻琴地区では、令和元年から農林畜産業系の３事業所で外国人技能実習生の受け入れが開始されております。令和元年に１事業所で４名の実習生を受け入れましたが、令和２年から３年にかけては、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により実習生が来日できていない状況となっていました。令和４年からようやく来日が可能となり、３事業所で受け入れが再開されたところですが、最長で５年間の実習が可能となっております。本年３月１日現在計２０名の外国人技能実習生が来町されておりますが、国別ではベトナムから８名、インドネシアから１２名となっております。

一方女満別地区では、令和４年から農業経営の１事業所で外国人技能実習生の受け入れが開始されております。東藻琴地区と違い、現在は短期間での受け入れとなっておりますが、延べ１３名、本年３月１日現在では４名の方が実習されております。国別では、モンゴルから１名、ベトナムから２名、インドネシアから４名、フィリピンから２名、カンボジアから４名となっております。

今後の受入れ見込みですが、現在受け入れております両地区４事業者に確認いたしましたところ、継続もしくは受け入れ者数の拡大を予定しているとのことでありました。

また、両地区の福祉事業系２事業所でも令和５年中にベトナムから２名の外国人技能実習生、ミャンマーから３名の特定技能実習生の受け入れを予定しているとお聞きしております。

２点目の外国人技能実習生受入れにかかる課題と環境整備についてであります。受け入れ住宅の確保が１番の課題ではないかと、そのように認識しているところであります。実習生の入居する住宅につきましては、受け入れ事業所が確保することが基本ではありますが、事業者が保有する社宅等がない場合には、民間住宅等の確保が必要になってまいります。特に東藻琴地区については、民間住宅が少ないということもあり、受け入れ事業所から事前に町に相談があり、用途廃止予定の公営住宅を前倒してお貸しし、また廃止予定の職員住宅を

お貸しするなどの対応をさせていただいているところであります。それぞれ廃止予定の住宅ですので、特に内部の老朽化が進んでおりましたことから、住宅の改修や必要備品などについては、受け入れ事業者が負担することを条件に、3事業所に対して旧公営住宅3戸、旧職員住宅3戸をお貸ししたところであります。

女満別地区につきましては、民間住宅等の確保が比較的容易であるほか、短期間の受け入れの場合には、メルヘン公園にあります町の新規就農者技術習得管理施設を利用いただいている状況です。今後も町として可能な範囲で受け入れ事業所の相談に応じて協力してまいりたいと考えております。

3点目の語学等の支援サポートについてですが、外国人技能実習生は日常会話程度の日本語力が条件とされていることから、来日前はもちろんのこと、来日後1、2カ月間程度語学などの研修を受けることになっています。

受け入れ事業所それぞれの管理団体が来日後の研修を実施しており、各事業所での実習を開始してからも、日常生活の情報提供や職場でのトラブルの相談、苦情受け付けなどの支援、サポートなどを行っています。

また、受け入れ事業所でも担当職員の技能実習指導や生活指導の資格取得を進めているとお聞きしているところであります。

続きまして、外国人観光客に対する多言語案内についてご答弁申し上げます。

まず一つ目、レンタカーの事故防止や標識等に係る本町の取り組みについてであります。当町において利用できるレンタカー会社はほとんどが女満別空港前に所在しており、現在8社が営業しているところです。うち5社にて女満別空港レンタカー協議会を設置しており、この協議会に問い合わせたところ、インバウンドの増加に伴い、各社で事故防止に向けた対策が取られているとのことです。具体的には、多くはスマホを活用してQRコードを呼び込み、日本の交通ルールを動画にて視聴して注意を促しているとのことでありました。

また、目的地までの案内をするナビゲーションもそうですが、中国語、韓国語、英語、日本語の4か国語から選択することができるようになっているとのことです。一時停止などの規制標識につきましては公安委員会で設置、管理されておりますので、関係機関に対し多言語化について要請をしていきたい、そのように考えております。

当町が設置する注意看板ですが、老朽化により不明瞭となったら看板等の整備を始めているところでありますが、完全に個数がつかみ切れていないところでもあります。その中で一時停止を促す注意看板は70カ所以上ありまして、うち10カ所ほどが英語を併記している状況となっております。

次に、二つ目の観光地への案内表示物等の多言語化についてであります。大空町観光振興計画において、外国人観光客のニーズを的確にとらえ、おもてなしの心を持って対応するため、具体的な施策の一つとして、広域連携を含めた多言語表記案内看板を計画的に整備することとしております。町内の観光地案内の看板の一部には英語表記、ハングル語表記、繁体字表記、簡体字表記がされています。看板の配置や改修を含め多言語化に向けて今後検討してまいりたい、そのように考えております。

また、芝桜公園などは季節的な開催となるため、開催期間中はのぼりや旗な

どを活用し、今後もPRに努めてまいりたいと存じます。

最後に、JR女満別駅での英語表記及び英語のパンフレットの備え置きについてであります。女満別駅舎内の時刻表等JRが管理している表示物については、英語訳が表記されていますが、跨線歩道橋案内看板や旅行案内看板については、日本語表示のみであるため、今後多言語化に向け検討してまいります。

また、パンフレットにつきましては、日本語版に加え英語表記に繁体字表記を配置させていただきます。

以上、一回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 大項目1番目の(1)外国人技能実習生の現状について、沢山の外国人がいらっしゃって技能実習をしているという事がわかりました。

(2)外国人技能実習生の受け入れに係る課題と環境整備について、こちらなのですが実習期間中にごみの処理や福祉制度、公共料金の支払いなど分からない事が多々あるかと思うのですけれども、それらの支援等がどのようなになっているのか伺いたいと思います。お願いします。

◇町 長 本町における外国人技能実習生、また、そういった方々の今後の動向については、やはり人口減少の中なかなか働かれる職場の中で人材を確保していくということが難しい中、やはり外国人技能実習生に頼るという状況というのはこれからも増えていくものと、そのように認識しております。実習生のサポート体制というのでしょうか、それにつきましては1回目のご答弁でも申し上げましたように、基本的には受け入れ事業所や管理団体が支援、サポートするというところになっていくところであり、入居住宅の家賃のほか、税金や上下水道料などの公共料金の支払いについても、受け入れ事業所が全面的に間に入って対応されているというところがございます。先ほども申しましたように今後も外国人技能実習生というのが増加していくということが見込まれますことから、受け入れ事業所と連携を密にして、町としても支援サポートしてまいりたいと存じておりますので、議員におかれましても今後ともご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇町 長 このように外国人実習生を受け入れて、人口も超過して、労働力の確保ができて一石二鳥なので、どうぞこのサポートを続けていただきたいと思います。

続きまして、大項目2番。(1)のインバウンドが運転するレンタカーの事故防止や標識等に係る本町の取り組みについてということで、お伺いたします。

空港前にあるレンタカー会社によれば、4カ国語のナビゲーションがあり、QRコードを呼び込んで動画で注意喚起を促しているということでござい

たが、町が独自に設置している注意看板について、多言語化していく考えは無いのかお尋ねしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 交通標識に係る注意看板につきましては、先ほども申しましたように英語表記というものを一部させていただいております。例えば、止まれのところをストップというような標識をさせていただいておりますけども、これを多言語化に例えば、ハングル文字や中国語の繁体文字でしょうか、あと台湾語の簡体文字、そういったものをあわせて表記するかということ表記可能なものはできるかもしれませんが、やはりそういった注意標識というのは視界に入っただけで目立つというものが1番大事なかなと思っておりますので、4カ国語なり5カ国語を入れる注意標識を設置するのが望ましいのか、それとも日本語とそれと英語表記そういったもので視覚にとらえやすいそういった注意看板を設置するのか適しているのか、そういったことを踏まえて今後、先ほど言ったように不明瞭になったり、あるいは壊れてしまったような看板を付け替える際には、そういった対応をとってまいりたいと考えております。

◇議 長 1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。看板や標識、なかなか確かに何カ国語も載っていたら見づらいかなと思いますので、せめて英語表記させていただいたらいいかなと思います。

それでは、大項目2の(2)の質問に行かせていただきます。

空港や駅には色々な字で書いてある標識等があるみたいですが、大空八景や両道の駅などにアクセスするための案内、説明をできるものがあればいいのではないかなと思うのですけれども、こちらはどうか考えなのかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 大空八景であったり、道の駅にアクセスするための案内説明、そういったものが多言語化であったほうがいいということですが、そういったことも踏まえながら多言語化にできるものは多言語化にし、あるいは今、町のほうではホームページを改修、新しくしようとしております。そういった今はやはり外国人の方大体の方が携帯電話スマートフォンを持っていられるのではないかなと思いますので、そういったスマートフォン活用して案内をそれぞれの方の母国語に変換できるような、そういったことも工夫をしながら活用してまいりたい、案内できるような仕組みを構築していけたらなど、そのように考えておりますので、これに関しましてもまた今後さまざまなご意見をいただければありがたいかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 1 番、町のホームページを新しくするというお話がありました。

町のホームページ今まで以上に見やすく分かる様に、あそこの施設にいきたい、この施設にいきたい、お昼ご飯を食べるならこの店がある、空港に行くにはこういう手段がある、方法があるというのが明瞭にわかるような案内があればとてもいいと思うのです。スマホを持っている外国人または日本人が多くなってきてQRコードで読み込んでというのはとてもよいことだと思うのです。QRコード実はこちらこういう紙を持ち歩かなくても、1回読み込んでおけば保存ができて何度も読み込める。電波があればどこにいてもナビが出来る。そういうような状況だと思うのです。だから今、既存の看板で古くなって立て直すことも考え無くていいと思うのですよ。ある物にバーンとQRコードを張ってしまえばそれを読み込むだけで新しい情報がすぐに更新できる。これお金が掛からずにすぐ出来る事だと思うのですよね。是非そのような考えを持って色々と改修していただければと思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。道の駅には多言語化されている大空町のパンフレットが置いてあるのです。それと日本語表示のパンフレットと二種類置いてあるのですけれども、こちら通過だけではなく、町内観光地への収入に努められるような、やっぱりこの道に行くにはどういうふうに行くのだっていうのがわかるようなシステムがあればいいのかなというふうにするのですけれども、町長どう思いますか。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず、看板設置等につきましては、看板を設置するのではなくてQRコード読み込んでそれで自分で携帯に落として見るということも、それもありかなと思いますし、ただ観光客、それが日本人であれ、外国人であれその方の立場に立ってどういう事が表示として見やすかったり分かりやすかったりするのかなということをきちんと考えながら対応してまいりたいとそのように思います。

また、通過型でではなくて、町内の観光地への案内が多言語化というお話でございました。これにつきましても大空町になんの目的もなくこられる外国人っていう方はそんなにはいらっしゃらなくて、やはり大空町に来たらここ見に行こう、あそこ見に行こうという方が大体そういう方が多いのかなと思います。そういう目的を持った方がより分かりやすくする様な案内の仕方というのはこれからも工夫してまいりたいと、そのように考えているところであります。

◇議 長 1 番、大泉知功議員。

◇大泉議員 1 番、せっかくこのインバウンドが回復しつつある時、大空町の経済にもしっかりといい影響が出るように町の方でも頑張っていただければと思います。

以上で質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ことしの冬になって、女満別空港から飛行機に乗って、東京や札幌から飛行機に乗って帰って来る時に、飛行機の中に外国人を多く見るようになってきました。これから中国からの旅行者も徐々に条件が緩和されて、沢山の方が日本にお越しいただける、そういった時期に入っていくのかなと思っております。大空町だけではなく周辺、女満別空港の周辺の市、町と連携しながらインバウンドの取り組み、そしてこの地域に沢山インバウンドの方や日本人の方にも起こしただけるよう取り組みを進めてまいりたいと、その様に考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて、大泉知功議員の一般質問を終了します。

◇議 長 日程第7、一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇鈴木議員 令和5年第1回定例会通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

第1項目は、私たちの暮らしと定住自立圏についてです。

まず、定住自立圏形成に伴う事業展開について伺います。平成23年3月23日に網走市と大空町は、定住自立圏形成に関する協定書を締結していました。令和4年3月には網走市、斜里町、小清水町、清里町、大空町の1市4町で新たな定住自立圏を形成することに伴い、統一した内容での協定が締結されています。最初の協定締結以来12年が経過いたしました。協定締結によって得られた成果が町民生活にどのように反映されたのか。町民への広報活動がどのように展開されたのか状況を伺います。

第1項目の2といたしまして、町政執行方針にございます東オホーツク定住自立圏共生ビジョンについて伺います。

大空町議会におきましては、網走市と締結した協定に関し、平成23年3月に定住自立圏形成協定調査特別委員会を設置し、慎重審議をしています。委員会審議を5回重ね、平成24年3月に定住自立圏共生ビジョンの実践を通して、行政区分を超えた住民相互の利便性を高める施策の展開を期待する。と委員会報告がなされています。新たな協定による共生ビジョンに基づく事業展開について、町民への情報提供と今後の対応について町長の見解をお伺いします。

第1項目の3として、私たちの暮らしに関する施策での連携する取り組み及び市と町の役割分担について伺います。

昨年からの新たな協定で、私たちの暮らしに関する身近な生活機能の強化に関する政策分野として挙げられている政策で、特に医療、教育、環境に関する分野に絞って、現時点での連携効果の評価と今後の事業展開についてどう捉えてらっしゃるのかお伺いします。関係する分野について町長並びに教育長のご

見解を伺います。

第2項目は、外国人技能実習生等の受け入れ環境の充実についてです。まず、時代に即した従業員住宅環境等の充実支援策をとって伺います。

町内企業の従業員構成は、町内在住者だけではなく、近隣市町からの通勤者も増加し、外国からの技能実習生や特定技能を持つ就労者も徐々に増加している状況です。2020年以降のコロナ禍の影響で増加傾向は横ばいでしたが、社会経済活動の再開、活性化に伴い今後は増加に転じると思います。町には大空町企業振興のための従業員住宅助成金交付要綱が平成20年4月に施行されています。当時の企業誘致活動を支援するための要綱であったと思います。社会情勢を勘案し、地元企業の従業員住宅環境充実に関する支援制度の検討や町営住宅の整備、町職員住宅等町有財産の活用等について、地元企業の要望を把握し、従業員の生活住居環境等の充実対策が必要であると思います。町長のご見解を伺います。

第2項目の2として、生活文化等の相互理解拡充について伺います。

町内在住の外国人技能実習生、特定技能実習生の方々は、国内での就労に関する法律の定めにより、町民税や社会保険料等納税義務を適切に果たされていると思います。当然町内公共施設の利用、スポーツ、芸術文化活動に参加、接する機会等を保障し、生活を楽しみ、安全で安心して生活できるよう心と体の健康づくりを支援していかなければならないと思います。

また、それぞれの出身国の生活文化を尊重し、認め合い、相互理解を深めていくことが必要であると思います。先日、3年ぶりに開催された300歳交歓バレーボール大会に外国人技能実習生の方々が居住地の自治会チームに加入し、スポーツを通じて交流を深めている様子を拝見しました。自治会、受け入れ事業所、大会運営関係者の心温まる対応に敬意を表するものです。スポーツ文化、スポーツ交流のみならず、芸術文化、食文化等に関する情報交流を推進して、安心安全な暮らしを地域住民の方々と共に築いていく環境づくりが必要と考えます。国際理解教育の推進の観点から、社会教育や学校教育分野での外国人技能実習生等との、交流、相互理解の機会拡充について教育長のご見解を伺います。

以上、通告しております大項目2件の1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの一般質問にお答えさせていただきます。

私たちの暮らしと定住自立圏について、一つ目、定住自立圏形成に伴う事業展開についてであります。平成23年3月日常生活を初め、産業、経済、文化などにおいて密接な関係にある網走市と定住自立圏形成の協定を締結いたしました。同年9月には将来像や協定に基づき実施する具体的な事業を明記した定住自立圏共生ビジョンを策定し、取り組みを推進してまいりました。これまでに行った主な取り組みといたしましては、医療機能の充実として救急搬送における体制整備、令和2年1月には網走厚生病院における脳神経外科開設もその取り組みの一つであります。観光の分野では、地域の素材を生かした新たな需

要として、自然やアウトドア活動を組み合わせた体験型の旅行を企画し、民間企業と共同でイベントを開催しております。産業におきましては、海外でナガイモなど特産品を紹介し販路拡大を図りました。

また、東京農業大学と連携し、農産物の有効成分を活用した新たな機能性食品の開発に向けた調査も行ったところでもあります。環境に関しましても、藻琴川や網走湖の保全活動、生活排水の共同処理により衛生環境の向上と効率を図っています。この他、網走市との間で公共施設相互利用の観点から、使用料の割り増し規定を適用除外とし、大空町民が網走市の公共施設を利用する際には市民と同じ料金で使用できます。今後も私たちの生活基盤を維持していくため、網走市との定住自立圏形成を今以上に深めていきたいと考えております。

また、町民への広報活動につきましては、過去共生ビジョン策定時にそれぞれホームページで周知したところではありますが、今回の東オホーツク定住自立圏共生ビジョン策定を機に改めてホームページや広報等において、町民皆様に注視させていただきたいと周知させていただきたいと考えております。

次に、新たな東オホーツク定住自立圏共生ビジョンについてであります、当該ビジョンにつきましては、新たに斜里町、清里町、小清水町を加え、令和4年度から令和8年度までの5年間のビジョンとしており、適宜所要の変更を行っていくこととしているところでもあります。本共生ビジョンはさまざまな課題に対応しながら、安心して暮らし続けられるまちを創造していくために、周辺の自治体それぞれが持つ機能や資源など、特色を活用し合いながら進めていくことで、1市4町が目指す将来像やその実現のために必要な具体的な内容を明らかにするものでございます。ただし、定住自立圏形成協定は中心市宣言を行った市と周辺町とが一对一で締結する協定でありますので、これまで同様、網走市と大空町との共生ビジョンに基づいて事業を展開してまいります。町民皆様への情報提供にも努めてまいりたいと、そのように考えております。

三つ目の網走市との定住自立圏形成における連携効果についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、医療では救急医療体制の確保、周産期医療、脳神経外科体制が確保されているとのことの効果があります。

また、環境におきましては下水道終末処理施設、し尿処理施設の共同処理などの効果があるところでもあります。

今後は、一般廃棄物焼却処理施設整備などのごみ処理や、上水道の連携などについても取り組み、効率的な財政運営に努めてまいりたいと、そのように考えているところでもあります。

大項目2目の外国人技能実習生等の受け入れ環境の充実についてであります、外国人技能実習機構のルールでは実習生が生活する住居の広さは原則1部屋について2名以下、1人当たりの寝室床面積は4.5平方メートル、LDKなどの共有部分は生活動線から区切られている場合に限り寝室としての利用が可能と言った住居に関してのルールがあり、一度の受け入れで技能実習生の人数が4名以上になる場合や、毎年同じ時期に技能実習生を受け入れる企業では一軒家を借りられる場合が多く、大空町の対応としては、用途廃止の町営住宅や廃止予定の職員住宅を賃貸借するなどの対応をさせていただき、住宅改修や備品の購入などにつきましては、受け入れ事業者にご負担をいただいていると

ころであります。

大空町企業振興ための従業員住宅助成金交付要綱につきましては、大空町内に自らの事業に従事させるため雇用する従業員のための住宅を建設または賃借する事業者に対し従業員住宅の確保のため助成金を交付することで、町の雇用環境の維持や産業の振興及び定住の促進を図ることを目的としているものです。この助成金では対象事業者が3戸以上新設した場合や、5戸以上賃借した業者が対象となり、これまで1事業者に対し助成金を交付したところでございます。企業振興のため従業員住宅助成金の活用、用途廃止の公営住宅の利用さらには空き家バンクでの賃借物件の紹介など、町としてできる限りの対応を行ってまいりたい、そのように考えております。

以上、私から1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 ここで、10分間休憩します。
再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時12分)

◇議 長 休憩前に引き続き委員会を開きます。日程第7、鈴木秀之議員の一般質問を続けます。関谷教育長。

◇教育長 鈴木議員から一般質問にお答えいたします。私の方からは教育分野についてお答えいたします。

私たちの暮らしと定住自立圏についてですが、定住自立圏形成協定による取り組み内容としては圏域内における生涯学習の機会拡充、文化、スポーツの進行等を図るため教育施設の相互利用、文化、スポーツ競技等に関するイベント情報の共有に取り組むこととなっております。図書館の取り組みとして、圏域内にある3館の図書館では合計38万冊の蔵書があり、情報共有しながら貸し出しを行っております。現在では圏域内外問わずインターネットによる蔵書検索ができ、さらに大きな枠組みで取り組んでおります。教育施設の相互利用につきましては、女満別運動公園野球場、種目として野球が5件、多目的広場種目として少年サッカー26件、のほか、武道館種目柔道3件において、利用実績があります。町内における学校事業では、網走市呼人にあるレイクビュースキー場を利用したスキー授業や、市内のモヨロ貝塚館を利用し、オホーツクの歴史や文化を探究する授業での利用、教育活動の一環として、少年団活動や中学校の部活動での練習会場に相互で施設の利用が図られております。

また、網走市では、博物館や美術館など文化施設及び総合体育館やプール、スキー場などのスポーツ施設を毎週土曜日や子どもの日を小中学生に対し無料で開放していることもあり、大空町の小中学生も同様に多くの施設を無料で利用しております。

施設の相互利用のほか、イベントにつきましては、9月下旬に開催されるオ

ホーツク網走マラソン大会の際に、オホーツクのスクールバスを運行し、大会の一役を担うなど連携を図っております。

一方で施設に関する情報共有やPRが不十分であると認識しております。相互利用を促進するためにも施設のオープン、クローズに関することや、利用時間、施設の無料開放に関する情報収集などに積極的に取り組み、町民の皆さんに適宜最新情報をお知らせすることに努めてまいりたいと考えております。

今後の事業展開につきましては、これまで同様施設の相互利用や情報の共有を図り、広く町民に周知してまいりたいと考えております。

続いて外国人技能実習生等受け入れ環境の充実についてですが、2月19日開催の第17回町民300歳交歓バレーボール大会において、JAオホーツクのインドネシア外国人技能実習生8名が中央自治会の選手としてエントリーし大会に参加しました。大会参加に当たっては、町民の皆様と同様、移住地域からの参加であります。1月14日にはB&G海洋センター事業のBG塾が開催され、北海道畜産公社のベトナム外国人技能実習生2名が参加し、母国の料理を伝えるとともに、バトミントンでスポーツ交流を図り地域の子どもたちと親睦を深めました。

学校教育では国際化が一層進展している社会において、異国の文化、歴史、習慣、社会情勢など日本との共通性や相互認識し理解を深めるための学ぶ時間を設けております。

また、外国語指導助手2名体制で町内小中高等学校の児童生徒が生きた英語に触れる機会を確保しながら、語学教育の充実を図っております。

今後、教育委員会としましては、町民300歳交歓バレーボール大会同様、各種町民スポーツ大会に積極的に参加していただき、スポーツ交流を図るほか、町民文化展への作品出品依頼や各種教室、講座の開催について外国人技能実習生を雇用している事業所を通じ案内してまいりたいと思います。

図書館等においては、外国人技能実習生の出身国の文化や習慣をPRする場を設けるなど、地域住民の皆様と交流できる場を提供し、国際理解教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

学校現場においては、町内在中の外国の方との異文化交流を進めることができるか、可能性を検討していきたいと考えております。故郷を離れ遠く日本で働きながら生活している外国人技能実習生のために、潤いの場を提供するとともに、日本の文化、地域の文化を知る機会を設けてまいりたいと思います。

また、町民の皆さんが外国人技能実習生と交流することにより、国際理解が深まり、異文化を理解し、尊重、共生を図り、コミュニケーション能力を高めることを考えております。

以上、1回目のご答弁といたします。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 丁寧なご答弁ありがとうございます。それでは、私のほうから何点か質問をさせていただきます。

まず第1項目の関係でございますが、定住自立圏の事業展開ということで、

町長のほうからご答弁いただきました。なかなか町民の方にこの定住自立圏の関係をPRするというのは難しいなと、私も思っているところでございます。ただやはり財政的な状況、地方財政措置としても有効な財源が得られるということもございます。それと事業の効率化ということで、町と市の持っているそれぞれの機能を相互活用するという効率化ということが大変重要だなという事の連携でございます。その中で、連携することの成果をわかりやすく町民の方に広報をしていただくということでございますので、これについてご配慮いただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

その中で、（１）の部分は以上のような感想でございますので、（２）の共生ビジョンについて若干ちょっと触れさせていただきたいと思います。

この関係につきまして、コロナ禍の状況で新しい共生ビジョンということでございますが、なかなかそのパブリックコメントが出されたということでございますが、なかなかその東オホーツク定住自立圏共生ビジョンというこの名前そのものも、なかなか周知がされてなかったような気がいたします。やはりコロナ禍の影響でなかなかその担当者会議等が実質懇談会の設置等その民間の方々も入れての懇談会の状況とかそういうこともなかなかできなかったかなというふうに思うわけでございますが、住民の皆さんへのパブリックコメントでのホームページ等の周知だけではなくて、実際に広報等での周知について配慮いただければありがたいなというふうに思っております。

もう１点、各課担当者相互間の連携意識ということが私は大変必要ではないかなというふうに思っております。この共生ビジョンで効率化、財政的な効果的な投資をしていくという件につきまして、町内での共通理解を是非町長にリーダーシップを持って対応していただければというふうに思いますので、その点につきましてご答弁いただければと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 定住自立圏の関係でございます。町民への周知につきましては、定住自立圏の提携している所の効果をよりわかりやすく、例えば網走市のパークゴルフ場本来であればこれぐらいの料金がかかるところを、市民と同じ料金のこの金額で利用できますだとか、そういったところの周知というのはこれまで余りなかったのかなとそのように思っておりますので、そういったことを含めて周知を図ってまいりたい、そのように思っております。

また、東オホーツク定住自立圏新しい共生ビジョンを結んだということでもなかなかこの部分もパブリックコメントは行っているんですけども、十分町民の皆様への周知というのがなかったのかなというところを反省しているところでもありますけども、ただこの共生ビジョンにつきましては、３町が新たに加わったということで、基本的な大空町と網走市との一対一における共生ビジョンの中身というのは余り大きな変更というのがなかったものですから、それにいたしましてもきちっと町民皆様に周知を行って行きたいと思っております。

また、各担当者間の連携の意識につきましては、平成２３年に協定を締結して１２年経過しているというところでございます。改めて職員には網走市との

さまざまな部分での連携、お互いの施設利用等の補完だとかそういったことも含めて可能性のある、そういったものがどんなものがあるのか、どういうふうに協議をしていくのか、そういったことにも意識を持っていただくというのがこれから大切であるかなと思っておりますので、そういった職員に対する網走市との連携意識また、直接はではないのですが、斜里郡3町を加えた広域でのさまざまな連携、今回の焼却処理施設でいきますと、この東オホーツク定住自立圏に入っている清里町は焼却処理の協議会には入ってございません。

また、北見の定住自立圏に入っている美幌町が、うちの焼却処理施設のほうの協議会に入っているということもあって、いろんなそれぞれの課題に対して定住自立圏の枠内だけではなく、さまざまな広域的な観点から物事を今後も進めていくような、そういった意識付けも行っていきたいと思っておりますので、どうぞご指導よろしくお願いいたします。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。それでは3番目の私たちの暮らしに関する施策の連携する取り組み及び市と町の役割分担という中で、もう少し話をお伺いしたいと思います。

まずは医療分野では町長のご答弁にありましたが、救急医療体制の関係につきましては網走市との連携で、一次救急、二次救急、三次救急っていう医療体制の中で連携をとってやっていくということでございます。この関係につきましては救急出動件数を見ますと女満別地区、東藻琴地区それぞれ令和4年の実績の数字をこの間いただいたところでございますが、それぞれ件数は対前年よりも増えているという状況を伺っております。その中で救急搬送の関係については、重篤度から医療機関の専門性により救急隊のほうで選定して対応しているところでございますが、特定の疾患により継続して通院治療を行っている場合については、直接その医療機関に搬入することもあるという条件でこうやっているわけですが、やはり町民の方々への周知を徹底していただいて、理解と協力をいただいて、この医療体制を網走市と協力して対応しているのだということを、ぜひこう丁寧に周知していただければありがたいなというふうに思っているところでございます。それから網走市におきましては、新たな取り組みっていうこともあるようでございます。医療マース、訪問診療を医師の指示にしたがって、看護師さんが訪問診療して、医師の指示で対応していくというそういう新しい事業も網走市では取り組むという状況でございます。そういう関係につきましてはなかなか通院が困難な患者さんの対応をカバーしていくというお話を伺っているところでございます。そういういろんなそれぞれの先進事例等も情報共有されまして、うちの町民にも事業効果は教示できれば良い環境になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう情報交流等につきましても、是非進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

それからもう一点、周産期医療の関係につきましては、これは子どもを産み育てる環境として大変重要だということでございます。この関係につきましては、

各首長さん方も非常にご苦労しているところでございます。やはりこの関係につきまして産科医が不在となり、万が一こう出産が不可能な状態になりますと、再開するまでには医療スタッフの獲得、確保とか、助産婦とかいうそういう専門職の確保にまた時間がかかってしまって、再開まで非常に時間がかかるという過去の事例が管内的にもございました。周産期医療の医療体制の確保についてはこの定住自立圏のこの斜網の中では網走市の厚生病院が中核となっておりまして、これにつきましては広域連携で十分現在の体制の確保について、ご尽力いただきたいというふうに思っているところでございます。

まず町部局の関係につきまして、ご質問させていただきますのでよろしくお願い致します。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ただいま医療関係についてご質問があったところであります。

医療関係につきましては定住自立圏という枠組みを除いたとしても大変重要なところでございます。救急搬送につきましては、議員おっしゃるとおり令和4年女満別地区も東藻琴地区も過去にないくらい搬送数が多かったということもあります。ただ、救急搬送につきましては、一次搬送は地元町、地元の町が担わなければならないというところもありますけれども、基礎疾患、心臓であるとか、そういった元々の持っている病気によっては地元の病院へ行かずに直接搬送することができるということを担っているところであります。そういった状況等を適宜町民の皆様にお伝えする機会というのを広報等で行ってまいりたいと思っております。

また、網走市で訪問診療を看護師が訪問してネット環境と言いましょうか、医者が病院にいて指示を受けて対応するという様なことをされているという様なお話をお聞きしました。そういった網走市の取り組みが進んでいる状況そういったものも、各大空町であったり、斜里郡の3町であったり、そういったところにも情報提供いただいて地域の中で何ができるか、また網走市と連携して何ができるか、そういったものを、これから高齢化を迎えていく中でしっかりと検討してまいりたいと思っております。さらに周産期医療につきまして、これにつきましては今、このオホーツク地域については網走厚生病院だけが担っていただいているところであります。この診療体制をしっかりとこれからも持続していくように、1市4町でしっかりとやって対応してまいりたいと思っておりますし、周産期医療だけではなく、脳神経そういった部分も今は網走厚生病院だけが行っているというところでもありますので、これを含め地域の中核病院であります網走厚生病院をしっかりと1市4町で支えていく。そういったところで今後も協力していきたいと考えておりますので、さまざまな点からまたご指導いただければと思います。

◇議 長 5番、鈴木秀之委員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。この私たちの暮らしの中で、ということの中で環境の分野につきましてちょっとお尋ねと、私の考えを述べさせていただきます。

きたいと思います。

同僚議員の一般質問の中にもございましたが、網走市と美幌町を含めた1市4町での広域ごみ処理対応について色々検討は進み、計画も進んでいる状況でございます。この関係につきましては、網走市からの焼却ごみの受け入れ等の経過等について、住民の皆さんの理解と協力を得ていくための的確な情報提供というのが必要ではないかなと同僚議員もおっしゃってましたが、新聞発表でかなりこう早く網走市からの焼却ごみの受け入れ内容等が報道されておりましたが、そういうのも含めて住民説明というのが必要だなというふうに私感じております。最近のごみ処理施設の対応というので迷惑施設というイメージを本当に払拭するような事例が数多く紹介されております。大阪の前島工場っていうのは世界一美しいごみ処理工場とか言われている施設であり、それからからこういうところでは、ユニバーサルスタジオジャパンと見違えるほどの外観をしているとの事です。機能だけじゃなくて美観も備えている。それから、兵庫県の状況なんかを調べてみますと、国崎クリーンセンターでは、啓発施設とかそういうものをきちんと併設して、環境教育も一緒にやっているとか非常に機能的にも環境教育を含めた対応の施設になっている。それから、外観だけで見ますと美術館風に広島市の清掃工場とか、東京都武蔵野クリーンセンターなんかは外観が美術館風ということで観光の名所にもなるぐらいの施設になっているという状況で、最近のごみ焼却施設については迷惑施設ではなくて、そういうきちんとした環境教育の場として活用されているという事例もございますので、ぜひそういう点からも住民の方々への情報提供が必要ではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中でもう1点、大空町のごみ焼却の対応につきましては、1市4町の広域の中では大空町が1番進んでいると自負しているというか、私は大空町が進んでいるのではないかなというふうに考えている。例えばリサイクル率にいたしましても上位ですし、住民1人1日当たりのごみ排出量もこの4市町の中では大空が1番でございます。そういう中では、大空町のごみの処理対応につきましては広域の協議の中で担当者の方も胸を張って、是非リーダーシップを持って広域事業計画の立案を手がけていていただきたい。それを私たちは応援していきたいというふうに思っているところでございます。そういう中で、事務局体制は中心市が担うということになりますけれども、大空町として発言力を強化し担当職員が力量を発揮できるように、町長としては支援をしていただければというふうに思っているところでございます。これについて町長のご見解をいただければと思っております。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 はい。まずはごみ処理、網走市から現在受け入れております。そのほかにも斜里町のごみの一部も大空町で受け入れて焼却処理をさせていただいております。こういった情報等については町民の皆様にもお示ししていきたいと考えております。

また、新しくできる、これから検討してくごみ処理施設でございます。当然

外観がどうできるかというのはちょっとまだ何とも言えないところでありますけども、できたごみ施設を小学校の教育環境の場で社会科見学をしていただくだとか、そういったこともできるような施設にしていきたいと思いますし、また周辺の環境も含めてなかなかごみ処理場というとカラスが寄って来たりだとか、何かそういうイメージがどうしてもあるのですけども、そうではなくてきちんときれいで整然とされたような、そういったごみ処理施設というのがこれから求められるのかなと思いますので、そういったところを目指して、1市4町で検討していきたいと考えております。

また、ごみの分別処理の体制、私も大空町がこの斜網の中で1番かと言われると頑張っているけれども、ほかの町も頑張っている、その町、市なりに頑張っているんじゃないかと思っておりますので、ただ本当に町民皆様のご協力で本当にごみの分別一生懸命頑張っていると思っております。これを担当する職員も本当に長い間をかけて町民の皆さんの理解を得ながら進めてきたという成果でございますし、ごみの会議のときも、本町の職員が積極的に発言をしている状況にありますので、そういったところも含めて今後私としても職員を応援していきたいと思っております。今後どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 教育分野の関係につきまして、関谷教育長の方からご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

施設の利用につきましてPRに務めるという言葉をしていただいております。その実質メリットは体験をしていただくということは、この協定結んで施設を相互利用して有効活用しているということにつながると思います。私もスキー場、私はスキーをやるものですから、スキー場にちょっと行くわけですが、今年から網走レイクビュースキー場は、清里、小清水、斜里の子どもたちも土曜日無料開放ですよということで来ておりました。そういう中で大空の子どもたちも是非活用していただければなというふうに思ったところでございます。そういう関係も含めてPRそれからイベント、網走はオホーツクマラソンというのがなされております。で、大空ではジェットラインマラソンとふきおろしまラソンが合体した形でマラソン大会、そういうマラソン大会一つとりまして、網走市は天童市との友好関係がありまして、網走のオホーツクマラソンは山形の天童市のハーフマラソンと連携をするということで、相互にPR活動なんかをやっております。そういう関係ではうちのふきおろしまラソンと連携をしてPRを総合的にしていっていただければ、そういう形でも連携が進むのではないかと思いますので、そういう点についてご配慮いただきたいというふうに思っているところでございます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 大空町に無い網走市博物館、美術館と文化型施設もあり、子供達には貴重な体験になると思っています。またプールも50メートルということで

大きな長いプールですので、そういうところで子どもたちが活動することも大切だと思っています。そのためにはやはり子供達が出来ると、家庭がそういう場に無料で行けることを知らないといけないというふうに思っておりますので、学校等でこういう広報等もしながら、子どもたちや家庭がわかるように今後も努めてまいりたいと思っています。

また、先ほど言われたふきおろしマラソン大会、網走市と連携できないかと今後協議をしてまいりたいと思いますので、いろんな意味で網走市とどのようにできるか、教育委員会で検討してまいりたいと思いますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。

大項目の方につきましては1の関係につきましては、各担当課の職員間の連携をしていただきながら、政策競争を市と町の中ではもうこういういい政策をやってきましょうって、効率的な行政運営をしていきましょうという、そういうことをぜひこうやっていっていただければというふうに思っているところでございます。

では、大項目の二つ目の外国人技能実習生の受け入れ環境の充実について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

町長の答弁の中に、大空町企業振興ための事業補助、住宅助成金要綱の関係が触れられておりました。この関係につきましては、特定というか企業誘致をするための要綱であったというふうに私も認識しております。ただ、時代の変化とともに外国人の技能実習生の方々とか、特定技能実習生の方々とか、そういう方々の受け入れをしていくという地元企業が増えていく、そういう地元企業への対応について現況としては住宅環境の対応について、受け入れ団体からの要望によって、職員住宅から町営住宅のちょっと古くなった住宅ですが、これを自分たちで改修していただければ活用していただきということで提供しているとは、きちんとした支援としての対応だというふうには思います。町長の答弁の中にもございましたが、住宅環境につきまして、その受け入れ関係宿泊施設の確保に関するものということでは、居住1人当たり5平米確保することっていうことになっております。そういう中で、ストレスの少ない住環境の配慮ということも含めて、これからの時代を考えると、やはり地元の受け入れ団体の要望等も十分お聞きいただきまして、どういう支援ができるのか、現況の支援でいいのかどうか、そこらへんにつきまして検討していく必要があるのではないかなというふうに私は思っているものですから、そこらへんを受け入れ団体の意向等につきまして、ぜひこういったいろんな情報を担当窓口を通じて、お聞きいただきたいと思います。それをどう対応するか、これからの定住人口から就業人口の増加という観点から、そういうのが必要ではないかなというふうに思いますので、これにつきまして、もう一度ちょっと、ご答弁いただければというふうに思います。

◇町 長 外国人技能実習生等の住まいの確保という部分で、町としてもこれまで議員おっしゃったように用途廃止の公営住宅であったり、職員住宅であったり、そういった対応をさせていただいてきたところであります。今後増加していくことが見込まれる、そういった外国人技能実習生のさらなる住まいの部分については、各担当商工であったり、福祉関係であったり、産業であったり、そういったところが関係団体と連携をとりながら町でできることはなにか、どこまでできるかそういったものも含めてこれまでと同じように、親身になって対応していくことが必要ではないかなと考えております。外国人の方も町に住まわれたらそれは町民ですので、町民が大空町で暮らしていくために、やはり快適な環境で暮らしていただくということは、とても大切なことであると思いますので、そういった部分は受け入れ団体等がどういったところを望んでいるのかだとか、そこら辺も含めて情報をこれから集め、検討してまいりたいとそうのように考えております。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。住宅環境それからもう一つの生活環境の面で、以前に地域の地域間連絡バス等の地域間交通、公共交通機関の整備ということで質問させていただいた経過があるのですが、外国人の実習生の皆さんがどこか買い物に行く、出かけるそういう場面で網走方面はバスが通っているのですが、美幌、北見方面はバスがなく交通、東藻琴から言いますと、連絡機関が地域間バスで女満別駅まで行って、そこからの連絡というような状況になっているという中で、割と動きが少ないということでストレスが溜まるという様な話も若干聞いたことがございます。そういう中で、地域交通機関のあり方という、環境の検討につきましてもご検討いただくということになってございますので、それも含めて検討いただければというふうに思っているところでございます。

生活文化等の相互理解の中で、国際理解教育の関係につきまして関谷教育長の方から丁寧なご答弁をいただきました。文化作品展とか、図書館でPRする場とか、異文化交流の検討とか、コミュニケーション能力を高めるための子どもたちへの教育関係ということでご答弁いただきました。教育執行方針の中で、4 ページ5 ページに国際理解教育というのが触れられておられたのですが、紙面の関係でしょうか、外国語指導助手関係の語学教育の充実が主になっていたものですから、そこはちょっと教育関係では見識の深い教育長さんでございしますので、なにか考え方があるのだろうなと思ひまして、こういう形で質問させていただいた経過がございますので、ご了解いただきたいというふうに思っております。そういう面で、今後ともやはり町民の1人として、私たちの町民の一人としてお互いに文化の違いとかそういう共通の理解をしながら、共に生活を築いて行くという事で、支援体制をとっていければというふうに思っておりますので、その点につきまして再度ご考え方をお聞きしたいと思ひます。

◇議 長 関谷教育長。

◇**教 育 長** 現在、グローバル化、世界的な情報通信ネットワーク進展、労働力の国際化などの影響が本町でも及ぶようになっております。これからの国際交流、国際理解は、本町に移住・在住している外国の方との交流が大切だと考えております。そのためには、行政と事業所などと連携し、町民の皆様の主体的な参加によって、国際交流を進めていくことが重要だと考えております。

町民の皆様と本町に移住・在住している外国の方の双方のニーズを的確に把握しながら、柔軟で効果的な事業を展開してまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

◇**議 長** 松川町長。

◇**町 長** 私からは、外国人技能実習生の町外への買い物等の移動に関する地域交通の面でご答弁させていただきます。

前にも一般質問をいただいたとおり、地域交通というのはなかなかすぐに解決できるような課題ではなく、現状は町内に限っては、高齢者においては福祉タクシー券や外出支援タクシー、あるいは地域間バスだとかそういった利用のところで行っていただいております。外国人技能実習生、女満別地区でありましたらＪＲであったり、バスであったり、ある程度移動は出来るところではあるのですが、なかなか東藻琴地区に入られている方については網走に行くにはバス、北見はなかなかちょっと移動手段がないという中で、そういった地域交通については、当面はなかなかその部分を行政としてできるというところには至りませんので、やはり受け入れの事業所側で、よく私見るのは道東の水産会社の方が大きなバスで、そこで働いている外国人の方を大きなショッピングセンターに連れてきて、自由に買い物をしていただいたりだとかそういうのをよく見かけたりしています。そういうことから考えますと、まずは事業者の方が月に何回かとか買い物に連れていってあげるというような配慮をお願いしたいものだと思いますので、そういったところも含めて、うちで関係するところの部署と、受け入れ事業者との連携を今後ともしっかり取りながら、外国人技能実習による地域雇用というのを促していく、そういったことを積極的に進めてまいりたいと、その様に考えております。

◇**議 長** ５番、鈴木秀之議員。

◇**鈴木議員** ありがとうございます。今回質問をさせていただいた２項目に共通しているのは、町民への情報提供を充実し、我が町の特色を確認して、この町に住んでよかったと思う人を増やしていく施策の展開が必要であるという観点から質問させていただきました。

新年度予算執行に当たって、松川町長の新鮮な感覚による町政執行方針に基づく若さと情熱と思いやりの心が伝わり、活力みなぎるまちづくり推進に期待して質問を終わります。

◇**議 長** 松川町長。

◇町 長 町民への情報提供につきましては、自治基本条例にもありますとおり、1番大切な寛容なところであると思います。ただ、その情報の出し方というのは、ただ提供すればいいというものではなく、町民の皆さんが理解しやすいように伝える工夫っていうのも行政の責任であると思いますので、これからも情報の提供はもちろんわかりやすい情報の発信、そういったところにも注視しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて、鈴木秀之議員の一般質問を終了します。

日程第7、一般質問を続けます。

次に、9番、上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 はい、9番。通告に従い一般質問に移らせていただきます。先にご登壇されました議員の方と重なる内容質問等がありましたらご容赦いただきたいと思います。

今回の質問は、障害者総合支援法の取り組みについてでございます。

障害者総合支援法は、住み慣れた地域での生活を実現するために障害がある方に対して総合的な支援を行う法律です。対象になる障害の範囲は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、政令で定める難病等により障害がある方が対象でございます。この法律に基づくサービスの一つ自立支援給付の基本的な運用ルールは厚生労働省が定めており、具体的には障害に関する医療や福祉サービス、福祉用具などの利用したサービス費用の一部を行政が障害のある方に給付するものです。私たちの町のサービスの現状はどのようになっているのか町長よりお伺いします。

続いて、同法律に基づくサービスの一つである地域生活支援事業の取り組みについて質問をさせていただきます。

地域生活支援事業は、障害のある方が個々の能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施することができる事業です。私たちの町のサービスの現状はどのようになっているのか町長よりお伺いします。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問にお答えさせていただきます。

障害者総合支援法に基づくサービスにつきまして、町内の事業所によるサービス提供状況をご説明いたします。

町内では障害者福祉センターちあふるにおいて、グループホーム短期入所、生活介護、就労継続支援B型、相談者へのサービスを提供しており、町からの指定管理及び委託を受けて東藻琴福祉会が運営しています。令和4年9月に就労継続支援B型の就労内容を拡充し、女満別地区で弁当の製造販売が行われております。このほか、女満別福祉会及び東藻琴福祉会のヘルパーステーション

が高齢者だけではなく、障害者のホームヘルプサービスも提供しております。各サービスにおける利用数の推移としては大きな増減はありません。

続いて、地域生活支援事業の提供状況についてです。町内には地域生活支援事業の指定を受けている事業所はございません。必要に応じて、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援のサービスを主に網走市の事業所で利用いただいています。

また、機関相談支援センターにつきましては、令和3年度に網走市を中心として広域設置し町内外を問わずサービス提供事業所との調整機能を強化しており、より高度な相談対応ができる体制となっているところであります。

なお、障害者総合支援法に基づくサービスは町外の事業所もありますので、この後、町外のサービス事業所を含めて利用状況を担当課長から説明させます。

以上、私から1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 私からは、町外のサービス事業所を利用した方も含めまして、令和3年度の給付状況を月平均の利用人数としまして簡潔にサービスの内容も添えながらご説明申し上げます。

初めに、指定障害福祉サービス、いわゆる自立支援給付に関するサービスについてです。それぞれ北海道が指定監督しているサービスになります。

訪問系のサービスを説明いたします。居宅介護のサービス、利用人数は13人です。内容は、居宅にホームヘルパーが訪問をして身体介護や家事援助を行うサービスです。

次に、日中活動系のサービスについて説明いたします。生活介護のサービス、利用人数は20人です。常に介護を要する人に障害者支援施設等で介護を行い、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

就労移行支援のサービス、利用人数は1人です。一般企業等へ就労を希望する障害のある方に一定期間は就労に必要な訓練を行うサービスです。

就労継続支援A型のサービス、利用人数は3人です。一般企業での就労が困難な障害のある人に働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います。こちらは雇用契約に基づく就労となります。

就労継続支援B型のサービス、利用人数は18人です。一般企業等での就労が困難な障害のある方に、一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するサービスです。こちらは雇用契約が無い就労形態となります。

就労定着支援のサービスです。利用人数は1人です。一般就労へ移行した障害のある人に就労に伴う生活面の課題など企業、住宅等を訪問することにより必要な連絡調整、指導助言を行うサービスです。

療養介護のサービス、利用人数は3人です。医療等常時介護を必要とする障害のある方に、病院等で機能訓練、療養上の介護を行うサービスです。短期入所のサービス、利用人数は1人です。施設等で短期間入所できるサービスです。

続きまして、住居として活用できるサービスを説明させていただきます。グ

ループホームのサービス、利用人数は23人です。共同生活を営む住居で相談、介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

施設入所のサービス、利用人数は11人です。施設入所により介護等を提供しております。

次に、障害者の相談支援を説明いたします。相談支援のサービス、利用人数は73人です。利用者の相談に応じて指定障害福祉サービスを利用する際に必要となるサービス等利用計画を作成し、サービス事業所等との連絡調整を行い、必要時に計画の見直しを行うサービスです。

次に、児童対象のサービスを説明いたします。児童発達支援のサービス、利用人数は11人です。小学校就学前の児童に、日常生活動作の指導や集団生活の訓練などを行うサービスです。放課後等デイサービス、利用人数は6人です。学校通学中の児童に主に放課後において日常生活の訓練や交流の場の提供などを行うサービスです。

児童対象の相談支援のサービスもあります。こちらは利用人数23人です。児童を対象とするサービスを利用する際に、計画策定などの支援を行うサービスです。

続いて、地域生活支援事業に関するサービスをご説明します。以下は町が指定する事業となります。

移動支援のサービス、利用人数は15人です。屋外での移動、外出が困難な障害のある人に外出や社会参加のための移動支援を行うサービスです。

最後に日中一時支援のサービス、利用人数は4人です。障害のある方に日中預かりの場として、介護者の負担軽減を図るサービスでございます。

以上で、サービスの状況について説明を終わります。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。再度質問をさせていただきたいと思います。

サービスの詳細についてお聞かせをいただきました。簡単に言うとサービスの利用人数について大きな増減がないということもお聞かせいただきましたが、その中で聞いた中で改めて質疑をしたいと思います。

就労移行について自立支援給付の課題と言ってもいい就労移行についてですが、内容については一定期間の雇用、一般の企業に雇用を希望している方に対して、必要な知識、技能を身に付ける訓練等1名の方がいるということもお聞きしましたし、就労継続A・Bについても、就労継続A型については、雇用契約を結んで働く場所を提供するというものでございますが、3名だったと思います説明の中で。実際美幌町でお世話になっているのではないかなとお伺いしていたのですが、あともう一点、就労継続Bこれは作業、働く場所を提供してどっちかという工賃という一定の作業量に金額が決められているというものでございますが、私たち町で対象の方がいるということで確認は取れております。その中で再度質問させていただきたいのは、やはり働く場所がなかなか難しいものがあって、実際に働く場所を確保するために、そういう施設の方が直接企業にお願いをしたり、そういう努力をしながら何とか確保してきていると。

そうしてA、B型とあるのですけれども、B型の方の方が少し症状が、A型の方より重い方が多いのかなという印象でございますが、就労継続Aについては美幌の方でお世話になっていて働いているということですが、やはりそういう方たちが地域で安心して仕事をできるような環境もつくっていかなくちゃいけないと思いますし、先ほど言ったちあふるさんの関係で、弁当屋さんが出来て大変盛況ということも聞いておりますが、やはりそういうところを利用していることはほかに町内の雇用とかについても行政が率先して、これからも検討していただきたいと思うのですが、そのことについてどのようにお考えか改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 障害者の方の働く場所をどのように確保していくかというところは本当に大きな課題でございます。特に就労Aはある程度の業務を遂行できるようなそういったところでございますけれども、就労継続支援B型の開拓については、町では一例を申し上げますと、朝日ヶ丘公園パークゴルフ場や運動公園のトイレ清掃業務などをお願いしている状況にあります。こちらにつきましては、当初は仕事内容をちあふるの指導員と慎重に協議して実施に至った経過があります。なかなかこの様に利用者の実際の状態と言うのでしょうか、それと仕事内容とのマッチング、こういったものが本当に難しいところがありまして、大きな課題であると、そのように認識をしているところでございます。今後におきましても障害者の皆さんの就労の裾野を広げていくということは、これは行政としてもしっかりとその役割を果たしていかなければならない考えであります。今後町内における障害者雇用の理解につながるように、どのような方法がよいのか、実施方法そういったものを総合的に検討してまいりたいとその様に考えております。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 なぜこのようなことを聞いたかといいますと、実際に私たちの町、障害者福祉計画第6期、今年で最終年度なのです3カ年の中で。その中で達成目標というのが就労で目標も付けられておりましたから、今後そういうものを達成するため、どのように町は考えているのかと確認をさせていただきました。このことについては是非、まずそのマッチングっていう難しいものもあると思いますし、ほかの議員の方、一時老福連携とか色々な課題も行政に質問された経緯もありますので、このことについては是非そういう事業者の方にも理解を深めていただくように、これからも事業所とも協議をしながら進めていただきたいと思います。

続いて、障害児の方について、お子さんについて改めてお伺いをしたいと思います。障害をお持ちのお子さんで、放課後通所サービスとか、網走の事業所とか、近年の事業所、それこそ療育の訓練とかも他で受けているということでございますが、実際に思うのは、今回参考にさせてもらっていた第2期

の障害児福祉計画においてやはり放課後預かってもらえるというか、適切な訓練サービスを受けるところが町内にない。そのように大変残念なお声も実はアンケートの方に、町にあればそういう物を利用したいということも意見として上がっております。学校においては特別支援学級とか通級とか、そういう物があるのですが、実際そこを離れて保護者の方が就労しながら、ほかの地域でお世話なっているという中でもう少し何か対応することができないのかなと思ひまして、そのことについてどのようにお考えなのか、改めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず障害者の就労の件につきましては、やはり障害を持たれている方がこれからも意欲を持って生活していくためには、やはり働く場というものが大切になろうかなと思っております。町内の事業所や町外の事業所とも連携を取りながら、そういった高齢者の方が生きがいを持って暮らし続けられる、そういったところを探ってまいりたいと考えております。

障害児の通所支援サービスにつきましては、現状でございますけれども発達面での支援が必要な児童というのは、やはり増えて行っている傾向にありまして、保護者や関係団体からも町内での事業所開設というものが望まれている状況にあるのではないかなと、そのように思っております。現在サービスのあり方を検討しておりますが、町内で開設する場合、開設方法であったり、事業者であったりをどうするか、また、自立した経営が果たして可能なのかどうか、そういったことについてはまだまだ結論が出ていない状況にあります。

議員のおっしゃるように令和5年度に次期障害福祉計画、そして障害児福祉計画の策定を行わなければなりません。障害児の通所支援サービスの設置や運営方法をどのようにするか重要な課題の一つといたしまして、関係団体のご意見や、アンケート調査も踏まえ、議会にもご相談させていただきながら検討してまいりたいと思ひますので、その点についてはまた、今後ともご指導をお願いできればと思ひます。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。町長には障害者、障害児福祉計画の方も、今年度いっぱいということもありますが、関係機関ともしっかりと協議をしながら、あとやはりサービスで経営できるかというものもございまして、そのように大変な課題もあると思うのですが、やはり福祉が充実するということは、実際に子どもさんが障害をお持ちで、町で最後まで住みたいという方でも、しょうがなく泣く泣く町を移住、移動されるということもお聞きしていますので、そこについてはしっかり今後も協議をしていただきたいと思います。

1点目については終わりますが、2点目、地域生活支援事業について再度お伺いをしたいと思います。

実際に地域生活支援事業について、地域生活支援拠点広域で、1市4町でや

っていたと思いますが、網走設置だったと思います。高度な相談とか、その様に移行に向けてとか、大事なことについてもしっかりやられているのだと思うのですが、地域の生活支援事業の最大の課題としては、やはり障害をお持ちの方が地域で自立して生活をするというのが1番の課題ではないのかなと思っています。実際に地域移行支援事業については、北海道においては、昨日の新聞とかでも見られたと思うのですが、国の政府の達成目標9%に対し、3.4%、そして17年から20年度の間の4カ年でわずか334人と全国的にも低い数値でございます。最近になって特に数値の方が下がってきているということが問題になっております。私としてはやはり、民間のアパートまたはプライベートが確保されたグループホームとか、自宅とかそういう所に住めるようにしっかり相談体制、またサービスの調整とかも含めてどのように今後考えているのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇町長 地域生活支援事業、議員のおっしゃるとおり最大の課題というのが自立してこの地域で生活し続けることということがあろうかと思います。その中には先ほどの話ありました就労もそうなのですが、やはり住宅の確保ということも重要なことではないかなと考えております。特に東藻琴地区はちあふるのグループホームがありますので、女満別地区についてはそういった住宅の確保が現状グループホーム的なものはないとゆうような状況になっております。ただ障害者の方が利用できる住居としては、はなぞの公住の一部に当たるシルバーハウジング、こちらは高齢者と障害者の方が入居出来る住宅になっております。居室は全部で30戸ありまして、生活援助員による生活相談や、見守りを受けられる施設となっております。現在、障害のある方については2名の方が入居されている状況にあります。まずはシルバーハウジングなど既存の資源を有効活用して住宅を確保できないか、そういったところをまずは第1に考えてまいりたい、そのように考えているところでございます。

◇議長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長よりシルバーハウジングの方、2名の方が利用されているということもお聞かせいただきました。また生活相談支援員の方もいるので相談とか、あとは緊急時の対応もそこならしやすいだろうということで、そのことに対しては評価もしたいと思いますし、今後そのような方が出たというか希望があった場合、できる限り相談支援をしていただきたいと思います。

最後に障害者の関係で最後の質問になりますが、やはり障害をお持ちの方の理解、どの自治体も大変苦労しているのが周知です。障害の取り組みとかの周知とか、理解の促進、啓発などが1番の課題ではないのかなと、極端な話で、偏見、差別が間違いなくないとは言えない状況ではあるのかなと、やはり誤解を受けている面いまだにあるのかなと思っています。実際にほかの自治体では、リーフレットの作成をしています。私たちの町でもホームページとかそらナビ、色々な広報媒体がありますが、やはり再度住民の方に知っていただくのが大事ではないかと。本当に地域で自立した生活を営む上で、地域住民の理解、

支援も必要だと私はそのように思っております。イベントとか触れ合う機会も含めて今後どのように考えているのか改めてお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 障害者への理解を深めるということは、これは今に限ったことではなく、昔からそういったことは地域の理解、町民の皆様の理解というのを投げかけていく、そういったことは町として、積極的に広報等を普及していかなければならないもの、そのように考えております。今後もそういった障害者への理解、共生社会の実現というところを含めると、やはり町民の皆様にもっともっと理解していただくという取り組みというのは必要になってくるかなと思いますので、さまざまな場面でそういった啓発活動、広報だけではなく、いろんな公園やそういった中でも行っていくような取り組みを進めてまいりたい、そのように思います。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。是非共生社会を目指してしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、今回、今年度第6期障害者福祉計画、また第2期障害児福祉計画についても、来年度改定ということもありますので、しっかり当事者等の意見も聞いて今後計画を作っていただきたいと思いますし、後、やはりこれから話題になっているように、出産、子育てなどのことについてもこのような計画などにも是非機会があれば、入れていただくといいのかなと思います。是非福祉のまちづくりにこれからも尽力をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 はい、令和5年度の第7期の障害福祉計画及び第3期の障害児童福祉計画を策定します。まず、ニーズを把握するためにアンケート調査を実施し、地域自立支援協議会での審議を踏まえて策定していくことになりますけども、その中にはやはり障害を持った方の団体もございますので、そういった方にも参画いただいて検討を行ってまいりたいと思います。

今日お話にありました住宅の確保、これはやはり生涯大空町で暮らすため、そして障害をお持ちの方のご両親の方が安心できるように、やはり住宅を確保してくというのは大変重要かなと思っております。上地議員もご記憶があるかと思いますが、平成28年に議会の当時の総務厚生常任委員会で美唄市の障害者福祉施設を行政視察で私も同行させていただきました。その障害者福祉法人は就労継続A型やB型の事業を行っている他、グループホームを自ら作って運営し、障害を持っている方が一生そこで安心して暮らしていける、そういった環境づくりも進めている法人を視察させていただきました。本当にすごく

きれいな新しい立派な施設を当時見学させていただいたのですが、大空町においてもこういうような施設の展開が出来れば、本当はこれから障害を持った方が高齢になっていく中でも安心して暮らしていけるのだろうと、そのように思っておりますので、そういった部分、町内の事業所なのか、あるいは町外の事業者なのか、町が行わなければならないのか、そういったものも含めてこれから検討してまいりたいと思いますので、どうぞこれからもご指導よろしくお願いいたします。

◇上地議員 質問終わります。

◇議長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 3時28分)

令和 5 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 5 年 3 月 7 日
- ・ 開 会 令和 5 年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 令和 5 年 3 月 1 4 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

8 番 三 條 幸 夫

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長	
代表	監査委員	農業委員会	会長	
副	町	長	福祉課	長
総合	支所	長	福祉課	参事
会計	管理者	産業課	長	
総務	課	長	産業課	参事
総務	課	参事	建設課	長
総務	課	参事	建設課	参事
総務	課	参事	住民福祉課	長
移住・定住	支援室	長	総務課	主査
住民	課	長		
生涯学習	課	長	生涯学習課	参事
生涯学習	課	参事		
監査委員	事務局	長	選挙管理委員会	事務局長
農業委員会	事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和5年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和5年3月8日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第5 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第1号 大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第8 議案第2号 令和4年度大空町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第3号 令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第4号 令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第5号 令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第6号 令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第7号 令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第8号 令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第9号 令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第10号 大空町個人情報保護法施行条例制定について
- 日程第17 議案第11号 大空町自治基本条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第12号 大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第13号 大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第14号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第15号 大空町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第16号 大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第17号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第24 議案第18号 大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第25 議案第19号 令和5年度大空町一般会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和5年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和5年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第26号 令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第33 発議第1号 大空町議会の個人情報保護に関する条例制定について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川 一 正	教育委員会教育長	関 谷 正 樹
代表監査委員	近 藤 克 郎	農業委員会会長	石 田 正 俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木 章 夫	福祉課長	宮 田 栄
総合支所長	田 中 信 裕	福祉課参事	佐 薙 清 美
会計管理者	阿 部 雅 浩	産業課長	作 田 勝 弥
総務課長	林 敏 美	産業課参事	中 村 直 樹
総務課参事	佐 川 雅 仁	建設課長	高 島 清 和
総務課参事	稲 川 浩 司	建設課参事	山 本 純 生
総務課参事	小 堀 弘 樹	住民福祉課長	山 本 晃
移住・定住支援室長	秋 葉 暢 康	総務課主査	安 念 真 人
住民課長	星 加 政 志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	菅 野 洋 治	生涯学習課参事	砂 金 英 樹
生涯学習課参事	村 山 修		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井 上 透
------	-------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充 清
------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平 田 義 和	事務局主幹	田 中 学
------	---------	-------	-------

以上のとおり報告する。

令和5年3月8日

大空町議会議長 原 本 哲 己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎会議の宣言

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから令和 5 年第 1 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、1 番、大泉知功議員及び 2 番、川村淳議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。
- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名であります。三條議員より欠席する旨の届け出がございます。
本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。
本日の議事日程は、配付している日程表の通りとおりであります。
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 諮問第 1 号

- ◇議 長 日程第 2、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

- ◇町 長 議案書の 1 ページです。諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について。
人権擁護委員鎌田宏惇が令和 5 年 6 月 30 日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、次の者を後任委員に推薦したいので、議会の意見を求める。令和 5 年 3 月 7 日提出、大空町長松川一正。
住所、北海道網走郡大空町東藻琴西倉 353 番地の 1。
氏名、鎌田宏惇。
生年月日、昭和 25 年 12 月 11 日でございます。
鎌田氏は、平成 20 年 7 月から 5 期 15 年間人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事され、熱意を持った積極的な活動を実践されています。広く社会の実情に通じ温厚な人柄であり人権擁護委員に適任であると判断しましたことから、引き続き同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。
本人の履歴につきましては、参考資料の 1 ページ、2 ページに記載のとおり

でございます。

以上、提案理由を説明させていただきましたので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時04分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。本件はお手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第3 諮問第2号

◇議 長 日程第3、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の3ページです。諮問第2号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員河崎琢哉が令和5年6月30日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を後任委員に推薦したいので議会の意見を求める。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

住所、北海道網走郡大空町女満別本通6丁目1番1号。

氏名、河崎琢哉。

生年月日、昭和33年2月19日でございます。

河崎氏は、平成23年7月から4期12年人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事され、誠意を持った積極的な活動に取り組まれています。地域の実情に通じ温厚な人柄であり、人権擁護委員に適任であると判断しましたことから、引き続き同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。

本人の履歴につきましては、参考資料の３ページ、４ページに記載のとおりでございます。

以上、提案理由を説明させていただきましたので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

（暫時休憩 午前１０時０７分）

（再開 午前１０時０８分）

◇議 長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第２号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第４ 諮問第３号

◇議 長 日程第４、諮問第３号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の５ページです。諮問第３号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員坂巻重子が令和５年６月３０日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の者を後任委員に推薦したいので議会の意見を求める。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴５５番地の１２。

氏名、坂巻重子。

生年月日、昭和４２年１１月２３日でございます。

坂巻氏は令和２年７月から１期３年間人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事され、積極的に取り組まれています。地域住民からの信頼も厚く実直な人柄であり、人権擁護委員に適任であると判断いたしましたことから、同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。

本人の履歴につきましては、参考資料の５ページに記載のとおりでございます。

以上、提案理由を説明させていただきましたので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

（暫時休憩 午前１０時１０分）

（再開 午前１０時１１分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書とおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第３号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書とおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第５ 同意第１号

◇議 長 日程第５、同意第１号、大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の７ページでございます。同意第１号、大空町教育委員会委員の任命について。大空町教育委員会委員、山神勇二が令和５年６月１１日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので議会の同意を求めます。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

記。住所、北海道網走郡大空町女満別大東１７１番地の８。

氏名、山神勇二。

生年月日、昭和５８年１２月１７日生まれの３９歳でございます。

山神氏は、令和３年６月２４日から教育委員会委員として活動されております。子育て世代の１人として教育行政の運営にご尽力いただきましたことから、引き続き同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

本人の履歴につきましては、参考資料の７ページに掲載してございますので、

ごらんいただきたいと存じます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。
何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号

◇議 長 日程第6、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の9ページでございます。同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について。オホーツク町村公平委員会委員高畑秀美が令和5年3月31日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので議会の同意を求める。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

記。住所、北海道網走郡大空町女満別住吉360番地の4。

氏名、山下英二。

生年月日、昭和35年2月9日生まれの63歳であります。

山下氏は、ご存じのとおり、旧女満別町長そして初代大空町長として長年にわたり町政を牽引し、本町のまちづくりに多大な貢献をされました。人格高潔で識見高く、公平公正であり、公平委員会委員に適任でありますことから、同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

なお、本人の履歴につきましては、参考資料の9ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第２号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第２号、オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第７ 議案第１号

◇議 長 日程第７、議案第１号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐川総務課参事。

◇総務課参事 議案書１１ページをお開き願います。議案第１号。大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

本案は、令和４年度事業及び令和５年度当初予算として提案しております事業などについて、財源措置として過疎対策事業債の充当を予定していることから、新たに６つの事業を追加するものでございます。

変更内容でございます。１３ページをご覧ください。表の右側が変更前、左側が変更後の計画であります。

区分の２、産業の振興、（１０）過疎地域持続的発展特別事業第１次産業における左側の表の下段、下線を引いております事業の追加ですけれども、東藻琴山麓第２地区草地畜産基盤整備事業でございます。草地の付録、傾斜、排水不良解消するための区画整理などを行うもので、東藻琴地区における草地畜産基盤整備を進めるもので、事業主体は北海道でございます。

続きまして、１５ページをご覧ください。区分の５、生活環境の整備。防災・防犯における左側の表の１番下に下線を引いております。防災施設整備事業でございます。網走川流域の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な資材の備蓄や水防センター施設整備など、災害時の活動拠点となる大空地区河川防災ステーション整備に要する経費を負担するものでございます。事業主体は国と大空町でございます。

続きまして、１６ページをご覧ください。区分の７、医療の確保におけるその他、下から２行目の患者輸送車整備事業でございます。東藻琴地区の各集落から東藻琴診療所まで患者の送迎を実施しております老朽化した患者移送車を更新するもので、事業主体は大空町でございます。

続きまして、その下、医療・介護人材確保事業でございます。町内の医療、介護施設における人手不足の解消と資格取得促進による人材育成を支援するため、医療等従事者の確保定着を図る施設に対し、対象経費の一部を補助するもので事業主体は大空町でございます。

続きまして17ページをご覧ください。区分の8、教育の振興における(4)過疎地域持続的発展特別事業、義務教育の中段の下線、学校施設環境整備事業でございます。小中学校の普通教室、特別支援教室等に保健衛生環境の向上を図るためのエアコン設置するもので、事業主体は大空町でございます。

続きまして、表の1番下の下線、すば一く東藻琴整備事業でございます。すば一く東藻琴のLED化を図るもので、事業実施主体は大空町でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第1号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

◇議 長 日程第8、議案第2号、令和4年度大空町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書19ページでございます。議案第2号、令和4年度大空町一般会計補正予算(第6号)。

令和4年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,318万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,874万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に

繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加、廃止及び変更は、第3表 債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加、廃止及び変更は、第4表、地方債補正による。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

21ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款、町税に899万5,000円追加。2款、地方譲与税に777万8,000円追加。3款、利子割交付金から13万円減額。6款、法人事業税交付金に489万3,000円追加。7款、地方消費税交付金から1,254万1,000円減額。8款、ゴルフ場利用税交付金に24万1,000円追加。9款、環境性能割交付金から457万4,000円減額。10款、地方特例交付金に99万7,000円追加。11款、地方交付税に5,433万2,000円追加。12款、交通安全対策特別交付金から10万5,000円減額。13款、分担金及び負担金から2,825万4,000円減額。22ページをお開き願います。14款、使用料及び手数料から408万7,000円減額。15款、国庫支出金から4,361万2,000円減額。16款、道支出金から828万9,000円減額。17款、財産収入に401万8,000円追加。18款、寄附金から7,500万円減額。19款、繰入金から6,455万4,000円減額。21款、諸収入から2,128万9,000円減額。22款、町債に800万円追加。歳入合計は1億7,318万1,000円減額し、91億1,874万4,000円とするものです。

23ページをごらん願います。歳出です。

1款、議会費から103万1,000円減額。2款、総務費から4,870万1,000円減額。3款、民生費から586万5,000円減額。4款、衛生費から3,058万7,000円減額。5款、労働費から1万6,000円減額。6款、農林水産業費から5,443万4,000円減額。7款、商工費に47万4,000円追加。8款、土木費から393万6,000円減額。24ページをお開き願います。9款、消防費に5,938万9,000円追加。10款、教育費から3,414万4,000円減額。11款、公債費から33万8,000円減額。12款、職員給与費から5,399万2,000円減額。歳出合計は1億7,318万1,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。25ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費です。4款2項、一般廃棄物最終処分場管理運営費2,695万円は、水処理施設の制御盤などを修繕するものですが、部品の調達におくれが生じ年度内に業務が完了しないもの。6款1項、農業水路と長寿命化防災減災事業1,404万1,000円は、畑地かんがい施設と古梅ダム管理設備の更新工事に係るものですが、資材の納入見通しが立たず年度内の執行ができないもの。次の8款2項、除雪機械整備事業2,649万7,000円は、除雪トラックの購入であります。こちらも関連部品の調達が遅れておりまして、年度内の納車が困難な状況でありますことから繰越すものです。

26ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正。1、追加です。次の表の2、廃止と関連がありますので、あわせて説明させていただきます。

1 項目めの道営女満別豊住地区農地整備事業と2 項目めの道営女満別東部高台地区推進施設と保全高度化事業につきましては、支出予定の期間と限度額が工事の見直しにより変更が生じましたが、既に過年度議決をいただいております、補正できませんことから廃止をし改めまして、期間と限度額を設定し、それぞれ追加するものです。追加の3 項目め、東藻琴山麓第2 地区草地畜産基盤整備事業につきましては、期間、令和5 年度から令和8 年度まで、限度額1 億2, 192 万5, 000 円を新たに追加するものです。次の単身者住宅賃貸借契約に関する債務負担行為につきましては、期間を令和5 年度から令和13 年度までとし、限度額2, 721 万6, 000 円を追加するものです。

下段の3、変更です。農業振興資金利子補給金は、借入額の確定に伴いまして、右端補正後の限度額を約261 万円に。次の農業担い手応援資金利子補給金につきましても同じく金額の確定により、限度額を8 万7, 000 円に変更、また期間を令和24 年度までとするものです。道営女満別本郷第2 地区農地整備事業は、工事の変更によりまして限度額を2 億1, 035 万円、期間を令和10 年度までに。次の、道営女満別南部地区水利施設等保全高度化事業につきましても、同様に工事の見直しによりまして、限度額を8, 913 万1, 000 円に変更します。最後の令和4 年度入学資金借入金利子等助成金は、借入金額の確定によりまして補正後欄の期間を令和17 年度まで、限度額を16 万1, 000 円に、金利変動による増額分を加算した額に変更するものでございます。

続きまして、27 ページです。第4 表、地方債補正。

1、追加です。高齢者等移動支援事業債は、福祉タクシー券交付による支援などに係る財源としまして、地方債を借り入れるため限度額220 万円を追加します。認定こども園等給食費補助事業債は、認定こども園給食費の助成事業につきまして限度額640 万円を追加します。次の学校給食費補助事業債につきましても、同様に財源確保の観点から、地方債を借り入れることとし、限度額2, 520 万円を追加するものです。これらはいずれも過疎対策事業債のソフト分を適用するものですが、発行額に追加の配分がありましたことから、財源として有効に活用するものです。

次に、2、廃止です。スクールバス整備事業債は、スクールバス購入に係る財源として予定をしておりましたが、購入を見送りましたことから廃止するものです。

3、変更です。自治会活動支援事業債からめくっていただきまして、28 ページ、1 番下でございます。図書館整備事業債までの18 事業につきましては、それぞれ事業費の確定などに伴い、限度額を変更するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書についてですが、今回の補正予算は、年度末に向けた実行予算を実施したものでございます。入札、事業費の確定、利用者の増減など、執行残により整理した事項につきましては、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。

歳出から説明しますので、54、55 ページをお開き願います。

55 ページ説明欄下から三つ目の丸です。2 款1 項7 目ふるさと応援寄附金事業の7 節、寄附者報償費1, 627 万4, 000 円の減額は、当初の見込み

より寄附額が減少していることによるものです。

64、65ページをお開き願います。65ページ上から三つ目の丸、3款1項1目27節、国民健康保険事業特別会計繰出金447万3,000円は、未就学児の軽減額がふえたことによる追加です。

68、69ページをお開き願います。69ページ上から6行目3款2項1目18節、負担金補助及び交付金の二つ目、出産子育て応援給付金320万円の追加は、国の施策に基づき、妊娠、出産された方に対して支援金を給付するものです。次の22節、償還金利子及び割引料総額5,862万6,000円の追加は、子育て支援交付金の前年度と過年度分における国と北海道から補助金につきまして、会計検査院から補助対象の考え方について指摘を受け、返還するものです。

70、71ページをお開き願います。71ページ上から二つ目の丸、4款1項2目新型コロナウイルス感染症対策事業の18節、自費検査費用助成金20万円は、当初見込みを上回る状況にありますことから追加いたします。

次に80、81ページをお開き願います。81ページ上から三つ目の丸、6款1項6目農業水路等長寿命化・防災減災事業の18節、オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金、1,104万1,000円の追加は、畑地かんがい施設と古梅ダム管理設備を更新工事に係るもので、先ほど繰越事業として説明をさせていただいたものです。

84、85ページをお開き願います。85ページ上から二つ目の丸、7款1項2目藻琴山温泉芝桜公園管理運営費の12節、指定管理委託料323万1,000円は、新型コロナウイルスの影響により入園料などが減少したことから追加するものです。その二つ下の丸、大空町観光誘客促進事業の18節、芝桜公園誘客促進補助金90万円は、入園料の改定に伴いましてパンフレットなどの印刷経費を追加します。

86、87ページをお開き願います。87ページ、下から二つ目の丸、8款4項1目27節、下水道事業特別会計繰出金324万6,000円は、下水道使用料が当初見込みを下回る状況にありますことから追加するものです。

88、89ページをお開き願います。89ページ上から三つ目の丸、8款7項1目空港対策費の18節、負担金補助及び交付金の4行目女満別空港新規就航路線利用促進補助金15万円と、次の航空機利用特典事業補助金260万円は、航空機の運賃を助成し利用を促すものですが、不足が生じる見込みでありますことから追加いたします。

次に、90、91ページでございます。91ページ上から3行目、9款1項4目18節、北海道市町村備荒資金組合納付金6,652万1,000円は、災害など有事の際に備えて財源を確保するため積み立てるものです。

92、93ページをお開き願います。93ページ上から2行目、10款2項1目女満別小学校管理費の10節、光熱水費172万5,000円と、下から二つ目の丸、3項1目女満別中学校管理費の10節、燃料費44万4,000円、次の丸、東藻琴中学校管理費の10節、燃料費81万4,000円、めくっていただきまして、95ページです。中段、上から五つ目の丸ですが、4項1目大空高等学校管理費の10節、燃料費と光熱費合わせまして129万8,

０００円、さらに三つ下の丸、大空高等学校実習費の１０節燃料費７６万円、次の４目大空高等学校寄宿舎管理費の１０節、燃料費と光熱水費合計して７６万３，０００円は、それぞれ電気料と燃料費を追加するものです。

９８、９９ページをお開き願います。９９ページ下から三つ目の丸になります。６項３目女満別学校給食センター管理運営費の１０節、光熱水費２７８万４，０００円と二つ下の丸東藻琴学校給食センター管理運営費の１０節、燃料費、さらに次のページになります。１０１ページ、１行目の光熱水費合わせて６６万６，０００円につきましても、同様に燃料価格の高騰により増額して対応するものです。

歳出は以上でございまして、続いて、歳入の説明をしますので、３２、３３ページをお開き願います。３３ページ下から４項目目、２款３項１目１節、航空機燃料譲与税に１，８１８万７，０００円の増額は、航空機の運航が回復傾向にあり、当初の見込みを上回る状況にありますことから追加するものです。

３４、３５ページをお開き願います。３５ページ上から５項目めの１１款１項１目１節、普通交付税の５，４３３万２，０００円は、臨時の経済対策費として追加交付があったことによるものです。下から２項目めの１３款２項２目１節、ごみ焼却施設維持管理費負担金、１，５８２万６，０００円の減額は、他の自治体からの可燃ごみ受け入れ量が当初の見込みを下回ったことによるものです。

４４、４５ページをお開き願います。中段の１８款１項１目１節、一般寄附金、７，５５０万円の減額は、当初の見込みより寄附額が減少していることによるものです。その二つ下１９款１項１目１節、財政調整基金繰入金６，１４０万３，０００円の減額は、今回の補正予算の財源調整のため繰り入れを取りやめるものです。

４８、４９ページの２２款、町債につきましては第４表、地方債補正で説明したとおりですので省略をさせていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 １点だけ確認をしたいと思います。

歳入について、３５ページで、衛生費の負担金につきまして、ごみ焼却施設の維持管理負担金、１，５８２万６，０００円が減額になっているということでございます。他の自治体からの受け入れごみの減少ということになっておりますが、ほかの自治体、斜里、網走かと存じますが、内訳につきましてももう少し詳細をちょっと説明していただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 山本住民福祉課長。

◇住民福祉課長 鈴木議員のご質問にお答えさせていただきます。

ごみ処理負担金につきまして、議員さんおっしゃられたとおり、網走市及び斜里町から負担金をいただいているものでございます。当初数字すいません、ちょっと今資料なかったのですが、現在受けている搬入量としましては、網走市から令和４年度受け入れとしましては、１７０トン約受けております。斜里町からは、現在、２２トンの受け入れをしているところで、見通しより若干減っていることで申し訳ございません、当初の数字今持ち合わせていないので、その分減額となったものでございます。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前１０時４５分)

(再開 午前１０時４６分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
５番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 この関係につきましては、報道等でもなかなか報道でもされておりますので、町民の関心も高いようでございます。私どもとしても知っておきたいと思いますので、もう少し詳しい資料ができましたら提供していただければと思います。

◇議 長 山本住民福祉課長。

◇住民福祉課長 申しわけございません。先ほどもご説明させていただきましたが、ちょっと今、当初の数字を持ち合わせておりませんので、後ほど資料提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第２号令和４年度大空町一般会計補正予算（第６号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２号令和４年度大空町一般会計補正予算（第６号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第３号

◇議 長 日程第９、議案第３号、令和４年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書１１７ページでございます。議案第３号、令和４年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）。

令和４年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９，２５６万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０億６，２２６万６，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

議案書１１９ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。

１款、国民健康保険税に２７７万４，０００円を追加。２款、国庫支出金から７２万円を減額。３款、道支出金から９，７３９万７，０００円を減額。４款、財産収入から３，０００円を減額。５款、繰入金に３５３万６，０００円を追加。７款、諸収入から７５万２，０００円を減額し、歳入合計は９，２５６万２，０００円を減額し、１０億６，２２６万６，０００円とするものです。

１２０ページをお開き願います。歳出です。

１款、総務費から７５万３，０００円を減額。２款、保険給付費から９，２３７万円を減額。４款、保健事業費から１７７万２，０００円を減額。５款、財政調整基金費に２３３万３，０００円を追加。６款、国民健康保険事業費納付金及び７款、諸支出金は、財源振りかえのため補正額は０円とし、歳出合計は９，２５６万２，０００円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明申し上げますので１２８、１２９ページをお開き願います。年度末の実行予算において、執行残見込み等により整理した細かな事項につきましては、簡略な説明とさせていただきますので、ご了承願います。

１款１項１目総務一般事務費の３節、会計年度任用職員手当８節、普通旅費１３節、国保連合会システムライセンス使用料につきましては、執行残見込みにより減額をするものです。２項１目国民健康保険税賦課徴収事業の８節、普通旅費は会議のオンライン出席などによる執行残を減額するものです。１１節、コンビニエンスストア収納手数料につきましては実行実績見込みにより減額を

するものです。3項1目国民健康保険運営協議会費の1節、国民健康保険運営協議会委員報酬及び8節、費用弁償につきましては、執行残による減額でございます。

2款1項1目療養給付費の18節、療養給付費から7,090万4,000円の減額、2目療養費の18節、療養費から87万3,000円の減額、2項1目高額療養費の18節、高額療養費から1,879万3,000円の減額、2目高額介護合算療養費の18節、高額介護合算療養費から25万円の減額は、実績見込みにより減額するものでございます。3項1目移送費の18節、移送費から9万円の減額は実績見込みにより減額をするものです。

130ページ、131ページをお開き願います。4項1目出産育児一時金の18節、出産育児一時金から、84万円の減額は当初13人分見込みとしたところ、実績見込み11人分として減額するものです。6項1目傷病手当金の18節、傷病手当金から62万円の減額。

4款1項2目特定健康診査等事業の8節、普通旅費から3万9,000円の減額は執行残を見込んで減額し、12節、特定検診委託料から45万4,000円の減額は実績見込みによる減額でございます。3目保健事業費の1節、会計年度任用職員報償費から90万2,000円の減額、3節、会計年度任用職員手当から23万2,000円の減額、4節、会計年度任用職員社会保険料から14万5,000円の減額は、執行残によるものです。

5款1項1目国民健康保険基金積立金の24節、国民健康保険基金積立金に233万3,000円の増額は、財源調整のために増額するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、124ページ、125ページをお開きください。

1款1項1目国民健康保険税の1節から6節まで合計で277万4,000円の増額は、保険税本算定による増額となるものです。

2款1項1目1節、傷病手当金補助金から72万円の減額は、受け入れ科目を保険給付費等交付金に統合し減額をするものです。

3款1項1目1節、保険給付費等交付金の普通交付金から9,175万円の減額は、主に歳出の療養給付費の減でございます。その下、特別交付金から564万7,000円の減額は、主に歳出の保健事業費の実績見込みによるものです。

5款1項1目1節、一般会計繰入金に447万3,000円の増は、法定内繰入金対象として、令和4年度より未就学時に係る均等割保険税軽減制度に要する経費が追加となったことが主な要因となって増額となるものです。2項1目1節、国民健康保険基金繰入金から、93万7,000円の減額は実績見込みによるものです。

7款1項1目1節、延滞金から42万5,000円の減額は、実績見込みにより減額をするものです。3項2目1節、返納金から15万2,000円の減額は、資格喪失や労災適用により医療費を返納していただいたことによるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第3号、令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第4号

◇議 長 日程第10、議案第4号、令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書135ページでございます。議案第4号、令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,439万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

議案書137ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、後期高齢者医療保険料から57万1,000円を減額。2款、繰入金から9万円を減額。3款、繰越金19万円を追加し、歳入合計は47万1,000円を減額し、1億2,439万1,000円とするものです。

138ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から9万円を減額。2款、後期高齢者医療広域連合納付金から38万1,000円を減額し、歳出合計は47万1,000円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説

明いたしますので、144ページ、145ページをお開き願います。

1款1項1目総務費一般事務費の8節、普通旅費から9万円の減額は執行残見込みによる減額をするものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の18節、後期高齢者医療広域連合納付金から38万1,000円の減額は主に後期高齢者医療保険料の減少によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、142、143ページをお開き願います。

1款1項1目1節、後期高齢者医療特別徴収保険料から170万1,000円の減額は実績見込みによるものです。2目1節、後期高齢者医療保険料現年度分に113万円の増額は保険料本算定により増額となるものです。

2款1項1目1節、事務費繰入金から9万円の減額は、歳出、総務一般事務費の減額に伴うものです。

3款1項1目1節、前年度繰越金に19万円の追加は、前年度繰越金を計上するものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これで討論を終わります。これから、議案第4号令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、令和4年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時13分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 1 1 議案第 5 号

◇議 長 日程第 1 1、議案第 5 号、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 1 4 7 ページをお開きください。議案第 5 号、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）。

令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9, 5 6 8 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 1 6 4 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 5 年 3 月 7 日提出、大空町長松川一正。

1 4 9 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、保険料から 3 8 3 万 9, 0 0 0 円を減額。2 款、使用料及び手数料に 3 万円を追加。3 款、国庫支出金から 3, 0 9 6 万 3, 0 0 0 円を減額。4 款、支払基金交付金から 3, 5 1 7 万円を減額。5 款、道支出金から 2, 1 3 5 万 8, 0 0 0 円を減額。7 款、繰入金から 4 8 7 万 1, 0 0 0 円を減額。9 款、諸収入に 4 8 万 8, 0 0 0 円を追加。歳入合計は 9, 5 6 8 万 3, 0 0 0 円減額し、7 億 1 6 4 万 9, 0 0 0 円とするものです。

1 5 0 ページをお開きください。歳出です。

1 款、総務費から 1 3 4 万 6, 0 0 0 円を減額。2 款、保険給付費から 8, 5 5 8 万 8, 0 0 0 円を減額。3 款、地域支援事業費から 2 1 2 万円を減額。4 款、基金積立金から 6 6 1 万 7, 0 0 0 円を減額。5 款、諸支出金から 1 万 2, 0 0 0 円を減額。歳出合計は 9, 5 6 8 万 3, 0 0 0 円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明いたしますので、1 5 8、1 5 9 ページをお開きください。歳出です。

1 款 1 項 1 目総務一般事務費です。1 3 2 万 6, 0 0 0 円の減額は、令和 5 年度に策定する第 9 期介護保険事業計画のアンケート調査を今年度実施するものですが、選定した調査委託先の委託料が安価であったことから 1 5 7 万 6, 0 0 0 円の減額。さらに委託料とは別に調査票の送付料として郵便料 2 5 万円追加したものです。

その下、1 款 3 項 2 目認定調査費等につきましては関連するものがございませんので、後から説明申し上げます。

次に、2 款、保険給付費をご覧ください。1 項介護サービス等諸費と 2 項介護予防サービス給付費の減額は、今年度の給付見込みの減によるものです。

1 5 8 ページ 1 番下から次のページ 1 番上の 4 項 1 目 1 8 節、高額介護サービス給付費 1 3 2 万 4, 0 0 0 円の減額は、各サービス給付費の減額の影響によるものです。

その下、6項1目18節、特定入所者介護サービス給付費の減額は、利用者の減によるものです。

158ページ、159ページをお開きください。上から6段目です。1款3項2目認定調査等費3節、職員手当等は会計年度任用職員手当、期末手当から2万円の減額と、また次のページをめくっていただきまして、161ページ中段、2款3項1目、二つ目の認知症総合支援事業の会計年度任用職員手当、期末手当2万円の減額は、人事院勧告の影響によるものです。

また、認知症総合支援事業での研修会負担金3万8,000円の減額につきましても、地域支援相談員の現任研修予定だったのですけれども、ちょっと受けられませんでしたので、又、次年度の予定をしております。

その一つ目の丸、包括的支援事業から108万7,000円の減額につきましては、予防給付業務についていた会計任用職員が11月で退職したことによります。

下から6行目です。2目12節、成年後見制度利用支援事業委託料6,000円の減額は、委託の見合わせ等した結果、積算等で6,000円を減額するものです。

同じく2目18節、除雪サービス事業費、助成金30万円の増額は在宅高齢者宅の玄関先除雪を行うサービス費、除雪サービス申請の実績に合わせまして増額とするものです。

その下4項、介護予防・生活支援サービス事業費、1枚ページをめくっていただいて、1目、介護予防・生活支援サービス事業費です。認定を受ける前のヘルパーサービスですとか、要介護認定者の介護サービス外のサービスになります。実績に沿って118万1,000円を減額しております。

その下、4款1項1目24節、介護保険基金積立金から661万7,000円の増額は、歳入歳出からの、減額は、歳入歳出間の財源調整によるものです。

5款1項2目償還金の22節、前年度地域支援事業道交付金返還金から1万2,000円の減額は、交付金内訳が追加交付金と返還金が相殺されたことによるものです。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、154、155ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料の1節、介護保険料現年課料分から383万9,000円の減額は、介護賦課額に合わせるものです。

2款1項1目地域支援事業手数料の1節、高齢者世話付住宅生活援助員援助活動手数料に3万円の追加は、手数料を要する利用者の実態に合わせたものです。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款道支出金からそれぞれの減額は、歳出の介護給付費に対する法定負担割合に応じて算出した額の減額です。

3款2項3目155ページ中段やや下、1節、保険者機能強化推進交付金から50万1,000円の減額と、その下4目1節、保険者努力支援交付金から67万7,000円の減額は、国による自治体への財政的インセンティブとしての評価によるものです。

156、157ページです。7款1項1目1節、介護給付費繰入金から1,

510万4,000円の減額と、その下2目1節、包括的支援事業・任意事業繰入金から10万9,000円の減額及び同じく2目2節、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金から15万8,000円の減額は、歳出の介護給付費に対する町の負担割合に応じて算出した額により減額したものです。

その下3目1節、所得者保険料軽減繰入金から120万3,000円の減額は保険料減額の確定によるものです。

さらにその下2項1目1節、介護保険基金繰入金に1,170万3,000円の追加は財源調整のためです。

9款1項1目1節、第1号被保険者延滞金に1万2,000円の追加は延滞金額の確定によるものです。

その下3項2目1節、雑入の要介護認定審査判定受託収入に1万5,000円の追加は生活保護受給者の介護認定事務を実施したことに伴い北海道から支払われるものです。

その下3項3目1節、給付金返納金46万1,000円の追加は、介護サービス事業者の過誤請求によるものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第5号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

◇議 長 日程第12、議案第6号、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。佐藤福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 165 ページをお開きください。議案第 6 号、令和 4 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 3 項）。

令和 4 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 万 1, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 629 万 2, 000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 5 年 3 月 7 日提出、大空町長松川一正。

167 ページです。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、介護給付費収入に 25 万 1, 000 円を追加。2 款、繰入金から 26 万 2, 000 円を減額。歳入合計は 1 万 1, 000 円減額し 629 万 2, 000 円とするものです。

168 ページです。歳出です。

1 款、サービス事業費から 1 万 1, 000 円を減額し、歳出合計は 1 万 1, 000 円減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、174、175 ページをお開きください。

歳出です。1 款 1 項 1 目介護予防支援事業費の 12 節、介護予防支援システム委託料及び介護予防支援計画作成委託料から 1 万 1, 000 円の減額は、委託費見積もり合わせをした結果によるものです。

続いて歳入の説明を申し上げますので 172、173 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 1 節、介護予防サービス計画収入に 25 万 1, 000 円の追加は要支援認定者のサービス利用が増えたため、予防支援事業者としてサービス計画収入が増えたものです。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 26 万 2, 000 円の減額は今回の補正予算の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

◇議 長 日程第13、議案第7号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書177ページになります。議案第7号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5項）。

令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1表、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,652万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

179ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、使用料及び手数料に354万1,000円追加。2款、繰入金から1,960万2,000円の減額。4款、諸収入に1,017万1,000円追加。5款、町債から1,500万円の減額。6款、国庫支出金から11万円を減額し、歳入合計は2,100万円を減額し3億6,652万1,000円とするものです。

180ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から1,971万2,000円を減額。2款、公債費から128万8,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

181ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。

女満別本町地区簡易水道事業債は、限度額320万円に60万円を追加し380万円に。女満別高台地区簡易水道事業債は、限度額1,250万円から690万円を減額し560万円に。東藻琴地区簡易水道事業債は、限度額3,770万円から870万円減額し2,900万円に。それぞれ事業費の確定により変更しております。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に歳入歳出補正予算事項明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますの

で、188、189ページをお開き願います。

1款1項1目職員給与等2節、給料から18節、負担金補助及び交付金までの合計811万円の減額は、令和4年6月1日付けの人事異動に伴う変更です。

簡易水道一般管理事業、12節委託料から37万6,000円の減額は執行残によるものです。同じく26節、消費税及び地方消費税129万1,000円の減額は、税額の確定によるものです。

2項1目簡易水道施設管理費11節、役務費20万5,000円。12節、委託料66万円。13節、使用料及び賃借料7,000円。14節、工事請負費62万9,000円の減額は、それぞれ執行残によるものです。17節、備品購入費から438万3,000円の減額は、給水栓ごとに設置しておりますメーター器の更新598台の購入費用となっておりますが、購入単価の再積算、入札差金による減額となっております。2目建設改良費女満別本町地区簡易水道整備事業12節、委託料から30万円の減額は、修繕に係る設計費用を計上していましたが、未執行により減額となっております。

190、191ページになります。14節、工事請負費から116万5,000円の減額は、事業費の確定によるものです。女満別高台地区簡易水道整備事業12節、委託料調査測量設計委託料30万円は未執行による減額。東部高台耐震診断委託料16万5,000円の減額は執行残によるものです。14節、工事請負費から138万1,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

東藻琴地区簡易水道整備事業12節、委託料調査設計委託料30万円は未執行による減額。水道管路整備工事实施設計委託料3万4,000円は執行残となっております。14節、工事請負費から39万5,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

2款1項2目22節、地方債償還利子から128万8,000円の減額は、借入額の確定によるものです。

続きまして歳入の説明をいたしますので、186、187ページをお開き願います。

1款1項1目1節、給水使用料の359万円の追加は見込み料金の精算によるものです。

2款1項1目1節、一般会計繰入金から1,960万2,000円の減額は財源調整のため変更するものです。

4款2項2目1節、水道管移設補償金は、本町地区から156万4,000円の減額、東部高台地区に557万5,000円の追加、東藻琴地区614万1,000円を追加し、3地区の合計で1,015万2,000円の増加となっております。補償対象事業の確定により変更するものです。

5款1項1目1節、簡易水道事業債から1,500万円の減額は、第2表、地方債補正で説明させていただいたとおりです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第7号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしです。したがって、議案第7号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

- ◇議 長 日程第14、議案第8号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

- ◇建設課長 議案書195ページになります。議案第8号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第5号)。

令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ581万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,365万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

197ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、分担金及び負担金から18万5,000円の減額。2款、使用料及び手数料から476万8,000円の減額。4款、繰入金に324万6,000円追加。6款、諸収入に709万4,000円追加。7款、町債から1,120万円を減額し、歳入合計は581万3,000円減額し、4億3,365万3,000円とするものです。

198ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から509万9,000円の減額。2款、公債費から71万4,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

199ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。

下水道事業債は、限度額を3,680万円から1,120万円を減額し2,560万円北海道が実施しております網走川湯線及び小清水女満別線に伴う移設工事の財源としておりますが、事業費の確定により変更しております。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、206、207ページをお開き願います。

1款1項1目下水道一般管理事業26節、消費税及び地方消費税から45万2,000円の減額は税額の確定によるものです。2目施設管理費下水道施設管理費14節、工事請負費から54万6,000円の減額は、工事費の確定によるものです。3目建設改良費污水管渠布設事業12節、委託料から50万5,000円。14節、工事請負費123万6,000円。続きまして改築更新事業14節、工事請負費201万円までの減額は、事業費の確定によるものです。

2款1項2目22節、償還金利子及び割引料から71万4,000円の減額は借入額の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、204、205ページをお開き願います。

1款1項1目1節、受益者負担金等は新たに下水道への接続が見込まれる土地を想定し予算計上しておりましたが対象地の確定により18万5,000円を減額するものです。

2款1項1目1節、下水道使用料から47万6,000円の減額は見込み料金の精算によるものです。

4款1項1目1節、一般会計繰入金324万6,000円の追加は財源調整のため変更するものです。

6款3項1目1節、下水道管移設補償費707万5,000円の追加は補償対象経費の確定によるものです。

7款1項1目2節、下水道事業債から1,120万円の減額は、第2表、地方債補正で説明させていただいたとおりです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第8号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号、令和 4 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15、議案第 9 号

◇議 長 日程第 15、議案第 9 号、令和 4 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 211 ページになります。議案第 9 号、令和 4 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 4 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,720 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。令和 5 年 3 月 7 日提出、大空町長松川一正。

213 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、使用料及び手数料から 15 万 5,000 円の減額。2 款、繰入金から 98 万 4,000 円の減額。3 款繰越金に計 97 万 2,000 円の追加、4 款、諸収入から 1,000 円を減額し、歳入合計は 16 万 8,000 円を減額し、3,720 万 7,000 円とするものです。

214 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費から 16 万 4,000 円を減額。2 款、公債費から 4,000 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、221 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目個別排水処理一般管理事業 26 節、消費税及び地方消費税から 12 万 5,000 円の減額は税額の確定によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、218、219 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 1 節、個別排水使用料から 15 万 5,000 円の減額は、浄化槽 1 基の休止に伴い変更するものです。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 98 万 4,000 円の減額は財源調整のため変更するものです。

3 款 1 項 1 目 1 節、前年度繰越金に 97 万 2,000 円を追加しております。令和 3 年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありません。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第9号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、令和4年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

◇議 長 日程第16、議案第10号、大空町個人情報保護法施行条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書223ページでございます。議案第10号、大空町個人情報保護法施行条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

225ページから227ページにつきましては、制定条文でございます。内容につきましては参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の11ページをお開き願います。

条例の概要です。1、制定の趣旨であります。個人情報の保護に関する法律が改正されまして、個人情報保護制度が全国一律の標準的な規律を定めるものとなりますことから、法律に基づいて制度を運用していくため、新たに制定するものでございます。

2、条例の概要ですが、第1条、趣旨としましては、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものです。

次に、第2条、定義ですが、使用する用語につきましては、法及び法令にお

いて使用する用語の例といたします。また、対象となる実施機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会といたします。

第3条、個人情報ファイルの保有等に関する事前の届け出ではありますが、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、町長への届け出が必要となります。

第4条、手数料等です。開示請求に係る手数料は無料といたしますが、写しの交付に要する費用、具体的にはコピーや郵送にかかる費用などでございますが、それらは請求者の負担となります。

第5条、審査会への諮問ですが、個人情報の適正な取り扱いのため専門的な知見に基づく意見を聞く必要があると認めるときは、審査会に諮問することができることとしております。

第6条、委任としまして、条例の施行に関して必要な事項につきましては別途規則で定めるものです。

最後に附則ではありますが、施行期日は、令和5年4月1日とし、現行の大空町個人情報保護条例は廃止をいたします。さらに、経過措置としまして廃止前の大空町個人情報保護条例の規定によります個人情報を漏らしてはならない義務などにつきましては、この条例施行後もなお従前の例によるものでございます。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第17 議案第11号

◇議 長 日程第17、議案第11号、大空町自治基本条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書229ページでございます。議案第11号、大空町自治基本条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

231ページから232ページにつきましては、改正条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明させていただきますので、参考資料の13ページをお開き願います。

改正条例の概要です。このたびの改正は、先ほどと同様に個人情報の保護に

関する法律の改正に伴いまして、関係する条例を改正するものです。

第1条、大空町自治基本条例につきましては、法律の改正に伴いまして引用する条項などの規定を整備するものです。

第2条、大空町情報公開条例。

また次の第3条大空町債権管理条例につきましても、同様に法律を引用する条項等を整理するものです。

施行期日につきましては全て令和5年4月1日でございます。14ページから16ページには新旧対照表を掲載させていただいております。

以上提案につきまして説明申し上げました。ご審議されますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は、提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第18 議案第12号

◇議 長 日程第18、議案第12号、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書233ページでございます。議案第12号、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

議案書235ページが、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料17ページに新旧対照表を掲載しております。こちらでご説明をさせていただきますので、定例会参考資料17ページをお開きください。

現在、子ども医療費の助成事業につきましては、北海道助成の対象である通院、0歳から就学前まで、入院、0歳から小学生までを町として拡大し、通院入院ともにゼロ歳から中学生まで、所得制限を設けた上で助成を行っているところです。

今回の改正は、受給資格者の要件として規定している所得制限を撤廃し、助成対象を拡充するための改正を行うものです。受給資格者を規定する第3条のうち、所得制限に関する第3号の規定を削除します。

施行期日は、令和5年4月1日からです。なお、附則第2項におきまして、改正後の大空町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、令和5年4月1日以降、受給資格者が受けた医療に係る医療費から適用し、同日前に受けた医療費のうち、医療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例によることとします。

以上、提案理由を説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は、提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長
異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 19 議案第 13 号

◇議 長 日程第 19、議案第 13 号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書 237 ページをお開きください。議案第 13 号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 5 年 3 月 7 日提出、大空町長松川一正。

239 ページ、240 ページは改正文でございます。定例会参考資料 19 ページに条例の概要、20 ページから 22 ページまでには新旧対照表を掲載しております。概要によりまして、改正内容を説明させていただきますので、参考資料 19 ページをお開きください。

今回の改正は、国が定める基準の一部改正に伴いまして、児童の安全を確保し、その管理を徹底するための規定について、本条例の一部を改正するものです。

項目の一つ目、安全計画の策定等について。条文第 6 条の 2 において、第 1 項では、安全計画の策定と必要な措置について。第 2 項では、職員に対する周知と研修及び訓練について。第 3 項では、保護者に対する周知についてそれぞれ義務づけるものであり、第 4 項は、定期的な計画見直しや変更を行うこととする規定を加えるものです。

二つ目の項目、自動車を運行する場合の所在の確認。条文で第 6 条の 3 では、児童の活動のための移動に自動車を運行するとき、乗車、降車に点呼等を義務づける規定を加えています。

三つ目の項目、職員。条文の第 10 条第 3 項については、通常一つの活動単位に、支援員 2 人を配置する必要があるところ、利用者が 10 人以下の時間体には緊急時の対応が取れる場合であれば、支援員を 1 人とすることができるよう規定するものです。

四つ目の項目、業務継続計画の策定等。条文第 12 条の 2 第 1 項では、感染

症や災害発生時のための業務継続計画の策定。第２項では、職員に業務継続計画を周知、研修及び訓練の実施について、それぞれ努めることを規定し、第３項は、定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じた変更を行うことを規定するものです。

下から二つ目の項目、衛生管理等。条文の第１３条第２項については、感染症及び食中毒の予防蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員に研修及び訓練の実施に努めることを規定するものです。

施行期日につきましては、令和５年４月１日とします。附則第２項では、第６条の２第１項から、同条第３項の規定について義務となっているところ、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置を設けるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長
異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２０ 議案第１４号

◇議 長 日程第２０、議案第１４号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書２４１ページをお開き願います。議案第１４号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

２４３ページ、２４４ページは改正条文でございます。定例会参考資料２３ページに、条例の概要を２４ページから２７ページに新旧対照表を掲載しております。改正の内容につきましては概要により説明をさせていただきますので、参考資料２３ページをお開き願います。

今回の改正は、国が定める基準の一部改正に伴いまして、利用乳幼児の安全を確保、その管理を徹底するための規定について、本条例の一部を改正するものであります。

一つ目の項目、保育所等との連携。条文の第６条は、居宅訪問型保育事業が除外される規程に、このたび新設します第７条の３第２項を加えるものであり

ます。

二つ目の項目、安全計画の策定等。条文の第7条の2において、第1項から第4項まで安全計画の策定等について規定を加えるものでございます。

三つ目の項目、自動車を運行する場合の所在の確認。条文の第7条の3第1項につきましては、乳幼児の活動のための移動に自動車を運行するとき、乗車、降車の際に、点呼等を義務づけるというものです。同じく第2項で送迎用自動車にブザー等の装置を備え、利用乳幼児の所在確認を義務づけするものです。

四つ目の項目、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準。条文で、第10条において、併設施設の設備及び職員について、兼ねることができる要件を定めているところ保育に支障がない場合に限定する改正でございします。

下から三つ目の項目、懲戒に係る権限の濫用禁止、条文の第13条は、懲戒権の行使に関する規定そのものを削除する改正でありまして、民法、児童福祉法等において指導の人格尊重のための登用改正が行われております。この改正規定は公布の日から施行します。

下から二つ目の項目、衛生管理等。条文の第14条第2項については、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員研修及び訓練の実施を努力義務とするものです。

施行期日は、第13条の改正規定を除き、令和5年4月1日とします。附則第2項では、第7条の3第2項の規定について、令和6年3月31日までの間、ブザー等の設置及び使用が困難なとき、代替措置を講じることを義務づけるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第21 議案第15号

◇議 長 日程第21、議案第15号、大空町子ども子育て会議条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書の245ページでございします。議案第15号、大空町子ども子育て会議条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

議案書 247 ページ、248 ページが改正条文でございます。改正の内容につきましては、定例会参考資料 29 ページ、30 ページに概要を。31 ページから 41 ページまで、新旧対照表を掲載してございます。改正の内容について概要で説明をさせていただきますので、定例会参考資料 29 ページをお開きください。

今回の改正につきましては、大空町子ども子育て会議条例、大空町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大空町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例を一括して改正をするものです。

改正の内容につきましては、子ども子育て支援法、学校教育法、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正によりまして、条例中に引用する条項等の規定を整備するものでございます。

項目の第 1 条、大空町子ども子育て支援会議条例の一部改正につきましては、条文の第 1 条及び第 2 条において、子ども子育て支援法の改正に伴う引用条項を整備するものです。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日からです。

項目第二条、大空町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、関係条文覧にあります、第 2 条第 23 号から下のほうに行きまして、次のページ 30 ページにわたっております第 52 条第 3 項までにつきまして、子ども子育て支援法の一部改正に伴う引用条項の整備のための改正でございます。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日からです。条文第 15 条第 1 項第 3 号は、学校教育法の一部改正に伴う引用条項の整備です。こちらにつきましても、施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日からです。第 26 条につきましては、内閣府令の改正に伴いまして、児童への懲戒権の行使に関する規定を削除するものでございます。この改正規定は公布の日から施行します。

項目の第 3 条、大空町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正は、第 3 条第 1 号から第 3 号において、子ども子育て支援法の一部改正に伴う、引用条項の整備でございます。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日からです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は、提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長

異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２２ 議案第１６号

◇議 長 日程第２２、議案第１６号、大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書２４９ページでございます。議案第１６号、大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

議案書２５１ページが改正条文でございます。改正の内容につきまして、参考資料４３ページに概要、４４ページには新旧対照表を掲載してございます。概要によりまして内容を説明させていただきますので、参考資料４３ページをお開き願います。

今回の改正は障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正によりまして、条例中の引用する条項等の規定を整備するものでございます。

上から一つ目の項目、実施事業。条文の第３条第２号は、法律の規定、法律の改正に伴い引用する条項等の規定を整備するものです。

次の項目、使用料。条文第１０条第１号につきましては、法律の改正に伴い、厚生労働大臣を主務大臣と改めるものでございます。施行期日は、令和５年４月１日からです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２３ 議案第１７号

◇議 長 日程第２３、議案第１７号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書２５３ページでございます。議案第１７号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

議案書２５５ページが改正条文でございます。改正の内容につきまして、参考資料４５ページに概要、４６ページに新旧対照表を掲載してございます。概

要により改正内容説明をさせていただきますので、参考資料４５ページをお開き願います。

今回の改正につきまして、国民健康保険法施行令等の一部改正により、出産育児一時金を引き上げる改正を行うものでございます。

項目の出産育児一時金。条文の第５条第１項において、出産育児一時金の額を４０万８，０００円から４８万８，０００円に改正します。施行期日は、令和５年４月１日からです。

附則第２項におきまして、改正後の第５条の規定は、施行日以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適用し、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金については、なお従前の例によることといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２４ 議案第１８号

◇議 長 日程第２４、議案第１８号、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書２５７ページでございます。議案第１８号、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

議案書２５９ページは改正条文でございます。改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料４７ページをお開き願います。

議案第１８号関係、リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例新旧対照表です。改正の趣旨でございますが、本条例は令和元年度に制定いたしました。令和４年度までの間条例内容について一部改正が必要になったことから改めるものです。

使用区域、第２条 区域、リール式散水機施設に大空町女満別住吉、豊里、本郷の水利権取得地区を追加します。追加地区は水利権を取得し、畑地冠水が可能で、リール式散水機施設の使用が多く、今後施設使用の増加が見込まれることから新たに地区を設置するものでございます。区分、リール式散水機施設Ⅱ。使用区域、大空町内を。区分、リール式散水機施設Ⅲ。使用区域、大空町その他の地区に改めるものであります。主要区域大空町内では、区分、リール

式散水機施設Ⅰで定めた使用区域と区別されないことから改めるものであります。

次に下段。使用料の徴収方法、第9条、使用料は納入通知書により徴収するものとする。を、使用料は4月1日を基準日とし、毎年12月25日を納期限とするとして徴収するに改めます。第2項、使用料の徴収期限は、第5条の規定により使用の許可を受けた日から20日以内とする。を、使用料は納入通知書又は口座振替により徴収するものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。に改めるものであります。改正につきましては、使用者から使用料の納期限をその年の収支決算が確定する年末支払いに変更する要請がありましたことから、改めるものであります。

次に、別表第8条関係、区分、リール式散水機施設Ⅰ・Ⅱ、使用料年間5万5,000円を。区分、リール式散水機施設Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ。使用料年間8万5,000円と改めるものであります。

また、備考、GPS機能付きの施設の使用に関しては、上記使用料に9,000円を加算する。を削除するものであります。

令和元年からリール式散水機施設管理条例を制定し、使用料を徴収しております。使用料は事業の負担金、修繕料、備品購入など施設の維持管理費へ充当しております。しかし、令和元年度から令和4年度まで修繕費用が想定以上に要していること。令和3年度には、干ばつにより使用頻度が高く、故障が多く発生したこと、また修繕に伴う備品の値上がり等により、徴収している使用料ではリール式散水機施設の維持管理費用が賄えないため、使用料を改めるものであります。令和元年度から令和4年度までの使用料で、賄えなかった維持管理費は1,115万2,000円になります。この額を年間1台あたりに換算しますと、3万1,000円程度でございます。このことから1台当たりの使用料年額3万円増額し、8万5,000円に改めるものであります。

また、備考、GPS機能付きの施設の使用に関しては、上記使用料の9,000円を加算するにつきましては、リール式散水機施設に搭載しておりますマイコンの日本語盤ソフトが不安定なため、導入が先送りになり、いまだ導入のめどがつかないことから削除いたします。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第25 議案第19号 から 日程第32 議案第26号

◇議 長 日程第25、議案第19号、令和5年度大空町一般会計予算から、日程第32、議案第26号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書261ページでございます。提案に際しまして、別冊で配付しております。令和5年度大空町各会計予算書をご用意いたします。なお説明に当たりましては、重複する部分を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

議案第19号、令和5年度大空町一般会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

予算書の1ページをお開き願います。令和5年度の大空町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ92億2,150万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これにつきましては、2ページから6ページに掲載しております。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。これは7ページに掲載し、4件、総額3億5,549万1,000円を設定するものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。それは8ページから9ページに掲載し、26件、総額15億4,679万6,000円としております。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、16億2,000万円と定める。一時的な資金不足を補うため限度枠を地方債と国の交付金を目安に設定するものでございます。

議案書の263ページをお開き願います。議案第20号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

予算書の237ページをお開き願います。令和5年度の大空町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億2,616万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これにつきましては238、239ページに掲載しております。

次に議案書の265ページをお開き願います。議案第21号、令和5年度大

空町後期高齢者医療特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

予算書の２６１ページをお開き願います。令和５年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億２，６９８万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは２６２、２６３ページに掲載しております。

議案書の２６７ページをお開き願います。議案第２２号、令和５年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

予算書の２７３ページでございます。令和５年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億３，６６８万１，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは２７４、２７５ページに掲載しております。

次に議案書の２６９ページをお開き願います。議案第２３号、令和５年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

予算書の３０３ページをお開き願います。令和５年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６４６万２，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは３０４、３０５ページに掲載しております。

議案書２７１ページをお開き願います。議案第２４号、令和５年度大空町簡易水道事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和５年３月７日提出、大空町長松川一正。

予算書の３１９ページをお開き願います。令和５年度の大空町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億４，４４２万１，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは３２０、３２１ページに掲載しております。

地方債。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債による。これは３２２ページに掲載をし、４件、総額１億３９０万

円としております。

一時借入金。第3条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億1,000万円と定める。この金額は、地方債の額を目安に設定するものでございます。

議案書273ページをお開き願います。議案第25号、令和5年度大空町下水道事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和5年3月7日提出、大空町長松川一正。

予算書の341ページをお開き願います。令和5年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,604万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは342、343ページに掲載しております。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。これにつきましては、344ページに掲載し、3件、総額6,900万円としております。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は7,000万円と定める。これは地方債の額を目安に設定するものでございます。

議案書の275ページをお開き願います。議案第26号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和5年3月7日提出大空町長松川一正。

予算書363ページをお開き願います。令和5年度の大空町個別排水処理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,312万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは364、365ページに掲載しております。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。これにつきましては、366ページに掲載し、1件、140万円としております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって本案については、議長を除く 11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。暫時休憩します。

（暫時休憩 午後 0 時 3 6 分）

（再開 午後 0 時 3 7 分）

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。ここでしばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長との互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

（休憩 午後 0 時 3 8 分）

（再開 午後 0 時 4 9 分）

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
お諮りします。先ほど、予算審査特別委員会に付託しました、議案第 19 号から議案第 26 号までの 8 件については、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 13 日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号から議案第 26 号までの 8 件については、3 月 13 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

- ◇議 長 ここで諸般の報告を行います。休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に齋藤宏司議員。副委員長に松岡克美議員が互選された旨の報告がありました。お諮りします。3

月 11 日と 3 月 12 日の 2 日間は、会議規則第 10 条第 1 項による休会とし、3 月 9 日、10 日、13 日の 3 日間は、予算審査特別委員会の開催に伴う議事の都合によって、会議規則第 10 条第 2 項による休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なしの声あり」）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、3 月 9 日から 3 月 13 日までの 5 日間は休会とすることに決定しました。

◎日程第 33 発議第 1 号

◇議 長 日程第 33、発議第 1 号、大空町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 議会側議案の 1 ページをお開きください。発議第 1 号、大空町議会の個人情報保護に関する条例制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出する。令和 5 年 3 月 7 日提出、提出者は、大空町議会議員上地史隆、松岡克美、三條幸夫、後藤忍、鈴木秀之の各議員であります。

条例制定の経過及び目的ですが、令和 3 年 5 月に公布されました、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律の一部が改正され、これまで国の行政機関及び独立行政法人、民間事業者並びに地方公共団体等がそれぞれ法律や条例によって適用されてきた個人情報の取り扱いについて、今後は一部改正となった個人情報保護法によって取り扱われることとなりました。これまでの大空町議会における個人情報の保護については、行政側で制定した大空町個人情報保護条例が適用されていましたが、改正後の個人情報保護法では、国会や裁判所の独立性を踏まえ、個人情報保護法の適用対象外となり、地方公共団体の議会も同様に法律を適用対象から除外することとされ、議会独自に個人情報の適正な取り扱いに関する条例等を定める必要があることから、このたび大空町議会の個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものです。それでは、第 1 章から第 6 章までの条例内容等について、簡潔にご説明申し上げますので、議会側参考資料の 1 ページをお開きください。

第 1 章は、条例の総則を定めたものです。第 1 条は、この条例の目的について。第 2 条は、この条例で使用される用語の定義について。第 3 条は、議会の責務についてそれぞれ規定しようとするものです。

第 2 章は、議会における個人情報等の取り扱いを定めたものです。第 4 条は、個人情報の保有の制限等について。第 5 条は、利用目的の明示について。第 6 条は、個人情報の不適正な利用の禁止について。第 7 条は、個人情報の適正な取得について。第 8 条は、保有個人情報の正確性の確保について。第 9 条は、保有個人情報の安全管理に必要な措置を講じることについて。第 10 条は、個

個人情報の取り扱いで従事する職員または職員であった者等の義務について。第11条は、保有個人情報の漏えい等があった場合における本人への通知について。第12条は、個人情報の利用及び提供の制限について。第13条は、保有個人情報の提供を受ける者への措置要求について。第14条は、個人関連情報の提供を受ける者への措置要求について。第15条は、仮名加工情報の取り扱い義務について。第16条は、匿名加工情報の取り扱い義務についてそれぞれ規定しようとするものです。

第3章は個人情報の背景について定めたものです。第17条は、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しようとするものです。

第4章は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等について定めたもので、第1節から第4節までに再区分しています。

第1節、開示。第18条は、開示請求権について。第19条は、開示請求の手続について。第20条は、保有個人情報の開示義務について。第21条は、保有個人情報の部分開示について。第22条は、保有個人情報の裁量的開示について。第23条は、保有個人情報の存否に関する情報について。第24条は、開示請求に対する措置について。第25条は、開示決定等の期限について。第26条は、開示決定等の期限の特例について。第27条は、第三者の情報が含まれているとき意見書を提出する機会を付与することについて。第28条は、現有個人情報の開示の実施について。第29条は、他の法令による開示の実施との調整について。第30条は保有個人情報の開示請求手数料等についてそれぞれ規定しようとするものです。

第2節、訂正。第31条は、保有個人情報の訂正請求権について。第32条は、訂正請求の手続について。第33条は、保有個人情報の訂正義務について。第34条は、訂正請求に対する措置について。第35条は、訂正決定等の期限について。第36条は、訂正決定等の期限の特例について。第37条は、訂正を実施した際の保有個人情報の提供先への通知についてそれぞれ規定しようとするものです。

第3節、利用停止。第38条は、保有個人情報の利用停止請求権について。第39条は、利用停止請求の手続について。第40条は、保有個人情報の利用停止義務について。第41条は、利用停止請求に対する措置について。第42条は、利用停止決定等の期限について。第43条は、利用停止決定等の期限の特例についてそれぞれ規定しようとするものです。

第4節、審査請求。第44条は、開示決定等にかかわる審査請求が出され、行政不服審査法の審議手続に関する規定の適用除外について。第45条は、審査請求があった際、審査会に諮問しなければならないことについて。第46条は、第三者からの審査請求を棄却する場合における手続等についてそれぞれ規定しようとするものです。

第5章は、雑則について定めたものです。第47条は、適用除外について。第48条は、開示請求等をしようとする者に対する情報提供等について。第49条は、個人情報等の取り扱いに関する苦情処理について。第50条は、個人情報の適正な取り扱いの確保について。第51条は条例の施行状況の公表について。第52条は、委任についてそれぞれ規定しようとするものです。

第6章は、罰則について定めたものです。第53条から第57条まで、改正後の個人情報保護法にて規定される罰則と同様に今回新たに規定しようとするものです。

最後に附則として、この条例の施行期日は、令和5年4月1日より施行予定とします。

以上、提案理由についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

（散会 午後 1時00分）

令和 5 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 令和 5 年 3 月 7 日
- ・ 開 会 令和 5 年 3 月 7 日
- ・ 閉 会 令和 5 年 3 月 1 4 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

8 番 三 條 幸 夫

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長
副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計管理者		産業課	長
総務課	長	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
総務課	参事	住民福祉課	長
移住・定住支援室	長	総務課	主査
住民課	長		
生涯学習課	長	生涯学習課	参事
生涯学習課	参事		
監査委員事務局	長	選挙管理委員会事務局	長
農業委員会事務局	長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和5年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 令和5年3月14日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第10号 大空町個人情報保護法施行条例制定について
- 日程第3 議案第11号 大空町自治基本条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第12号 大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第13号 大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第14号 大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第15号 大空町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第16号 大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第17号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第18号 大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 発議第1号 大空町議会の個人情報の保護に関する条例制定について
- 日程第12 議案第19号 令和5年度大空町一般会計予算
- 日程第13 議案第20号 令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第21号 令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第22号 令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 令和5年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 令和5年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第20 発議第2号 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第21 発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第22 発議第4号 懸案事項促進のための議員派遣について

- 日程第23 発議第5号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産
経営の安定を求める要望意見書
- 日程第24 発議第6号 水田活用の直接支払交付金見直しにあたっての畑地化支援に係る要
望意見書
- 日程第25 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第26 報告第2号 令和4年度定期監査結果報告について
- 日程第27 報告第3号 例月出納検査結果報告について
- 日程第28 議案第27号 令和5年度大空町一般会計補正予算（第1号）

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田 栄
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	佐薙清美
会計管理者	阿部雅浩	産業課長	作田勝弥
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	佐川雅仁	建設課長	高島清和
総務課参事	稲川浩司	建設課参事	山本純生
総務課参事	小堀弘樹	住民福祉課長	山本 晃
移住・定住支援室長	秋葉暢康	総務課主査	安念真人
住民課長	星加政志		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	菅野洋治	生涯学習課参事	砂金英樹
生涯学習課参事	村山 修		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上 透
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	篁 充清
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	平田義和	事務局主幹	田中 学
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

令和5年3月14日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎会議の宣言

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから、令和 5 年第 1 回大空町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、3 番、福田淳一議員及び 4 番、森賀祐司議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際諸般の報告を行います。事務局長に報告いたします。
事務局長。
- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名であります。三條議員より欠席する旨届け出がございます。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 10 号

- ◇議 長 日程第 2、議案第 10 号、大空町個人情報保護法施行条例制定についてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 10 号、大空町個人情報保護法施行条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１０号、大空町個人情報保護法を施行条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 議案第１１号

◇議 長 日程第３、議案第１１号、大空町自治基本条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第１１号、大空町自治基本条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１１号、大空町自治基本条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１２号

◇議 長 日程第４、議案第１２号、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を行っておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１２号、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１２号、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第１３号

◇議 長 日程第５、議案第１３号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第１３号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１３号、大空町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第１４号

◇議 長 日程第６、議案第１４号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明を行ってきますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第14号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、大空町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第15号

◇議 長 日程第7、議案第15号、大空町子ども子育て会議条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明をしておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第15号、大空町子ども子育て会議条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、大空町子ども子育て会議条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第16号

◇議 長 日程第 8、議案第 16 号、大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 16 号、大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号、大空町障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 17 号

◇議 長 日程第 9、議案第 17 号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 17 号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１７号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第１８号

◇議 長 日程第１０、議案第１８号、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１８号、大空町リール式散水機、施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第１８号、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 発議第１号

◇議 長 日程第１１、発議第１号、大空町議会と個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を行っておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第１号、大空町議会の個人情報保護に関する条例制定について

を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、大空町議会の個人情報保護に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第19号から日程第19 議案第26号

◇議 長 日程第12、議案第19号、令和5年度大空町一般会計予算から日程第19、議案第26号令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、齋藤宏司議員、

◇齋藤委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託された事件は、議案第19号、令和5年度大空町一般会計予算。議案第20号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。議案第21号、令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。議案第22号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。議案第23号、令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。議案第24号、令和5年度大空町簡易水道事業特別会計予算。第25号、令和5年度大空町下水道事業特別会計予算。議案第26号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計予算の8事件であります。

令和5年3月8日の令和5年第1回大空町議会定例会で設置されました本委員会に付託された事件は、今後、大空町の方角性にかかわる重要な内容であることから、3月9日、10日、13日に委員会を開催し、説明員の出席を求め、その内容を慎重に審議いたしました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託された8事件は、すべて原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第19号、令和5年度大空町一般会計予算から議案第26号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括して採決したいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第26号までの8件を一括して採決することに決定しました。

議案第１９号から議案第２６号までの８件に対する予算審査特別委員会の審査報告はいずれも原案可決です。

議案第１９号から議案第２６号までの８件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１９号、令和５年度大空町一般会計予算から議案第２６号、令和５年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 発議第２号

◇議 長 日程第２０、発議第２号、議会運営委員会閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第２１ 発議第３号

◇議 長 日程第２１、発議第３号、各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第２２ 発議第４号

◇議 長 日程第２２、発議第４号、懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

令和５年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等についてはその都度議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第４号は、このように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第２３ 発議第５号

◇議 長 日程第２３、発議第５、食料安定保障強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。７番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の１５ページをお開きください。発議第５号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出する。令和５年３月１４日提出。提案者、大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、森賀、福田の各議員であります。

１７ページでございます。我が国の農業は、食料自給率の低下、農村社会の疲弊、相次ぐ大型貿易協定発効による農畜産物の市場開放で農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増しています。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で農畜産物需要が減退し、米や砂糖、乳製品等の在庫滞留が続き価格が低迷しています。さらには、ロシアのウクライナ侵攻で穀物需要の逼迫や生産資材の価格高騰を招き、我が国は危機的状況の一途を辿っており、食料農業を再評価し、実効性ある政策が求められています。酪農・畜産は、飼料価格などの高騰が続く中、コロナ禍で牛乳乳製品の需要が回復せず、道内ではさらなる減産が求められ、需給調整の負担が生産者に大きく偏っているほか、初生牛等の個体販売価格の暴落など、取り巻く環境は厳しさを増し、離農を余儀なくされる生産者が続出する危機的状況であり、経営存続に向け、需給改善と生産資材対策、適正な価格形成が求められています。

については、農業者が将来にわたって安心して営農できるよう、我が国の食料安全保障の強化と国内酪農・畜産の経営安定に向けて、下記内容を要望します。

記、１、世界の食料事情の変化や気象変動による農業被害等に鑑み、食料の安定生産・供給に向けて、生産資材の安定的な確保や担い手・労働力の育成・確保、再生産可能な直接支払制度の導入など機動的な施策の拡充や予算の確保により、生産基盤を一層強化し、国内生産の増大を図る食料安全保障政策として強化すること。

また、基本法の見直しに当たっては、食料自給率の向上を目指し農業者が将

来に渡って安心して営農できる持続可能な食料・農業・農村政策を確立すること。

２、国内酪農・畜産経営はかつてないほど厳しい情勢に晒され、存続の危機に瀕していることから、官民一体での在庫削減などの需給調整対策を行い、牛乳乳製品の消費拡大の一層の強化や新たな需要創出などで、一刻も早く需給改善を図ること。

また、経営を圧迫している生産資材高騰への対策強化と、流通・販売業者や消費者への理解醸成のもと、コスト高に係る酪農畜産物の適正な価格形成が可能となるよう、環境を整備すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第５号、食料安全保障強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第５号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 発議第６号

◇議 長 日程第２４、発議第６号、水田活用の直接支払交付金見直しにあたっての畑地化支援に係る要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。７番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の１９ページをお開きください。発議第６号、水田活用の直接支払交付金見直しにあたっての畑地化支援に係る要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和5年3月14日提出。提案者、大空町議会議員、後藤、河村、齋藤、松岡、森賀、福田の各議員であります。

21ページでございます。大空町女満別低台地区は、減反政策によって転作を余儀なくされ、転作奨励金、水田活用の直接支払交付金を営農の基盤としてきた状況にあります。今回の水田活用の直接支払交付金の見直しにあたっての畑地化支援において最も重要なことは、地域が協調して畑地化を進めていくことにあります。

現在、国が示している予算規模250億円は、全ての畑地化支援を賄える額ではなく、ポイントにより個別に順位をつけるような要望の取りまとめは、「早く手上げしなければ、畑地化支援が受けられないのではないか」との農業者の不安を煽り、地域農業の崩壊に繋がり兼ねません。

令和6年以降の畑地化支援の制度内容を早急に明示していただき、農業者の不安を払拭し、これからの営農計画が立てられるよう、下記内容を要望します。

記、1、畑地化促進事業、特に畑地化支援と定着支援にあたっては農業者同士が不公平にならないよう、地域農業の発展のためビジョンを持って畑地化に取り組む農業者の全てが支援を受けられるように予算措置すること。

また、令和5年度にて畑地化を希望する全ての農業者が支援を受けられるように令和5年度での補正予算措置も検討すること。

2、畑地化支援は単年度事業として示されているが、地域農業の変革は単年度で達成できるものではなく長期的な計画が必要となることから、畑地化支援については次年度以降も継続し、単価等の内容についても早急に地域に示すこと。

3、予算の配分が必要な場合も、単純な取り組み面積に基づいたポイントによる順位付けなどではなく、営農の持続的発展に向けた支援金の活用方法など、地域農業の発展にあたってのビジョンを持った農業者が配分を受けられるように配分方法の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 6 号、水田活用の直接支払交付金見直しにあたっての畑地化支援に係る要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第 6 号、水田活用の直接支払交付金見直しにあたっての畑地化支援に係る要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 報告第 1 号

◇議 長 日程第 2 5、報告第 1 号、専決処分の報告についてを議題とします。
松川町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。小堀総務課参事。

◇総務課参事 議会側議案書 2 5 ページでございます。専決処分第 1 号、専決処分書。

町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。令和 5 年 3 月 1 日、大空町長 松川一正。

記、1、和解内容、別紙。事故内容と合わせて後ほど説明いたします。

2、損害賠償の額、4 万 2, 5 7 0 円。

3、和解の相手方、網走郡大空町女満別中央 3 8 番地の 2、南部美喜子。
2 7 ページをお開きください。

和解内容です。

1、事故の原因。

(1) 事故発生日時。令和 5 年 1 月 1 3 日午後 4 時ころ。

(2) 事故車両。北見 3 0 0 号 4 2 9 7 (トヨタプリウス) 当町公用車です。

(3) 事故発生場所。網走郡大空町女満別西 4 条 5 丁目 3 5 3 番地の 8、女満別農業構造改善センターの向かいの駐車場です。

(4) 事故車両の運転者。水元陽菜。大空町との関係は町職員です。

(5) 事故の相手方。網走郡大空町女満別中央 3 8 番地の 2、南部美喜子。

(6) 事故の概要。町有車両を後退させて駐車場から出ようとした際、前方不注意により、町有車両右側前部バンパーを右隣に駐車中車両の左側後部バンパーに接触し損害を与えた。

2、和解の条件。

(1) 事故の第 1 当事者 (甲)。大空町長 松川 一正。

(2) 事故の第 1 当事者 (乙)。網走郡大空町女満別中央 3 8 番地の 2、南部美喜子。

(3) 過失割合。甲：1 0 0 % 乙：0 %、

(4) 損害賠償の額。4 万 2, 5 7 0 円。

(5) 支払期限。甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、

金4万2,570円を令和5年3月10日までに支払うものとする。

(6) 異議の申し立て。承諾書の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申し立てをしないことを誓約する。

本件事故につきましては、広報配布等業務のために、女満別農業構造改善センターへ赴いた職員が用務後に同センター向かいの駐車場に前向きで駐車していた町有車両を後退バックで出そうとした際に、前方不注意により、向かって右隣に駐車していました相手方車両に接触して破損させたというものでございます。当時事故と相手方車両に乗車していた人はいませんで、職員を含めて負傷者はいませんでした。この事故を踏まえまして、町有車両の安全運転に努めるよう、当該職員には指導を行ったところでございます。

以上、専決処分の内容につきましてご報告いたします。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第26 報告第2号

◇議 長 日程第26、報告第2号、令和4年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から令和4年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇近藤代表監査委員 ただいま上程になりました報告第2号、令和4年度定期監査報告についてご報告いたします。

令和4年度の定期監査につきましては、令和5年2月16日に松岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回ご報告いたします定期監査については、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査であり、令和3年度中に行われた職員の時間外勤務状況について監査を実施いたしました。

本年度の定期監査の実施に当たりましては、所管部署から、時間外勤務命令簿等書類の提出を求め、調査し、時間外勤務時間、勤務時間が勤務実績により正しく集計されているか、規則で定められている限度時間以内となっているか、時間外勤務命令がグループ内職員の間で偏りがいないか等に主眼を置いて監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、当該事務に関して適正に事務が施行されているものと認められました。

なお、グループ内において、1人の職員に時間外命令が偏っている事例が見受けられることから、事務配分の見直しなど所管部署へ意見として申し伝えたところであります。

以上、令和4年度定期監査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和4年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第27 報告第3号

◇議 長 日程第 27、報告第 3 号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇近藤代表監査委員 ただいま上程になりました報告第 3 号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和 4 年 11 月分から令和 5 年 1 月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、11 月分につきましては 12 月 19 日、12 月分につきましては 1 月 19 日、1 月分につきましては 2 月 20 日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載のとおり相違ありません。

また、現金預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで、例月出納検査結果報告については終わります。

◎日程第 28 議案第 27 号

◇議 長 日程第 28、議案第 27 号、令和 5 年度大空町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 追加議案書の 1 ページでございます。議案第 27 号、令和 5 年度大空町一般会計補正予算（第 1 号）。

令和 5 年度大空町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,292 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 92 億 5,443 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 5 年 3 月 14 日提出、大空町長、松川一正。

3 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

15 款、国庫支出金に 3,289 万 8,000 円追加。21 款、諸収入に 2 万 4,000 円追加。歳入合計は 3,292 万 2,000 円を追加し、92 億 5,443 万円とするものです。

4 ページをお開き願います。歳出です。

4 款、衛生費に 2,810 万 1,000 円追加。12 款、職員給与費に 48 万 2 千 1,000 円追加。歳出合計は 3,292 万 2,000 円を追加し、歳入

合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。

歳出から行いますので、10、11ページをお開き願います。このたびの補正は、今後予定しております新型コロナウイルスワクチン接種に係る関連経費につきまして予算を措置し適切に対応しようとするものでございます。

4款1項2目、予防費、各種疾病予防対策事業の10節、消耗品費と印刷製本費合わせて101万1,000円。次の11節、郵便料から三つ下の国保連合会事務手数料まで合計187万円。12節、予防接種委託料から二つ下の接種円滑化委託料まで2,504万円。また、13節、印刷機等借上料18万円。さらに下段12款1項2目会計年度任用職員費の1節、報酬から最後の18節、福祉協会負担金まで総額482万1,000円をそれぞれ追加します。

続きまして歳入を説明しますので、8、9ページをお開き願います。15款1項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,644万円。次の2項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,645万8,000円は、ワクチン接種に係る国からの補助金です。21款4項7目1節、会計年度任用職員等雇用保険料納付金2万4,000円は、会計年度任用職員雇用保険料の自己負担分でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第27号、令和5年度大空町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、令和5年度大空町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◇議 長 これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町長 令和5年第1回定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

令和5年度予算につきましては、3月9日からの予算審査特別委員会、3月13日総括質疑と、議員各位に長時間にわたりご審議をいただき、本日お認めいただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。

町長となって初めての予算編成となりましたが、ここに至るまでには、昨年11月から約4カ月半をかけて職員が提案いたしました予算の査定を行いながらまとめ上げたものでございます。令和4年からの継続事業や、新規の大型事業であります河川防災ステーションの整備などにより、一般会計及び特別会計を含めた全会計の合計額ともに、大空町となって過去2番目の予算規模となりました。予算をお認めいただいたことで安心するのではなく、ここからどのように町民皆様のために生きた予算として使用していくか、そのかじ取りをしっかりとしていかなければならない覚悟をしているところであります。

町の予算は、町民皆様からお預かりしている貴重なお金であります。最大限の効果を発揮し、また、適正に執行してまいりますことを常に意識して、1年間実践してまいりますことをお約束いたします。何とぞ議員各位におかれまして折に触れご指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、昨日からマスク着用のルールが緩和され、マスクの着用にあたっては個人の判断にゆだねられることになりました。昨日、春休みで帰省する子どもを迎えに空港に行きましたが、搭乗口から出てくる乗客のほとんどがマスクを着用しておりました。周りの多くの方がマスクを着用している中で、1人だけマスクを外すのは勇気が要ることなのかもしれません。

役場の対応は、感染症法の位置づけが2類から5類に変わる5月7日までは、役場内で職員はマスクを原則着用することといたしますが、来庁者にはマスクをしてこられなくても、着用を求めないこととしています。

なお、5月8日からの対応につきましては、今後の感染動向にもよりますが、国の方針のつとめて職員にはマスク着用を求めず、コロナ前の状態に戻していきたい、そのように考えております。本当の意味でのウイズコロナ時代の始まりです。さまざまな活動やまちのイベントなど積極的に実施し、町民同士の交流、関係人口の増に向けて取り組んでまいります。

最後に、議員各位におかれましては、今後とも、さまざまな見地からご指導いただきますようお願い申し上げて、また、今回の議会に対するお礼を併せて申し上げます。

本当にありがとうございました。

◇議長 これでは5年第1回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前10時51分)